

令和4年第432回定例会

矢吹町議会会議録

令和4年3月11日 開会

令和4年3月22日 閉会

矢吹町議会

令和4年第432回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月11日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
組合議会報告	5
町政報告並びに施政方針	5
報告第1号の上程、説明、質疑	17
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案の上程、説明(議案第1号～議案第21号)	20
散会の宣告	24

第 2 号 (3月14日)

議事日程	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員	25
欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	25
職務のため出席した者の職氏名	26
開議の宣告	27
一般質問	27
三村正一君	27
富永創造君	42

藤井源喜君	55
高久美秋君	65
会議時間の延長	76
安井敬博君	76
散会の宣告	90

第 3 号 (3月15日)

議事日程	91
本日の会議に付した事件	91
出席議員	91
欠席議員	91
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	91
職務のため出席した者の職氏名	92
開議の宣告	93
一般質問	93
加藤宏樹君	93
青山英樹君	114
総括質疑	131
議案・陳情の付託	131
散会の宣告	132

第 4 号 (3月22日)

議事日程	133
本日の会議に付した事件	133
出席議員	134
欠席議員	134
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	134
職務のため出席した者の職氏名	134
開議の宣告	135
議事日程の報告	135
議案第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	135
議案第1号、第4号、第7号、第9号、第10号、第11号、陳情第2号、第3号、第4号、 第5号、第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	143
議案第12号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号の委員長報告、 質疑、討論、採決	149

議案第13号、第14号、第15号の委員長報告、質疑、討論、採決	153
日程の追加	155
同意第1号の上程、説明、採決	156
諮問第1号の上程、説明、採決	157
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	159
日程の追加	160
議長辞職の件	160
日程の追加	162
選挙第1号 議長選挙	162
議長就任の承諾及び挨拶	164
日程の追加	165
副議長辞職の件	165
日程の追加	166
選挙第2号 副議長選挙	166
副議長就任の承諾及び挨拶	168
日程の追加	168
議席の一部変更	168
選任第1号 常任委員会委員の選任について	169
選任第2号 議会運営委員会委員の選任について	170
選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について	170
日程の追加	171
白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件	171
日程の追加	172
選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙	172
閉会中の継続調査の申出について	173
議員の派遣について	173
閉会の宣告	174
署名議員	175

令和4年3月11日（金曜日）

（第 1 号）

令和4年第432回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年3月11日(金曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告並びに施政方針
日程第 5 報告第1号 専決処分の報告について(専決第22号 損害賠償の額を定めることについて)
日程第 6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第21号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第9号))
日程第 7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第10号))
日程第 8 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議(案)
日程第 9 議案の上程
議案第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号
(町長提案理由説明のみ)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	鈴木健生君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画総務課長	佐藤豊君	まちづくり推進課長	山野辺幸徳君
会計管理者兼総合窓口課長	小針良光君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	阿部正人君	農業振興課長兼農業委員会事務局長	鈴木辰美君
商工推進課長	佐藤浩彦君	都市整備課長	福田和也君
上下水道課長	柏村秀一君	教育次長兼教育振興課長	国井淳一君
子育て支援係長	野木陽子君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第432回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、教育長より議案等説明のために出席を求めた子育て支援課、小椋勲課長が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になったため欠席となり、その代理として、同課子育て支援係、野木陽子係長が出席する旨の申出がありましたので、ご報告を申し上げます。

(午後 1時30分)

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、矢吹町議会会議規則第120条の規定により、

3番 高久美秋君

4番 藤井源喜君

を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場にご参集の皆様方、こんにちは。また、傍聴にお越しいただきましたこと、誠に感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、ご報告をいたします。

第432回矢吹町議会定例会が本日3月11日に招集になりましたので、それに先立ちまして、3月9日午前10時から議会運営委員会を開き、本定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日3月11日から3月22日までとし、会議日程については、お手元配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日3月11日から3月22日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月11日から3月22日までの12日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等について説明をいたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、当初予算書、当初予算説明書、例月出納検査結果報告書、陳情文書表及び陳情書、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会及び福島県町村議会議長会令和3年度第2回定期総会における議案書等の写し、並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告をいたします。

さきの12月定例会において議決されました発議第9号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書、発議第10号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書につきましては、12月13日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果であります。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については令和3年度11月分を12月24日に、12月分を1月24日に、1月分を2月24日にそれぞれ行いました。水道事業会計につきましては、令和3年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれの関係月の出納状況を聴取した後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、

適正なものとして認めました。

なお、詳細につきましては報告書をご覧くださいと存じます。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（角田秀明君） 次に、私から白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告をいたします。

初めに、令和3年12月22日に開催されました令和3年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会に提出されました議案は3件であります。

内容につきましては、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和3年度一般会計補正予算及び和解であり、それぞれ原案のとおり議決されました。

次に、令和4年2月25日に開催されました令和4年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会に提出されました議案は5件であります。

内容につきましては、物損事故の損害賠償についての専決処分の承認、令和3年度一般会計補正予算及び令和3年度水道用水供給事業会計補正予算、令和4年度一般会計予算及び水道用水供給事業会計予算であり、それぞれ原案のとおり議決されました。

次に、2月16日付で書面開催されました令和3年度第2回福島県町村議会議長会定期総会について報告をいたします。

提出議案の内容につきましては、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和4年度会費分賦収入方法並びに令和4年度事業計画及び一般会計予算の3件が提出され、全議案原案のとおり議決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をご覧くださいと思います。

以上で、私からの報告を終了いたします。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告並びに施政方針

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。

第432回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長はじめ議員の皆様にご挨拶申し上げます。そして、傍聴にいらした皆様、ありがとうございます。

町政報告に先立ちまして、東日本大震災から11年となる本日、改めて犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様へ、心からお悔やみを申し上げます。

また、このたびのロシア侵攻を受け、犠牲になられたウクライナの方々に哀悼の意を表するとともに、一日も早く平和で安全な世界に戻ることを心から願っております。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第432回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、新型コロナウイルス感染症において、感染力がこれまでの変異株の中で最も強いとされるオミクロン株による感染が拡大している中、町民の皆様には、基本的な感染防止対策の徹底と継続について、ご理解とご協力を引き続きいただいております。心から感謝申し上げます。

また、最前線で懸命に対応していただいております医療機関等の関係者の皆様をはじめ、感染防止対策に取り組みながら町民の皆様の生活を支えていただいております事業者の皆様、エッセンシャルワーカーの皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。

本町では、今年に入りまして、1月に43例、2月21日現在で2月に70例、これまでに179例、これは、実は作成時点でありまして、これから2月21日現在というふうに言った場合、本日現在のを付言させていただきます。一番新しいデータを、コロナであるとか、それはとにかく変化が激しいので付け加えさせていただきます。なお、本日現在では、2月に81例、3月に26例、合計で216例の陽性者が確認されております。

このような感染拡大が続く状況におきまして、福島県は1月28日に新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を行い、1月30日から県全域にまん延防止等重点措置を適用したことから、町民の皆様には、命と健康を守り、安全・安心の確保に向けた本町独自の取組として、不要不急の外出自粛についてご協力をお願いしていたところであります。

なお、3月6日、先だって、まん延防止等重点措置が解除となりましたが、感染収束に向け、県では引き続き、今月末まで、感染拡大防止重点対策が実施されておまして、町内でも感染者の確認が、先ほども議長のほうからもありましたが、私どもの中でも、大変申し訳ないことでありますが、連日続いている状況であります。

今後も、国や県の動向を注視し、新型コロナウイルス感染症における感染防止対策と社会経済活動の両立、これがこれから非常に大切かと思っておりますが、両立を図りながら、強い危機意識とスピード感を持ち、引き続き万全の体制で取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてであります。

本町では、コロナウイルスワクチンの2回目までの接種を昨年5月から12月にかけて、矢吹町文化センターでの集団接種及び町内の指定医療機関での個別接種を実施しまして、2月21日現在の接種人数及び接種率につきましては、1回目接種を終えた方が1万4,045名、91.3%、2回目接種を終えた方は、1万3,960名で90.7%となっております。

そして、本日現在、最新データでは、接種人数及び摂取率につきましては、1回目接種を終えた方が、1万4,185名で94.4%、2回目接種を終えた方は、1万4,050名で93.9%となっております。

また、コロナウイルスワクチンの3回目の接種につきましては、国の方針に基づき、本町では2月1日からこれまでと同様に矢吹町文化センター及び町内の指定医療機関で実施していたところであります。

なお、ワクチンの集団接種会場につきましては、もう来週ですね、3月13日から、町文化センターからホテ

ルニュー日活に変更させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

3回目接種につきましては、当初予定しておりました2回目の接種完了日から8か月、これは国から出されていた8か月である接種間隔を前倒しし、65歳以上の高齢者から順に接種を行っております。65歳未満の方への接種券の送付及び接種の時期につきましては、ワクチンの国からの供給量に合わせまして、順次進めております。

2月21日現在の3回目接種を終えた方が、全体で3,388名の22.0%でありまして、今後も、5歳から11歳までの小児接種の実施も併せ、国からの供給量が確定次第、希望する多くの町民の皆様が速やかにワクチンを接種できるよう努めてまいります。

これも本日現在、最新のデータですと、3回目の接種を終えた方は全体で5,446名、31.9%で、県平均を大分上回っている状況であります。65歳以上に限りますと、この高齢者の方の比率は4,577名で、65歳以上の高齢者の比率としては86.2%が既に接種を終えております。そして、先ほどの5歳から11歳までの小児接種の実施であります。これも来週よりスタートいたします。

次に、町独自の経済支援策についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に徹底して取り組んでいる町内店舗を矢吹町商工会及び町が認定し、感染対策に要する費用の一部として、1店舗当たり3万円を給付する「令和3年度矢吹町店舗応援キャンペーン」につきましては、2月21日現在で135店舗に認定証を交付し、うち132店舗に対し396万円を交付しております。これも、本日最新のデータで行きますと、現在141店舗に認定証を交付し、うち136店舗に対し408万円を交付しております。

また、令和3年1月から5月までの期間における売上げが、一昨年または昨年同月分の売上額と比較し20%以上減少しているという飲食店等や小規模事業者を対象に、1事業者10万円を給付する新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金、これにつきましては、2月21日現在、118の事業者に対して1,180万を給付しております。これも、最新データで行きますと、本日現在、129事業者に対し1,290万円を給付しております。

なお、矢吹町くらし応援商品券につきましては、6,714世帯、1万6,990名に総額8,495万円分の商品券を配布し、2月21日現在、延べ172店舗から5,460万2,000円分の換金を受付しております。最新データ、本日現在で、延べ201店舗から6,550万3,000円分の換金を受付しております。

今後も新型コロナウイルス感染症の状況、そして町内事業所の実情を把握しながら、経済活動の支援に努めてまいります。

4ページをご覧ください。

次に、福島県沖地震関連、2.13の地震についてであります。被災住宅修理支援事業についてであります。発災後、災害救助法が本町を除く県内17の市町に適用されましたが、本町では多くの住家被害が発生しており、被害の大きさや深刻さは甚大でありました。ということで、速やかな被災者の生活の安定を図るため、支援策について、国や県など各方面への働きかけによりまして、同法が適用されない市町村においても、同法と同等の支援を福島県独自で行う措置が実現することができました。

この被災住宅の修理支援についてであります。制度内容に基づき、罹災証明書により決定される被害の程度に応じた支援に取り組んでいるところであります。

制度の内容については、町の広報紙、そしてホームページ、新聞折り込みなどで周知を図りながら、2月21

日現在、195件の修理申込みがあり、うち184件の給付を完了しております。

これは、一番新しいデータ、本日現在でも、修理申込みは同じく195件であります。給付につきましては、1件増えまして、うち185件の給付を完了しているという状況であります。

6ページをご覧ください。

次に、遊水地整備事業についてであります。遊水地整備事業は、国土交通省の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの一環として、東日本台風により甚大な被害を受けた阿武隈川流域の抜本的な治水事業を行うため、令和元年度から令和10年度を計画期間にしております。矢吹町、玉川村、鏡石町の3町村に遊水地群の整備を実施する事業であります。

本年度につきましては、整備が計画されている地域住民に対して、昨年11月20日及び21日の2日間の日程で、三城目集落センターを会場に「遊水地整備計画に関する意見交換会」を3回に分けて実施しており、延べ82名の関係者が参加し、国からの整備計画について説明を受けた後に、事業に対する疑問点や要望等について意見交換を行ったところであります。

県に対しましては、阿武隈川下流域の県内各市町村の安全・安心のために整備される遊水地整備事業への支援について主に4点、「移転者に対する各種規制への柔軟な対応」、そして「各種相談調整機関の設置」、そして「代替え移転先の宅地造成整備やほ場整備等及び農業経営指導対策への人的支援」、「遊水地整備後の土地利用への参画」等、3町村長連名によりまして、福島県知事に対して要望書を提出しております。

この要望により、県は相談要望の一つである地元自治体の相談窓口の設置について、県南農林事務所及び県南建設事務所に窓口の設置をしていただいたところでありまして、さらに、昨年12月に行われた福島県知事との意見交換会においては、内堀県知事に遊水地整備予定地をご案内し、現地において事業概要の説明や本町の抱える課題等を説明し、今後の支援について私から直接要請を行っております。

今後も遊水地整備事業につきましては、国・県と連携を深めながら、地域住民に寄り添った対応を進めてまいります。

ここまで、町政報告から4点を抜粋しまして報告を申し上げます。

矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます、私からの町政報告とさせていただきます。

その他27項目につきましては、お手元に配付いたしました第432回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、令和4年度の施政方針を述べさせていただきます。

議員各位には、平素から町政運営にご支援をいただいております、心から感謝申し上げます。

本日ここに、第432回矢吹町議会定例会を招集し、令和4年度の予算案をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、新年度に臨む私の所信及び町政の基本方針を申し上げます、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。

昨年度は、令和2年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、福島県内においては、令和4年1月30日に、感染急増に伴い全県に非常事態宣言を発出し、まん延防止等重点措置の対象

を県全域に拡大するなど、いまだ終息の兆しが見えない状況が続いております。

なお、3月6日に、まん延防止等重点措置が解除となりましたが、感染収束に向け、県では引き続き、今月末まで、感染拡大防止重点対策が実施されておまして、町内でも感染者の確認が連日続いている状況であります。

町民の皆様、事業主の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策にご協力をいただいていることに、心から感謝申し上げますとともに、医療従事者、エッセンシャルワーカーの皆様におかれましては、健康と命を守るという使命を持ち業務に取り組まれていることに、改めて御礼を申し上げます。

特に、ワクチン接種につきましては、今なお喫緊の課題であり、本町では、高齢者の皆様を対象に2月1日より、3回目のワクチン接種を迅速確実に進めておまして、2月21日時点で65歳以上のワクチン対象者の52.9%、接種完了しております。全体での3回目ワクチン接種の実施状況は、2月17日時点で福島県の14%に対して、2月21日現在、町全体で22%接種完了しております。

先ほど申し上げましたことと若干重複いたしますが、なお、本日現在、65歳以上のワクチン対象者86.2%の接種が完了しております。全体での3回目ワクチン接種の実施状況は、福島県の28.8%に対し、本町全体では31.9%接種を完了しております。

今後も引き続き、ワクチン接種の推進に全力を尽くしてまいります。

新型コロナウイルス感染症の克服は、ワクチン接種を着実に進めるとともに、県及び医療機関と一層緊密な連携を図りながら、感染拡大防止のさらなる強化を進め、想定されるあらゆる事態に柔軟に、そして、的確に対応してまいります。また、あわせて町内経済回復のための取組を進め、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ってまいります。

町民の皆様、事業主の皆様には、自分や家族の健康、安全を守るため、家庭内及び職場内での基本的な感染予防対策について、改めて、ご協力をお願いいたします。一日も早く、安心して暮らせる日常生活を取り戻すため、マスクの着用や手指消毒、3密の回避と換気の徹底などの感染予防対策について、ご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

次に、デジタル田園タウン構想事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化は、デジタル化されたサービスの提供やテレワークなどの働き方が広く一般に浸透する契機となり、行政のデジタル化についても、喫緊の課題として早急な取組が求められております。

本町におきましても、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の方針を踏まえながら、行政DXと地域DXが連動する取組を実行し、町民の皆様の利便性向上や業務の効率化を目指すデジタル化の推進に取り組んでまいります。

また、国の計画において、重点的な取組事項とされている「情報システムの標準化・共通化」や「行政手続きのオンライン化」への取組を通じ、新しい技術を活用できる人材の育成に努めてまいります。

なお、誰一人取り残さずに、誰もがデジタル化の利便性を実感していただけるよう組織体制につきましても、企画総務課内に、新たに「企画・デジタル推進室」を設置しまして、民間事業者と連携した持続可能な地域の再構築、経済発展を実現するために、デジタルを利活用した事業を展開してまいります。

次に、子育て世帯に選ばれるまちについてであります。

少子高齢化の進行により人口減少社会に突入しており、限られた人口を各地域に呼び込もうとする地域間の競争が激しさを増してきております。本町におきましても、子育て世帯への特色ある各種支援策の一層の拡充を図り、その取組を積極的に情報発信していく。こういうことで、子育て世帯に選ばれる町を目指してまいります。

安心して子供を生み育て、子供たちが健やかに成長できる環境づくり、及び学力向上等の支援策の充実を図りながら、子供たちが本町の魅力を体感し、将来、本町出身であることが誇りであり、愛すべきふるさととなるまちづくりに取り組んでまいります。

また、本町の魅力をイベント等を通じ移住者向けパンフレットの配布やホームページ等デジタル媒体により各種情報を積極的に発信するなど、本町への移住定住を促進してまいります。

次に、国の大規模プロジェクトの推進についてであります。

令和3年度に引き続き、国土交通省東北地方整備局の大規模事業として一般国道4号矢吹鏡石道路及び阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの事業がさらに進められてまいります。両事業ともに本町の将来に大きな影響がある事業であり、関係する地域の方々の意見や要望等を踏まえながら、将来を見据えた利活用等の協議を進め、国に対し、積極的に要望活動を行ってまいります。

国道4号の拡幅につきましては、安全・安心の対策はもとより、関係人口、交流人口の増加を見据えた町内に誘導しやすい交差点等の協議を行い、言わば矢吹町を素通りされない魅力あるコンテンツの充実・強化を図り、町民、商店、農家、事業所においても、そのメリットを感じていただける計画となるよう強く要望いたします。

また、遊水地の整備につきましては、国では、流域における治水や貯留機能の向上を目的に、流域全体で浸水被害を軽減させる流域治水の対策として、本町、鏡石町、玉川村の3町村の阿武隈川に隣接する土地を遊水地群とする計画が進められております。本町の浸水被害が抑制され、また、阿武隈川下流域の県内各市町村の安全・安心が図られる事業であります。遊水地計画内にお住まいの、あるいは農業等を営まれる方々、または、所有する土地がある皆様にとっては、先祖代々受け継がれてきた土地を手放すことは、苦渋の思いであると認識しております。そのため、多岐にわたる様々な相談や対応について、地域に丁寧に関わりながら、地域の課題、意見等が計画にしっかりと反映できるよう、国・県に対し、周辺自治体と連携し強く要望してまいります。

次に、ポストコロナの新しい矢吹町への深化であります。

来年度は、明治35年12月26日に町制を施行してから120年目を迎える記念すべき大きな節目の年となります。この間、町民の皆様、町政に関わっていただいた多くの皆様、そして矢吹町議会の皆様のご協力とご支援をいただきながら年月を重ねてきたところでありまして、共に携わっていただいた全ての皆様に、敬意と感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により行事等の中止や延期が続いておりますが、来年度は、町の活性化を重視した事業等を実施してまいります。

文化、芸術、スポーツなどの活動を通じ、子供からお年寄りまで、全ての方が元気で生きがいを感じること

ができ、改めて、本町の誇るべき歴史と魅力を感じていただけるよう様々な行事、イベント等に取り組んでまいります。

町民の皆様から多くの声を聴きながら、感染症や自然災害に適切に対応し、強靱な備えを図りながら、魅力や強みを伸ばし、また、町内外の方に、まちの魅力、力を改めて知ってもらうことにより、節目の年として矢吹らしさが感じられるよう、新たなステージに向け挑戦してまいりたいと考えております。

さらに、今後の町政運営につきましては、将来に希望の持てる活力ある矢吹町を目指して、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様の創意と英知を結集し、来るべき未来にふさわしい活力と魅力に満ちた町民本位のまちづくりのためにチャレンジしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、令和4年度に重点的に取り組む施策について申し上げます。

初めに、デジタル田園タウン構想事業の取組であります。

本町の将来の基盤となるものがデジタル化の推進であり、行政DX（デジタル・トランスフォーメーション）と地域DXを着実に、計画的に進めていくことが、地域の経済発展や様々な社会的課題の解決への道しるべにつながるものとして確信しております。

デジタル田園タウン構想事業につきましては、単にデジタル化の推進にとどまらない、地域の活力と新たな価値を生み出す推進力になり得るものであり、本町の強みの一つに加えることにより、この後、説明いたします6つの重要施策の課題解決や実現に向け、大いに期待できるものと認識しております。

行政DXにつきましては、行政サービスの向上、公務能率の向上、ウィズコロナ対策、デジタル基盤整備に取り組ましまして、地域DXにつきましては、町特有の課題を解決するためのデジタル実装、そして町内外のデジタル人材の確保、デジタル実装を支えるデジタルの基盤整備、持続可能であり包括的かつ相互性のある地域社会の実現の取組について、年度当初から、新たな組織体制の下、スタートダッシュにより、計画的に進めてまいります。

次に、農業政策に関する取組であります。

阿武隈川の遊水地整備につきましては、東北地方整備局福島河川国道事務所より用地買収方式が示されたことにより、対象範囲内は全面買収、補償により営農ができない状況となります。優良な農地が減ることによる影響は多大なものであり、その課題について、関係者の皆様、地権者の皆様のご意見を確実に国・県に要望し、よりよい流域治水の計画となるよう力を注いでまいります。

また、本町の農業政策の課題として、農家の高齢化、担い手不足、遊休農地拡大などがあり、その支援対策としては、担い手である農家が希望を持ち、将来にわたり持続的で安定した経営が可能となる新たな農業経営形態支援の強化策として、農地中間管理機構を通じた貸し手、借り手の支援を講じる農地中間管理機構活用事業に取り組むとともに、土地改良事業等により圃場整備の推進や強い農業づくり推進事業により、安全・安心な農産物づくりを推進いたします。

用水の供給が困難な圃場につきましては、耕作放棄地にならないよう畑作の推奨等を図るとともに、転用が可能な農地については新たな利活用等を検討いたします。

なお、農家の所得向上策につきましては、経営所得安定対策や農地中間管理事業の強化拡充を図るとともに、飼料用米、いわゆる餌米などの新規需要米の作付に対する町独自の上乗せ助成について拡充を図ってまいりま

す。

さらに、令和3年度産米の米価下落対策として、令和4年産の水稻作付に用いる水稻種子の購入費の補助、及び収入保険加入者に費用の一部補助を行い、営農の継続及び生産意欲の向上を図るため支援策を実施いたします。

続いて、移住促進に関する取組であります。

現在、コロナ禍により、生き方、暮らし方が大きく変化している状況から、東京23区の人口の流出が、流入をこの30年で初めて上回ると。東京が、流出が流入を30年で初めて上回るという、非常に大きなことですね。東京一極集中に構造的な変化が見られています。町外、そして県外からの移住促進を後押ししたため、本町の特徴や強みなどをPRしながら事業を進めてまいります。

移住・定住促進につきましては、地方移住の社会的機運が高まっており、空き家バンクの充実、また、地域おこし協力隊とも連携しながら定住の拡大に向けた取組を推進するほか、本町の持つ魅力を発信し、交流人口、関係人口の増加を図るタウンプロモーション事業、及び若者定住化を支援する若者住宅取得助成事業、令和3年度より実施しております奨学金の返還額の一部を助成する奨学金返還支援事業などを継続して取り組んでまいります。

なお、子育て支援策等の取組なども含め、全ての移住促進事業を関連づけした情報発信によりまして、移住者の増加を目指してまいります。

続いて、企業誘致に関する取組であります。

企業訪問につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏、関西圏、東海地区等の企業訪問が大きな制約を受けておりますが、今後、その落ち着き具合等を見ながら、企業訪問をするということであり、可能な限り積極的に行い、情報収集に努めるとともに、町内企業との一層の絆を深めてまいりたいというふうに考えております。

また、都市計画道路推進事業によりまして、国道4号4車線化の整備に伴う町内への誘導策などを検討する町全体の道路網整備計画を策定し、交通の要衝の強みをさらに生かした働きやすい環境の整備につきましても取り組んでまいります。

企業誘致促進事業につきましては、地域経済の発展及び雇用の増加につながります新規企業の誘致並びに既存企業の事業拡大への支援策について、企業訪問を通じ積極的にPRしながら取り組んでまいります。

商業活性化対策推進事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している事業者への支援策を講じるほか、雇用の維持・拡大に向けた施策を展開してまいります。

さらには、中心市街地における空き店舗の賃貸、空き地への店舗進出に関し、それらに係る経費の一部を補助することにより、空き店舗等の遊休資産の利用促進を図ってまいります。活気とにぎわいのあるまち、住みやすいまち、物流等に恵まれているまちとして情報発信を図り、企業誘致に取り組んでまいります。

続いて、子育て支援に関する取組であります。

子育て支援、子供たちへの支援につきましては、子育て世帯に選ばれるまちという観点から重要視しております。また、未来の矢吹を担う子供は地域の宝という考えの下、町と地域、保護者が共に力を合わせて子育てをする体制の構築を目指してまいります。

子供の出産を祝福し子育てを応援する矢吹っ子応援事業につきましては、出産祝い品、祝い金について大幅に拡充し、不妊不育治療費、そしてサークル活動支援補助についても継続して行ってまいります。

幼稚園・保育園につきましては、民間施設と連携し、待機児童の解消、既に待機児童ゼロになっていることでもあります。その中間的な増加等につきましても、解消を図ってまいります。子育て世代の負担軽減を図り、園児が安全・安心に過ごせる教育環境の整備を進めてまいります。

現在、子育て支援にとって重要な保育園の保育士確保につきましては、保育士の処遇改善を図り、就職準備貸付金の拡充、そして宿舍借上げ支援などを継続してまいります。

子ども議会において質問をいただきました公園の整備につきましては、公園整備事業により、中畑地区の公園整備予定地について造成工事を実施し、子供の遊び場の確保に努めてまいります。

地域に明るい話題の提供や活力をもたらしておりますスポーツ少年団育成事業につきましては、各スポーツ少年団に育成補助や、各種大会の負担金などの活動に関する補助を改めて実施してまいります。

コロナ禍のために2年連続中止となっております中畑清旗争奪ソフトボール大会事業、日本三大開拓地交流事業、三鷹交流会事業につきましては、来年度の実施に向けた在り方の検討、工夫、協議等を進めてまいります。

町立小中学校の基礎学力の向上につきましても、先ほどの子育ての問題、それから子育て世帯に選んでもらえるまちという観点からも、非常に重要と考えておりまして、学力向上対策事業におきましては、全校の児童生徒に配布したタブレットを活用した県下でも先進的なA Iドリルの運用を本格的に実施する等、プログラミング教育や授業等でのI C T機器の利活用をさらに推進し、論理的思考力、デジタル社会に対応できる力、これを身につけるためのI C T教育の充実を図ってまいります。

児童生徒の発達に応じた支援につきましては、児童生徒サポート事業により、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校支援員等による支援を図ってまいります。

小学校の施設整備につきましては、小学校施設長寿命化個別計画に基づき、計画的な改修・修繕に取り組んでいくほか、将来を見据えた小学校の適正規模・適正配置に向け、調査・検討を進めてまいります。さらに、給食施設整備事業として、給食センターのインフラ整備に係る費用等について検討を深めてまいります。

放課後児童クラブ事業につきましては、特に利用率の高い善郷小学校の児童クラブ、こちらを令和4年度中に専用施設として新たに建設し、令和5年度からの利用開始に向けた準備を進めてまいります。

続いて、高齢者支援に関する取組であります。

介護保険支援事業につきましては、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指し、新たに開所した特別養護老人ホームとも連携しながら、介護認定者に対する必要なサービスの提供を行います。

また、健康寿命の延伸という観点から介護予防事業に力を入れまして、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、その高齢者に対して、これまでの取組に加え、コロナ禍の中における懸念される運動機能の衰え、これへの対応、そしてまた閉じこもり、この予防・支援、そして認知症の予防・支援等の取組を実施してまいります。

障がい者自立支援事業につきましては、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく児童を対象としたサービスにより、障がい者の自立に対し、総合的な支援を行うとともに、

しらかわ地域自立支援協議会などの関係機関との連携を図ってまいります。

また、高齢者福祉サービス事業として、高齢者単独世帯への家庭ごみの訪問収集や配食サービス、訪問理美容事業等の充実を図り、地域で安心して自立した生活ができるように支援を行ってまいります。

行き活きタクシーにつきましても、利用者の皆様の要望を受けまして、さらに利用しやすく改善していくとともに、新型コロナウイルスの落ち着いた具合を見ながら、巡回バス運行も検討してまいります。

さらに、庁舎管理事業において、令和4年度に役場本庁舎1階に多目的トイレ、ハンディのある方等にも使いやすいものということで、多目的トイレを設置するなどの改修に取り組み、車椅子の方やオストメイトが必要な方、高齢者や子供連れなど、安心して利用できるトイレの整備に着手してまいります。

加えて、元気な高齢者活動事業、高齢者生きがづくり事業など、多年にわたり社会に貢献していただいた皆様の活動を支援する事業に取り組んでまいります。

続いて、防災・減災に関する取組であります。

安全に暮らせる地域づくりとして、街路灯管理事業により、LED化による街路灯の適正な維持管理を行うとともに、街路灯の設置要望箇所について計画的に設置を進めてまいります。

災害対応につきましても、災害に対する円滑な活動を行うため、災害対応推進事業により、活動資材等の充実を図るとともに、災害時にご協力をいただいている消防団員について、消防団活動運営事業により処遇の改善を図るとともに、活動費の拡充を図ってまいります。

非常時には、県と自治体間の情報通信手段として、衛星回線と電話回線を併用した通信機器を運用することで、災害時の情報伝達手段を確保いたします。

町道の主なインフラ整備につきましては、八幡町・善郷内線（羽鳥幹線水路）、神田西線、一本木29号線、舘沢・田内線、中畑南4号線、東郷・小松線、東郷・牡丹平線、大和内・井戸尻線の道路整備事業等を継続し、町道の整備促進に努めてまいります。

また、生活道路整備につきましては、臨時地方道整備事業及び現道を利用した簡易舗装を行いまして、生活環境の改善に取り組むとともに、橋梁の長寿命化対策として義務づけされた5年に一度の近接目視点検、この結果を踏まえまして、老朽化した橋梁の修繕工事を計画的に行ってまいります。

地域コミュニティの推進につきましては、まちづくり団体から提案のあったまちづくり活動について、まちづくり団体支援事業補助金交付要綱、これに基づきまして補助金の申請受付、そして審査及び助成を行います。

また、これまでの各団体の活動を広くPRし、既存団体及び新規団体が活動を活発に行えるようサポートするとともに、クラウドファンディング等を検討し、まちづくり活動のために資金集めを行う団体に対する支援や、補助対象経費の見直しを行い、様々なまちづくり活動が行われるよう、補助内容の拡充について検討を行います。

以上、令和4年度に重点的に取り組む事業について、基本的な考えをご説明申し上げました。まちのにぎわいと魅力を創出し、本町のさらなる飛躍と発展を実現できるものと確信して、全力で町政運営に取り組んでまいります。

それでは、本町の予算の概要について申し上げます前に、下水道事業の法適化に係る説明を申し上げます。

令和4年4月から下水道事業について、地方公営企業法による運営に移行することに伴いまして、矢吹町公

共下水道事業特別会計及び矢吹町農業集落排水事業特別会計の2会計について統合し、下水道事業会計の1会計とする企業会計に変更いたします。公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、そのサービスを持続的、安定的に供給する必要があり、経営情報の的確な把握や経済性の発揮、そして企業間の経営状況の比較等が求められておりました、その前提として財務規定等の適用が不可欠であり、実施するものであります。町民の皆様への影響などはありませんが、今後も安定した健全な経営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、令和4年度の予算の概要について、一般会計を中心に説明を申し上げます。

予算の規模は、水道事業会計、下水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で113億9,319万6,000円、前年度予算比4億3,480万4,000円の4.0%増となりました。

一般会計の予算規模は79億1,600万円でありまして、前年度予算比5億598万円増で6.8%の増となっております。

歳入の根幹であります町民税につきましては、個人町民税の営業所得は、新型コロナウイルス感染症による影響が前年より改善が図られておりますが、依然として影響が見受けられるため、大幅な増額は見込めず、農業所得は米価の下落によりまして減額を見込んでおります。

給与所得につきましては、課税所得全体の約83%を占めておりまして、前年度と同額程度と見込んでおります。

法人町民税につきましては、法人数が464法人から472法人ということで8法人増加しております。そのことで増額を見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、東日本大震災復興特別区域法に基づく、固定資産税の課税免除の期間終了に伴いまして、事業所の償却資産分の増額を見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入科目である地方交付税につきましては、全体として前年度と同規模程度を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、善郷小学校児童クラブの整備費の増等により、増額を見込んでおります。

県支出金については、ふくしま森林再生事業の要件見直しに伴いまして、事業費の減等により減額を見込んでおります。

繰入金につきましては、矢吹小学校体育館駐車場の舗装、善郷小学校体育館の屋根改修、中畑小学校体育館の屋根塗装、三神小学校校庭の整地等の各種事業について、公共施設等整備基金をはじめ各種目的基金からの繰入れによる事業推進を図るため、増額を見込んでおります。

また、町債につきましては、起債事業費の抑制により減額を見込んでおり、必要な歳入の確保に努めながら、さらなる財政健全化の実現を目指した予算編成となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に説明いたしますと、町税が4.1%増の23億3,046万5,000円、地方特例交付金が、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金、大変長いですが、によりまして、固定資産税の減免による減収額の補填などが終了しまして、そのため66.5%減の2,300万円、地方交付税が、普通交付税における地域デジタル社会推進費等によりまして14.0%増の19億8,232万7,000円、そして国庫支出金が19.0%増の12億3,073万3,000円、そして県支出金が2.1%減の6億4,694万8,000円、繰入金が18.2%増の2億

9,087万円、町債が7.6%減の5億1,600万円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、当初予算書及び予算説明書のとおりであります。

続いて、令和4年度の行財政改革の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革につきましては、これまでも財政再建等にいち早く取り組んできたところでありまして、事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立など、町行財政の健全化・効率化に努めてまいりました。

また、成果志向・住民満足重視・競争原理の導入など住民本位を基本にしまして、民間の経営原理も取り入れた行財政経営への転換を強く進めてきたところにより、地方分権一括法による自治事務の増加や県からの権限移譲、そして町民ニーズの多様化・高度化等による事務事業の増加等に対応することができ、行政組織・職員体制につきましても、簡素・効率化の動きを進めてまいりました。

これまで、東日本大震災の復旧・復興、さらには令和元年10月発生の台風第19号、及び令和3年2月発生の福島県沖地震の復旧支援など、厳しい対応が求められましたが、行財政改革大綱の理念の下、一丸となって取り組んだことによりまして、行政サービスにおける一定の成果とともに、健全化判断比率等の財政指標の一定の改善が図られたところであります。

ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、自立・持続可能な財政基盤、この確立に道筋をつけるには、今後さらなる努力が求められるところと考えております。

平成28年度から新たにスタートしました第6次矢吹町行財政改革大綱においては、これまでの理念を継承しつつ、量から質の改革にシフトし、行政を経営するという視点に立ちまして、限られた人や予算などの経営資源を有効に活用し、町民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる質的な行財政改革を併せて行う改革への転換を図っております。

「仕事の改革」、「仕組みの改革」、「人の改革」という3つの視点に基づき、町の情報を全国的に情報発信するタウンプロモーション活動の推進、ICTの有効活用による諸手続の電子化とサービスの迅速性・利便性の向上、職員の能力開発と人材育成といった12の推進項目に対し、体系的・集中的な改革を行うことで、行政サービスの向上とともに、矢吹町独自の行政システムの確立を図ってまいります。

次に、令和4年度の組織機構の考え方について申し上げます。

令和4年度の組織機構としましては、国道4号4車線化、遊水地対策等の喫緊の課題への対応について、組織力の強化を図ってまいります。また、デジタル田園タウン構想事業の実現に向けた庁内調整や本町の課題に対する政策立案、及び第7次まちづくり総合計画の策定作業等を着実に進めていくということで、企画総務課内に、新たに「企画・デジタル推進室」を設置し、機能の強化を図ってまいります。

また、第3次矢吹町職員定員適正化計画に基づく「任期の定めのない常勤職員を中心とした簡素で効果的な組織運営」の推進、人材育成考課制度を活用した職員の育成強化を基本に、外部人材の活用とデジタル人材育成の研修などに取り組んでまいります。

各種政策、そして施策、事務事業が効率的に行える組織運営を行い、町民の皆様の声をしっかりと政策等に反映でき、便利で分かりやすい組織経営を行ってまいります。

終わりになりますが、令和4年度は、デジタル田園タウン構想事業を核とした各種事業に具体的に着手する

年となります。スタートの年であります。これまでの固定観念を打ち破り、既存の施策、事業を大胆に変えていくことや、他自治体の先進事例を現場に即した形で機動的に応用していくことなどに取り組み、本町の可能性を最大限に引き出しながら、町民の皆様が誇れる未来を創ってまいり所存であります。

ポストコロナにおきましては、積極的にチャレンジすることが重要であり、町民の皆様と共に考え、元気で、活気あるまちづくりを目指してまいります。

矢吹町議会議員の皆様におかれましては、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様方にも、町政に対するご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

令和4年度当初予算案につきましては、何とぞ、原案どおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げます。令和4年3月11日、矢吹町長、蛭田泰昭。

よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告並びに施政方針は終了いたします。

ここで、暫時休議いたします。

再開は2時50分からです。よろしくお願いいたします。

(午後 2時34分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開します。

(午後 2時52分)

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより報告第1号 専決処分の報告について（専決第22号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第5、報告第1号 専決処分の報告についてであります。専決第22号 損害賠償の額を定めることについて、本件は、令和3年11月10日、午前10時50分頃、矢吹町小松地内において。公務のため職員が公用車を運転し、相手方の敷地内から町道へ出ようとした際に、フェンスに接触し、破損する損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は4万円であり、相手方との示談は成立しており、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年12月15日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第22号 損害賠償の額を定めることについて）は、知地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第21号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、ご説明いたします。

日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第21号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億8,247万3,000円を追加し、総額を84億5,173万円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金を2億8,247万3,000円増額するものであります。

歳出の内容は、民生費を子育て世帯への臨時特別給付事業により2億8,247万3,000円増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第21号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第9号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第1号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第10号）につきまして、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億9,144万5,000円を追加し、総額を86億4,287万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、地方交付税が884万5,000円、国庫支出金1億8,030万円、県支出金が200万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を住民税非課税世帯等臨時特別給付事業によりまして1億8,030万円の増額、民生費を灯油購入費等助成金により1,084万5,000円増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） それでは、ご説明申し上げます。

発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案について、提案理由の説明をいたします。

去る2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻し、隣国の主権と領土を武力で踏みにじる暴挙に出ました。これは国連憲章及び国際法に違反し、人道にも反する明らかな侵略であり、第2次世界大戦後の国際社会の秩序への無謀な挑戦であります。

また、核の使用をほのめかし、世界を恫喝するなど言語道断であり、断じて許すことができません。国際社会が連携し、この非道な侵略国に対して毅然とした対応で臨んでいかなければなりません。

よって、本町議会は、ロシアによる前代未聞の暴挙に断固として抗議し、即時の攻撃停止と完全撤退を求めるとともに、日本政府においては、在留邦人の安全確保に全力を尽くしながら、国際社会と強く連携し、経済制裁措置をはじめとする厳格な対応を取ることを強く求めることを決議するため、矢吹町会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき、提案するものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ご苦労さまです。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案は、これを可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の決議案は可決いたしました。

◎議案の上程、説明（議案第1号～議案第21号）

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより議案の上程を行います。

議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号及び第21号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をいたします。

日程第9、初めに、議案第1号 矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、心身障害者扶養共済制度の利用者について、住民票等の書類提出を省略するため、住民基本台帳ネットワークによる個人情報の取得を可能とする所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、昨年の人事院における公務員人事管理に関する報告の中で、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」により改正される国との均衡を図り、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備について新たに規定するものであります。

次に、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国及び福島県との権衡を図り、56歳以上の昇給を抑制するとともに、昨年10月の福島県人事委員会報告勧告を踏まえ、ガソリン価格の変動等により通勤手当の支給上限額を引き上げるものであります。

次に、議案第4号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、所期の目的を達成したため、水洗便所改造利子補給等基金につきまして、令和3年度をもって廃止するものであります。

次に、議案第5号 矢吹町就学指導審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、学校教育法施行令の改正等を踏まえ、現在の組織名称である「矢吹町就学指導審議会」を「矢吹町教育支援委員会」に改めるとともに、関係機関との連携強化による支援体制の充実を図るため、委員定数を現在の16名から20名に改めるものであります。

また、附則において「矢吹町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の別表中にある組織名称についても併せて改めるものであります。

次に、議案第6号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、放課後児童クラブの育成料について、月の途中で入所または退所により、1か月当たりの育成日数が10日未満の児童に対する日額を改めるとともに、利用者数が増加傾向にあることから、新たに中畑小学校校舎内の多目的スペースの一部を児童クラブ育成室として児童の受入区画を確保することにより、中畑小学校児童クラブ2クラスの受入定員を15名増やすものであります。

次に、議案第7号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、消防庁長官より、消防団員の報酬等の基準が示されたことに伴い、階級ごとの年額報酬の引上げ及び「出勤手当」から「出勤報酬」への変更等について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 矢吹町押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本案は、行政手続における押印について廃止し、デジタル化への対応及び行政事務の効率化を図るため、関

係する4つの条例について、一括して所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 矢吹町上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例についてであります。本案は、本町の上下水道事業の財政的基盤を確立するとともに、健全な運営に寄与することを目的として、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、上下水道事業における剰余金の処分等に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第10号 矢吹町道路線の認定についてであります。本案は、善郷内15号線について、町営小池住宅の北側の公衆用道路であり、今後、当該エリアの地域振興に資する町道として維持管理を図るため認定するものであります。

次に、議案第11号 権利の放棄についてであります。本案は、債務者が所在不明であり、債権の消滅時効期間を経過していることや債務者が破産しているということから、回収が見込めない水道料金債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、議決を求めるものであります。

次に、議案第12号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,469万6,000円を追加し、総額を87億3,757万1,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税を1億3,656万3,000円増額し、使用料及び手数料2,023万9,000円、県支出金692万5,000円、町債1,520万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を基金への原資積立金等により1,498万円の増額、民生費を施設型給付費の増等により1,621万8,000円の増額、教育費を給食用備品購入費等により1,110万1,000円の増額、災害復旧費を福島県沖地震に係る土木施設災害復旧工事の事業費精査等により622万9,000円減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、主要町道道路整備事業等の5事業について、年度内完了が困難なことから総額1億7,039万1,000円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、地方道路等整備事業債を390万円増額し、公共土木施設災害復旧事業債を1,910万円減額するものであります。

次に、議案第13号 令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ262万3,000円減額し、総額を5億2,386万3,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金647万6,000円、諸収入157万2,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金が1,000万円、県支出金17万1,000円、町債50万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費を870万1,000円増額し、事業費を1,132万4,000円減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、下水道事業公営企業会計適用債、これを50万円減額するものであります。

次に、議案第14号 令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ371万1,000円を減額し、総額を2億3,071万1,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金321万1,000円、町債50万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費70万円、事業費301万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、公営企業会計適用債を50万円減額するものであります。

次に、議案第15号 令和4年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億1,600万としまして、併せて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和3年度当初予算と比較して6.8%の増であります。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、ご審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第16号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,101万9,000円としまして、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和3年度当初予算と比較して3.6%の減であります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税が3億8,090万8,000円、県支出金が11億1,069万円、繰入金が1億8,610万1,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費が3,587万2,000円、保険給付費が11億4,162万7,000円、国民健康保険事業費納付金が4億5,855万8,000円、保健事業費が3,658万7,000円であります。

次に、議案第17号 令和4年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、一時借入金について定めるものであり、令和3年度当初予算と比較して同額であります。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であります。

歳出の内容は、一般管理費37万3,000円であります。

次に、議案第18号 令和4年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億338万6,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和3年度当初予算と比較して0.8%の減であります。

歳入の主な内容は、保険料が3億1,900万、国庫支出金が3億5,082万円、支払基金交付金、こちらが4億1,207万2,000円、県支出金が2億3,040万7,000円、繰入金が2億8,023万7,000円あります。

歳出の主な内容は、総務費4,589万6,000円、保険給付費が14億5,249万円、地域支援事業費が9,955万7,000円あります。

次に、議案第19号 令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,241万8,000円としまして、一時借入金について定めるものであり、令和3年度当初予算と比較して2.5%の増であります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料、これが1億4,313万2,000円、繰入金4,892万7,000円、諸収入が35万5,000円あります。

歳出の主な内容は、総務費が541万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金が1億8,665万円あります。そして諸支出金35万1,000円あります。

次に、議案第20号 令和4年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。

収益的収入につきましては、総額を4億569万4,000円とし、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益3

億9,364万円、他会計補助金を主とする営業外収益、これが1,205万2,000円であります。

収益的支出につきましては、総額を4億2,431万9,000円とし、主な内容は、受水費を主とする営業費用3億9,378万6,000円、企業債利息を主とする営業外費用2,848万3,000円であります。

資本的収支予算につきましては、収入が、企業債1億2,500万など総額1億4,098万8,000円に対し、支出の総額は2億3,370万7,000円でありまして、差引き不足額9,271万9,000円は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費1億2,760万円、企業債償還金1億510万7,000円であります。

次に、議案第21号 令和4年度矢吹町下水道事業会計予算についてであります。

公共下水道事業と農業集落排水事業の両事業を合わせた予算となっております。収益的収入につきましては、総額を7億815万1,000円とし、主な内容は、公共下水道使用料を主とする営業収益1億6,307万円、そして他会計補助金を主とする営業外収益5億4,507万8,000円であります。

収益的支出につきましては、総額を6億82万8,000円とし、主な内容は、流域下水道維持管理負担金を主とする営業費用、これが5億3,340万4,000円、企業債利息を主とする営業外費用が5,655万1,000円であります。

資本的収支予算につきましては、収入が、企業債2億2,990万円など総額4億3,289万8,000円に対し、支出の総額は6億2,516万3,000円であり、差引き不足額1億9,226万5,000円は当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費の2億1,684万6,000円、企業債償還金が4億831万7,000円であります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

なお、3時35分より議員控室において議会全員協議会を開催いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時22分)

令和4年3月14日（月曜日）

（第 2 号）

令和4年第432回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年3月14日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君
税務課長	小磯剛君	保健福祉課長	阿部正人君
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君	商工推進課長	佐藤浩彦君
都市整備課長	福田和也君	上下水道課長	柏村秀一君

教育次長兼
教育振興課長

国 井 淳 一 君

子育て支援
係 長

野 木 陽 子 君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、教育長より、議案等説明のため出席を求めた子育て支援課小椋勲課長が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のため欠席となり、その代理として同課子育て支援係野木陽子係長が出席する旨の申出がありましたのでご報告申し上げます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ質問の時間について確認をさせていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせをいたします。質問時間終了3分前に予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご了承ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） 通告1番、8番、三村正一君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症により罹患された皆様方にお見舞いを申し上げます。また、一日も早いご回復をお祈りをいたします。また、感染防止のため、最前線で懸命に対応されております医療関係の皆様方に深く敬意と感謝を申し上げます。

私の一般質問は3つございます。

1つは、放課後児童クラブの運営についてでございます。

もう一点が健康センターの運営について、3番目が高齢者等の交通弱者の対策についての3点でございます。それでは、放課後児童クラブの運営についての質問をいたします。

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、主に共働き家庭等の小学生に、遊びや生活の場を提供して健全な育成を図る施設で、町においては子育て世代に対する施策を重要視され、課題の解決に重点的に取組が行わ

れていることは子育て中の保護者からも良い評価の声を聞いております。

保育園の待機児童を県内ワーストから待機児童ゼロとしました。同じく放課後児童クラブの待機児童についても矢吹小、善郷小で40人を超える待機児童数がありましたが、ゼロにしております。ほかにも給食費の半額助成などの取組は町民の声を反映したものであり、町長の選挙時のマニフェストの実現に向けた努力の成果であると感じております。

さて、令和3年10月より公設公営型で行われていた放課後児童クラブの運営を、公設民営型として一般社団法人まちづくり矢吹に業務を委託しておりましたが、令和4年度より放課後児童クラブの委託先が変わるとされております。放課後児童クラブを利用する児童や家庭にとっては重要な変更であり、十分な説明と理解を求める情報が必要と思われまます。

そこで次の点について伺います。

1つとして、今回の委託先の変更について、どのような検討をされて進められたのかをお伺いいたします。

2つ目として、令和5年度の善郷小学校の待機児童を見越しての善郷小敷地内に放課後児童クラブを新設、設置する予算が計上されておりますので、新設に至った経過、検討経過についてお尋ねをいたします。

3つ目として、公設公営型で管理運営していたときの児童クラブの臨時職員が公設民営型になり、委託会社社員となっておりますが、現在働いている方々の処遇は、この新しい会社に委託することによりどのようになるのかをお尋ねいたします。

次に、健康センターの運営についてお尋ねをいたします。

町民の福祉の向上と健康増進、触れ合いの場としてのあゆり温泉や温泉プールについて、令和3年5月より指定管理者が変更になりました。また、このたびはあゆり温泉浴室のタイルが、タイルから畳敷きになり、転倒防止や清潔感で利用者より大変喜ばれております。この1年、コロナ感染予防対策での入場制限や福島県を一円とする蔓延防止対策により休館等がありました。事業者との指定管理契約の中で、計画に大きな差異が出てきたのではないかと思います。

そこで、次の点について伺います。

1つ目として、今年度末における決算の見込みとその見込みによって指定管理料に変更が生じるか、これは補填等ですね、についてお伺いをいたします。

2つ目として、令和4年度の指定管理者の事業計画についてお伺いをいたします。

3つ目として、今後の町の健康センターに係る施設修繕計画、これは擁壁工事等でございますが、これらの計画と今年度の施設修繕計画の関わりについてお尋ねをいたします。

大きな3番の3つ目でございますが、高齢者等の交通弱者の対策についてお尋ねをいたします。

公共交通推進事業について、少子化と高齢化が進展している現在、矢吹町においても高齢化率が高まってきております。また、高齢者のアクセルとブレーキの踏み違いによる死亡事故等の重大な交通事故が多発しております。このような中、警察庁では75歳以上の運転免許証更新においては、認知症テストや技能試験が強化されることとなっており、当町においても免許証返納者が増加すると見込まれます。

そこで次の点についてお尋ねをいたします。

「住んで良かった人にやさしい住みよいまちづくり」を進める上で、車を持たない高齢者等の病院通いや買

物等の移動支援が必要な皆さんへ、早急な対応が必要と思われませんが、町のご認識をお伺いいたします。

2つ目として、令和2年12月議会において、まちなか巡回バス設置についてと乗り合いタクシーについてのお考えをお尋ねしたところでありますが、そこでその後の検討結果についてお尋ねをいたします。

3番目でございますが、行き活きタクシー事業の今年度の利用状況と、予算、実績、それらについての課題等についてどのように把握し、対応しているのかをお尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴に来ていただいている皆さん、本当にありがとうございます。励みになります。

それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブの委託先変更についてのおただしであります。

本業務は、包括的業務委託により一般社団法人まちづくり矢吹を受託者として運営してまいりました。事業の継続についてこれまでの様々な機会でのご意見、ご指摘等を踏まえながら、慎重かつ丁寧に検討を進めまして、同法人と協議を重ねた結果、今年度末をもって解散するという方向性を決めさせていただいたというところでございます。

また、来年度の対応として、包括的業務委託を終了しますが、本業務はこれまで民間のノウハウを取り入れた柔軟な運営が図られていたところから、現受託者の社員の転籍等を条件に、新たな民間会社に業務委託を行う方向性について、これまでご説明をしてきたところであります。

この経過を踏まえまして、新たな受託者の選定について運営能力及び信頼性等を総合的に審査、評価する公募型プロポーザル方式を採用いたしまして、適切な業務遂行能力と技術力を有する受託候補者の選定に着手したところであります。

また、議員おただしのとおり、受託者の変更は放課後児童クラブを利用する児童の保護者をはじめ、現受託者の社員にとっても重要なことであり、丁寧な説明と十分な理解を求める必要があると認識しております。

4月からの業務運営に向け、早急な対応を図るため、令和4年1月14日から参加申込みの受付を開始し、質問受付、回答、業務提案書等の提出を経て、2月1日にプレゼンテーション審査及び選定委員会を開催し、公正かつ適正な審査の結果、2月7日に受託候補者を選定したところであります。

なお、プロポーザルの経過及び結果については、町のホームページ上で公表しております。

また、1月19日には、町主催により現受託者の社員の方々を対象として受託者の変更に係る説明会を実施したところであります。さらに受託候補者の選定後の2月中旬には、受託候補者主催により転籍予定者への面接を行いまして、ご理解の下、必要な支援員の確保が見込まれていると伺っておりまして、4月からの業務開始に向けて順調に準備及び協議が進んでいるものと認識しております。

受託候補者からは、豊富な受託実績を基に統括責任者の常駐による現場の巡回支援、そして地域で活動する団体や個人と連携した体験型の活動、姉妹都市であります三鷹市とのミニ子供交流会など、様々な提案をいた

だいております。

このような民間の提案力を十分に発揮していただきながら、家庭だけでなく、職場や地域全体で子育て支援できるよう、児童の健全育成に取り組んでまいります。

今後もこれまでどおり、児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を提供してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターの運営についてのおたかしであります。

初めに、健康センターにおける今年度の決算見込み及び指定管理料の変更についてであります。令和3年5月1日から現在の指定管理者となりましたが、営業開始当初から新型コロナウイルス感染拡大防止のため入館者数の制限、あゆり温泉大広間、温水プール、トレーニング室等の利用を休止し、営業時間の短縮など、制限を設けた営業を町の要請により実施してまいりました。7月22日からあゆり温泉大広間等の利用再開とはなりましたが、全ての制限が解除されたのは11月22日、昨年11月22日でありまして、その後の全国的な感染拡大を受け、令和4年、今年の1月27日からさきの3月6日まで、再度制限を設けた営業となっております。通常の営業を行った期間は2か月ほどとなっております。

さて、議員おたかしの令和3年度の決算見込みにつきましては、施設の一部制限やコロナ禍による利用控えの影響により、入館者数は伸び悩んでおりますが、令和3年度に試験的に導入しました定休日の増加や営業時間の減少効果、さらには指定管理者による営業努力により人件費や光熱水費等の経費が抑制された決算内容になると捉えております。

また、指定管理料の変更についてであります。令和3年度における指定管理料は、令和3年5月から令和4年3月までの11か月分となり、3,841万2,000円となっております。指定管理料の算定につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しておりませんが、指定管理者と令和3年5月1日に締結しました健康センターの管理に関する基本協定書第28条及び別記4の規定におきまして、町と指定管理者との責任分担について明記しておりまして、町の指示による休業等（新型コロナウイルス感染予防対策等）や町の料金収入の試算に比べて20%以上の減収となった場合、別途協議の上補償すると定めております。この規定に基づき、あゆり温泉における施設使用料等の収入につきまして、補償が必要となる見込みであります。

具体的な内容としましては、町が試算しました指定管理料における施設使用料等収入の合計は1,557万3,000円であるのに対し、現在の収入見込額は813万5,000円となっております。47.8%の減収見込みであることから、差額の743万8,000円につきましては補償するものであります。一方で、光熱水費、燃料費等は入館者数の減少に伴いまして支出が抑えられているということでありまして、あゆり温泉大広間の利用中止によるカラオケ機器リース料や温水プール、多目的室の利用中止による指導手数料など、一部の経費につきましては未執行となる経費が合計で206万9,000円ありまして、これらの経費につきましては指定管理料の一部を町へ返還していただく考えであります。したがって、先ほどの減収補償から町へ返還する経費を相殺した536万9,000円につきましては、指定管理料の再算定により変更し、支払う考えであります。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、入館者数が減少した要因の一つとしては、町からの感染拡大防止のための要請、これに応じた影響によるものと捉えておりまして、指定管理者による運営の安定化を図る上でも指定管理料の補償は必要と判断しております。

令和4年度からは施設利用者の利便性向上、健康増進を図るため、定休日を週1日に戻すことで指定管理者と協議し、準備を進めておりまして、引き続き指定管理者と協力し、施設利用者、町民の方々、ファンが大変多ございますので、安全・安心及び健全な施設運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センター指定管理者の令和4年度の事業計画についてのおたけであります。

指定管理者による事業計画書は矢吹町健康センターの管理による基本協定書に基づきまして、1、管理執行体制、2、事業計画、3、指定管理業務に係る当該年度の収支予算案、4、その他町が必要と認める事項について作成し、提出することを求めています。

令和4年2月24日付で提出されました令和4年度の事業計画書の事業計画では、基本的事項といたしまして、1、町民への平等な利用確保、2、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底、3、関係法令の遵守方針及びその状況の確認について記述されておりまして、施設利用者の安全・安心を図るための取組内容が示されています。さらに、施設効用の発揮としまして、1、要望、苦情対応、2、施設管理と安全対策、3、施設利用について記述がありまして、施設利用者の安全や顧客満足度の向上の取組、町民の満足度を図ることです。そして集客イベントの検討状況について示されています。また、収支予算案では、指定管理料や施設使用料等の収入や需用費、委託料等の支出について示されていますが、内容につきましては、コロナ禍ということもありまして、見通しが立ちにくい状況から、町の指定管理料の積算内容と同じ内容となっております。町の指定管理料の積算内容につきましては、令和3年度同様に平成30年度及び令和元年度の実績を基に計算しており、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮していない内容となっております。したがって、施設使用料収入の算定におきましても、コロナ禍前の平成30年度と令和元年度の実績の平均値にて算定しておりまして、あゆり温泉では年間9万8,000名の利用を見込んでおります。そして、収入が1,968万1,000円となっております。これ、見込みですね。また、温水プールでは年間6万4,000名の利用を見込み、719万円の収入見込みとなっております。

令和4年度からは定休日を週1日に戻す、そのため令和3年度に比べ利用者の増加による収入の増加が見込める一方で、支出、コストのほうにつきましては、人件費や光熱水費、そして燃料費等の経費が増加する見込みとなっております。

このことから、収支を勘案いたしますと、指定管理料を増額し、指定管理者の運営の安定化を図るところであります。しかしながら今後も新型コロナウイルス感染症による影響が継続するということが十分考えられるということから、指定管理者と協力し、施設利用者の安全・安心、町民の皆様方の安全・安心、これを第一に配慮した運営に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターに係る施設修繕計画についてのおたけであります。健康センターの施設修繕計画といたしましては、令和元年12月に策定いたしました保健福祉施設個別施設計画がありまして、中長期的な見通しを策定しております。

本計画では、施設の状況を精査し、施設ごとの耐用年数を踏まえた修繕計画を年次計画で策定しておりますが、ほかの公共施設の個別計画と調整し、町全体での優先順位を定めて取り組むところでございます。また、建築基準法不適合状態にありますあゆり温泉の敷地内の擁壁、この擁壁につきましては、建築基準法第12条第

5項に基づく報告を監督機関である福島県県南建設事務所に提出しております。この報告書では、擁壁の改修工程を令和3年度に実施設計業務を実施し、令和4年度に改修工事に着手し、令和5年度に改修工事を完了するという内容となっております。

しかしながら、旧矢吹消防署敷地内にある白河地方広域市町村圏消防本部の無線基地局が擁壁の改修工事に支障となる位置にあります。無線基地局の移設等に向けた協議に時間を要するというものでありまして、県南建設事務所に建築基準法第12条第5項による工程変更の報告を提出したところであります。この工程変更の報告では、実施設計業務を令和5年度に実施し、改修工事を令和6年度に着手し、令和7年度に完了する工程へと変更しております。

議員おただしの令和4年度当初予算案に計上いたしました健康センターに関する工事請負費であります。あゆり温泉におきましては、空調機器設備改修工事を予定しておりまして、事務室、和室、個室、食堂のエアコン機器が故障し、老朽化による修理部品の調達が困難であるという状況でありますので、取替え工事を行うということでございます。

次に、温水プールにおきましては、ろ過装置設備改修工事及びパネルヒーターの交換工事を予定しております。ろ過装置設備につきましては、耐用年数である25年を経過している中で、補修や簡易的な修繕、そしてメンテナンス等を行い、延命措置をこれまで図ってまいりましたが、老朽化による修理部品の調達が困難となっております。いつ作動しない状況に陥ってもおかしくない状況にあります。さらに、ろ過装置設備を新たに製造する場合、世界的な、ご承知の半導体のこの大変な供給不足になっておりますが、から数か月を要する見込みとなっております。壊れてから交換工事を行う場合、長期間施設を休館するということとなる懸念があるため、改修工事を実施するものであります。また、パネルヒーターにつきましては、故障により使用できない4台について取替工事を行うものであります。

議員おただしの施設修繕計画と令和4年度の工事の関わりにつきましては、施設修繕計画は建物に関する長寿命化の計画であり、設備の更新については含まれておりません。設備の更新計画につきましては、今後、矢吹町公共施設等総合管理計画、こちらにおきまして5年から10年等の中期による実施計画に位置づけまして、対策を実施していく考えでございます。

さて、当初予算案に計上いたしましたいずれの工事につきましても、健康センターを運営するためには欠かすことのできない設備でありまして、施設利用者、町民の皆様が、町民の皆様以外にも施設利用者おられます。失礼しました、施設利用者が継続して快適に過ごすためには令和4年度に着手する必要があると捉えております。今後も町民の健康増進と福祉の向上を図るため、指定管理者と協力し、安心・安全な施設運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、車を持たない高齢者等の移動支援についてのおただしでございます。

議員おただしのとおり、人にやさしい住みよいまちづくりを進める上で、交通弱者に対する移動支援につきましましては、日常生活に直接の影響があるということから、優先的に取り組むものと、その必要性については十分に認識しております。

これまで、平成30年2月に矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会を設置し、本町の公共交通施策について検討を深めてきたところであります。様々な交通手段を選択できる仕組みは高齢者だけでなく、幅広い年齢層の

方々への支援につながると考えておきまして、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の重点プロジェクトの一つとして公共交通推進事業を位置づけ、取り組んでいるところであります。

現在本町では、移動手段を持たない高齢者の方の日常生活の利便性確保のため、買物等の移動支援を目的とした公共交通事業として、行き活きタクシー利用料金助成事業を平成31年2月より実施しております。行き活きタクシー利用料金助成事業におきましては、事業開始時、自己負担額800円、月の利用回数4回、乗降可能場所を自宅、公共施設及び商店等町で指定した場所等の内容で75歳以上の運転免許不所持者を対象としておりました。それを登録者へのアンケート結果を基に、年度ごとに迅速に制度の見直しを図っておりまして、令和元年8月には自己負担額を700円に改正し、令和3年4月からは自己負担額を500円、そして月の利用回数を8回に、また、対象者を75歳以上から70歳以上の運転免許不保持者と対象年齢を引き下げるなど、制度の拡充を行いながら随時改善し、取り組んでおります。

これからも行き活きタクシーの登録者アンケートや公共交通に対するアンケート調査等を継続して実施しながら、ニーズの把握に努め、行き活きタクシー事業を基本としながらも、加えて様々な公共交通につきましても調査・検討を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、まちなか巡回バス及び乗り合いタクシーについてのおたただしでございます。

町では、公共交通に関する町民のニーズを把握するため、昨年8月に行き活きタクシー登録者326名へのアンケート調査と、11月から12月にかけて、行き活きタクシーを登録していない60代から80代の方5,974名から1,557名を抽出し、アンケート調査を実施しております。

行き活きタクシー登録者へのアンケート調査では、182名の方から回答をいただき、行き活きタクシーを登録していない方へのアンケート調査では823名の方から回答をいただいております。なお、巡回バスの利用についての問いでは、無料なら利用する、また、有料でも利用するを合わせますと54%の方から巡回バスを利用するとの回答をいただいております。

この結果につきましては、実は前回、平成30年度に実施した同様のアンケート調査時には、無料なら利用する、有料でも利用する併せて24%であったということから、今申しあげました調査結果は30%増加しております。町民の皆様のニーズが変化してきているものというふうにも認識したところではあります。

町としましては、令和4年度に公共交通施策に関する検討組織を立ち上げまして、今回のアンケート調査結果を踏まえた町民の皆様が望む公共交通制度について、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。特に先進的な自治体や近隣市町村の事例、それで巡回バスや自動運転バスなど、様々な交通手段の情報を収集し、調査・研究をしてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

最後に行き活きタクシー事業の利用状況と事業の課題等についてのおたただしであります。

利用状況につきましては、令和4年2月末現在で登録者数は366名、今年度の月平均利用件数は270件であり、町の助成金額は月平均約18万9,000円であります。これが、令和2年度、過去には登録者数は256名、月平均利用件数61件、助成金額が月平均で4万3,000円でありまして、前年度との比較では登録者数約1.4倍、利用件数約4.4倍、助成金額約4.4倍の結果であり、利用状況は大幅な増加が見られております。

次に、本事業に係る予算につきましては、委託料として令和2年度当初予算では96万円でありましたが、令和3年度には216万円を計上しております。また、実績につきましては、令和2年度は約52万3,000円でしたが、

令和3年度は2月末現在約208万円でありまして、前年度に比べ予算額では約2.3倍、実績額では約4倍であります。

議員おただしの事業の課題等の把握については、毎年度行き活きタクシー登録者アンケートを実施しておりまして、今年度におきましては8月に本事業に登録されている326名の方を対象にアンケート調査を実施したところであります。

アンケート調査では、予約が取りづらい、待たされる等の運行上の課題や、利用回数、乗車人数、運行範囲等の行き先、運転免許の有無等の制度上に関する課題について、利用者の方からいただいております。このアンケート結果を踏まえ、タクシー事業者との協議を進め、令和4年4月、この4月から新たに介護タクシー事業者をこのタクシー事業者に加えまして、介護タクシーの運行を開始すること、また、利用回数につきましては、月8回から10回に増やし、乗車人数等の制限、これまでであったんですが、その制限をなくすとともに、付添いの方、その他いろいろな状況ございますので、乗車人数等の制限をなくすとともに、運行範囲について、遊興施設を除く町内全域を可能とすることや、運転免許の有無に関わらず、これまで運転免許を返納されたり、ない方だったんですが、有無に関わらず、70歳以上の全ての方が制度を利用できるようにするなど、行き活きタクシー事業を大幅に拡充する考えで進めております。

今後も行き活きタクシー事業が利用者にとって利用しやすい制度となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 皆さん、おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、善郷小学校敷地内に放課後児童クラブを新設するに至った検討結果についてのおただしであります。放課後児童クラブについては、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始により、入所対象児童がこれまでの3年生までの小学生から6年生までに拡大されたことから、本町においても平成27年度より児童クラブの定員を185名から265名に増やし、令和3年4月現在、370名になっております。

なお、善郷小学校児童クラブは、平成9年より開所しておりますが、矢吹小、中畑小、三神小児童クラブとは違い、空き教室や別の建物ではなく、学校の協力を得て校舎内の図工室や家庭科室などの特別教室等を午後から借用し、運営しております。これにより高学年の児童は図工室など特別教室を使った午後の授業ができず、また、児童クラブを利用している低学年児童は、机が体のサイズに合っていないなど、学校や子供たちに長年にわたり不便をかけておりました。また、平成30年度、第13回子供議会では、善郷小学校子供議員より、図工室等が午後の授業で使えないため、環境整備を求める旨の一般質問があり、さらには平成26年度に児童クラブを利用する保護者より、児童クラブ専用施設設置の要望書が提出されております。

こうした現状は昨年10月13日に実施しました町内児童クラブの視察において、議員の皆様にも認識していただいたと理解しております。

さて、三村議員おただしの、善郷小学校児童クラブ建設に至る経過については、令和3年12月議会において、安井議員にも答弁させていただいておりますが、令和2年度に25名の待機児童が発生したことから、善郷小学校校長と協議を進め、令和3年度から視聴覚室を新たに改修し、借用することで、待機児童の解消を図ったところであります。

現在は、そのクラスと合わせ、4クラスを運営し、3月1日現在、定員160名に対し、130名が入所しており、令和4年度には156名が入所予定となっております。

善郷小学校の学級数については、令和5年度には全ての学年で3学級となることが予想されており、現在児童クラブが借用しているイングリッシュルームは普通教室として使用することになります。一方、児童クラブにおいても、共働き世帯の増加等により利用者数は今後も同一程度で推移することが見込まれることから、現在と同じく4つのクラスを確保する必要があります。これまでも学校、先生方と協議を重ね、工夫しながら運営してまいりましたが、これらの理由により、これ以上校舎内に児童クラブの新たなクラスを確保することは非常に困難であり、このまま令和5年度に児童の受入れが確保できなければ、待機児童が発生することは避けられません。さらには学校の特別授業の不便さを解消するためにも、安全性を第一にその他利便性や補助金等の有無など、様々な角度から検討、考察した結果、善郷小学校敷地内の町有地に児童クラブ専用の施設を新築することが望ましいと判断したところであります。

なお、施設の新築に当たりましては、予算の圧縮と工期短縮を目的に、設計と施工を一体的に行う公募型プロポーザル方式を採用し、国・県からの補助金等を活用して、町の財政負担を抑え、検討を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、現在働いている方々の処遇についてのおただしであります。令和4年度より委託先が変更となりますが、現在は新年度の児童クラブ運営開始に向けて新事業者が現在の児童クラブ支援員と採用等に関する面談を実施しているところです。現受託者による社員への説明会に参加し、これまでの経過について丁寧な説明を行うなど、理解をいただけるよう努めてまいりました。新事業者に対しては、支援員の現在の賃金水準を最低限維持し、引き続き児童クラブ支援員として転籍していただけるよう、また、休暇や福利厚生等の処遇については、面談において支援員の不安を聞いていただき、解消に努めていただくなど、最大限の配慮を検討してもらえるようお願いをしております。新事業者については、児童クラブ運営を含む児童福祉関連事業を各地で数多く展開しております。また、児童クラブ支援員として必要な知識、実践技術を身につける専門研修や、児童の指導に精通した職員が指導方法の助言等を行う巡回支援体制などがあり、現場で働く支援員の方々へのサポート体制がより一層充実するものと期待をしているところであります。

議員おただしのとおり、委託先が変わっても利用する児童やその家庭がこれまでと同様に安心して児童クラブに通い、預けることができるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 8番、再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 児童クラブの運営についてお尋ねをいたします。

新しい委託先に変更になるということのご説明がございましたが、委託先との委託契約の内容にお

いて、現行の委託内容と今度の新しい委託内容についての変更部分、それから委託契約の金額等についての積算、どのように積算したかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

委託契約の中で、変更になった部分につきましては、これまで支援員の人数的なものは特段変わりはありませんが、統轄管理者ということで1名、各児童クラブを回ったり、役場への報告してもらおう方というところで増員はしております。

あと、現行の委託についての金額についてでございますが、今、現委託額については、6,464万8,510円となっております。今回、当初予算の中で計上させていただいております額が6,798万円となっております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 大体約200万ちょっとですか、300万以内での増額になるというようなご説明いただきました。そういった中で、今度はそれで委託するんですが、ご答弁ありましたように、豊富な実績が受託実績のある会社だというようなことでございますが、矢吹町の放課後児童クラブの運営において、今とどのように違ったような児童クラブの活動が期待されるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

提案をいただきました内容につきましては、地域との連携による学習であったりとか、あとはその運営団体独自のプレイアドバイザーという方による特色ある学習を予定されているようです。あとは、地域のボランティアを活用した活動であったりとか、そういった方々を活用しまして、運動であったり、あとは文化系、そういったプログラムを予定されておりまして、英会話、英語を使ったゲームであったり、あとは運動のほうではサッカー教室などと様々な特色ある活動に取り組んでまいりたいというようなご提案をいただいております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 非常に、利用する立場の子育て中の皆様にとってはわくわくするような内容で期待されるところでございますが、ぜひそのように、実施されるように連携強化を深めていただきたいと思います。

続いて、放課後児童クラブの建設関係についてお尋ねしたいと思うんですが、建設場所、私ら須賀川のうつみ児童クラブというところを議員全員で研修させていただきました。そういった中で、非常に、最近できた建物で、平家建てで、すばらしく、小学校の校庭の一部を使ったということで、理想的だなと思って、私は感

じてきておったわけなんです、今回、善郷小の校庭の一部を使いながら、敷地を使いながら建設をするというところで進んでいるわけですが、これについて、当初から敷地ありきだったのか、それとも本来は私は子供たちの教育のためにも安全性のためにも平家建てが理想かなと思ったんですが、場所がないから二階建てにしたのか、その辺のところについてお尋ねをしたいと思います。二階建てが優先だったのか平家建てだったのかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

これまで教育委員会としましては、旧図書館を活用したりとか、あとは場所についても様々な検討をしてきた経過がございます。今回、令和3年度については、パソコン教室等の空きが確保できたということで、何とか乗り切ったんですが、今後はなかなか教室の確保が難しいというところで、まずは善郷小学校の土地については、借地であることが最大の課題となっております、町有地に建てるとなると、やはり敷地面積が十分確保できないということで、やむを得ず二階建てとしての検討となった結果でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 建物、恐らく建てれば、20年以上善郷小がある間、児童クラブとして利用されるのかなと思いますんで、私らはこれ、意見だけ自分の考え方述べるだけですが、最終的には町長が決定して決めるようになるわけですが、できれば平家で建てられるようなことが検討できるのであれば、そういった方向での検討も、検討の一つとして取り入れていただければなというふうに、こう思っております。いろいろ条件等もございしますが、それらについては町長のほうにお任せをして進めていただきたいなと思います。また、私たちも、いろいろ今後、善郷小の敷地の場所等見させていただいたりしながら、ご提案できるところはご提案しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それで、建物については一応、そんな形の中で、できれば長い目で見た上で、善郷小と共にあるんだということで、私の考えとしては、借地の場所であっても善郷小がある間は借地料払いながらそこで教育活動続けていくんだということになれば、どこに建てても同じなのかなというふうな考え方でございますが、そういった私の考え方を述べさせていただきたいと思います。

続きまして、この放課後児童クラブの運営、これ、3年間新たな事業者にお任せするように、3年間なのか1年間なのか、その辺ちょっと、指定管理者と私、混同しましたが、契約期間について、どのようになっているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

契約期間は1年となっております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） ぜひ、ある程度の時期を置いて、地元でもそういった児童クラブが運営できるような、そういったNPO団体なり何なりが、できてくれるとありがたいなというふうに、こう考えているところでございますので、そういった面でも今、働いている方々に希望が持てるような運営をお願いしたいと思います。

それで、一応は放課後児童クラブの運営については以上でございます。

それから、今度は健康センターの運営についてお尋ねしたいと思います。

今年度、ご答弁いただきましたが、本当に利用者が減っております。人数の報告ございましたが、大体、令和元年度が、あゆり温泉で9万人だったのが、令和2年度で4万5,000人、令和3年度の2月までが3万6,000人ということで、非常に半分以下の実績、温水プールについても6万2,000人が3万4,000人ということで、非常に利用者も少なくなっているような状況になっていて、このような決算内容になるのはやむを得ないのかなというふうに思っております。

そういった中で、1つは補填しなきゃならない、補填の考え方で、協議して、20%を超えた部分について補填をするというようなご答弁ございましたが、20%の部分というのは相手側からのリスクとして負担していただいてもいいんじゃないのかなと思っているわけなんです、その辺についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、20%、指定管理者側で負担するというルールも一応ありますけれども、それについてはあくまでも指定管理者側にも責任が求められる場合というふうに認識、今回はさせていただきました。あくまでも営業時間、営業日については町がコロナ禍において指定させていただきましたので、あくまでも今回の収入の減については、町が負担するべきというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 800万ですか、700万ちょっと補填するというような報告でございましたので、そういった形の中でそれだけの相手側の負担があったのかなというふうに私も感じております。ただいまの答弁で、町のほうの考え方が分かりました。

そういった中で、トータルで、相殺すると536万9,000円補填するというような答弁でございましたが、今年の3月の補正予算の内容、私、見ましたところ、民生費の社会福祉費の健康センター費、3款1項9目のところに補正予算の予算が計上されていないんですが、これは3月の補正予算で計上しなくても大丈夫なのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

最終的には3月の最終の補正予算で計上させていただきたいと思います。3月25日付予定されている補正予算です。現時点で1か月間休館した分が残余分ありますので、500万からその分、約300万ですけれども、残っているものがありますので、200万程度の最終補正させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 健康センターについての続きなんですけど、修繕金額と擁壁工事の計画についてでございますが、今回初めて私、令和5年度に改修が終わるといふようなことが、ご説明の中では、あるいは7年度にといふようなことで、延長になったという答弁をいただきました。内容的には非常に、あの東日本大震災乗り越えて、それでもがっちりしている擁壁なんで、ある程度安全かなといふふうに思っているわけなんですけど、安全対策として、その辺のところは町としてどのように指定管理者と協議しながら進めているのかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

議員のほうからは震災乗り越えたからある程度安全じゃないかというご指摘ありますけれども、私も口には出せませんが、思うところではあります。ですけれども、やはり、建築基準法上満たされて、基準を満たしていない擁壁であるということであれば、それは町としては手をつけなくておくわけにはいかないといふふうに考えております。現時点では月1回福島市町村支援機構に擁壁の点検を行っていただいております。あと、指定管理者のほうでは毎日擁壁の膨らみですとか、そういったものを確認していただいて、安全確保に努めているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） あゆり温泉で事業計画の中で、今度利用者の拡大対策というの必要でないのかなといふふうに思います。あれだけこう、非常に利用している方からは大変喜ばれているんですが、まだまだ9万人いた、プールと合わせて約16万人、年間利用されていたところが、今のところその半分以下だといふようなところでございますので、この利用拡大対策について、どのような考えをお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

利用者、大変減っております。ですけれども、今年度末の見込みにつきましては、定休日、1日増えて2日にしていたところではありますが、昨年度と同程度の利用者の見込みとなっております。それで、今後の利用者拡大の対策でありますけれども、なかなか現状のコロナが広がっている状況では難しいところがありますけれども、新年度の指定管理者の計画の一つといたしましては、畳敷きリニューアルキャンペーンということで、4月には町民の皆さんに豚汁等を提供して、キャンペーンを行うような計画をされております。そのほかにはキッチンカーキャンペーン、あるいはのど自慢大会、温水プールではブレイクダンス教室などの健康指導教室、そういったものが現時点では予定されておりますが、さらに拡大策としては検討いただけるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） あゆり温泉、非常に町民から支持を受けて、利用者もだんだん固定してきておりますけれども、利用者の拡大について、なお私らもいろんなことあれば提案していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

しかし、経費は幾らかけてもいいということじゃないんで、やっぱり、その経費削減も、適正な経費というかね、そういったところ考えながらやっていかなければならないなというふうに思っております。そういった中で、これ、利用料の設定については変更の、見直し等については考えていないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

現時点では、利用料金の変更、改定等については検討は進めておりませんが、これまで改定してきた場合は、消費税の改正ですとか、そういった要因があった場合に利用料金の見直しをしてまいりましたので、何かそういった要因がある場合、あるいは温泉施設の大規模な改造を行った場合ですとか、そういった場合に検討することはあるかと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 高齢者等の交通弱者対策についてお尋ねしたいと思います。

矢吹町公共交通ネットワーク推進計画というので、平成30年とかから令和5年度までの計画で進められておりますが、これらについて、令和5年度どのような形で達成するのか、その計画についてお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問についてお答えいたします。

公共交通ネットワークの計画の達成というところでの評価というふうな話になるかと思うんですが、答弁書にもあるとおり、令和4年度に公共交通施策に関する検討組織を立ち上げる予定でございます。その中で、今までの本町の様々な交通手段について協議、検討しながら、検証して達成状況を測ってまいりたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 平成30年9月の矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会というのがございまして、その中で中間報告がなされております。あゆり温泉行きの無料健康バスの運行について、あゆり温泉を中心とした町内循環バス利用者等の状況把握のためにも、テスト運行すべきと思いますけれども、現在の運行状況は、あゆり温泉のバスの運行状況と今後の対応についてどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問についてお答えします。

あゆり温泉バスについての再開の運行というか、そういうご質問だと思いますが、こちらにつきましても、答弁書にあるとおり、令和4年度公共交通施策に関します検討組織を立ち上げます。その中で、本町の様々な交通手段、あるいは移動手段の一つとして、温泉バスの運行についても関係課と協議しながら町民の皆様が望む公共交通について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 行き活きタクシーについてお尋ねしたいんですが、非常に行き活きタクシー、利用者の立場になって、利用回数とかいろんな形で希望を受け入れながらテスト運行しているというか、そういったことについては非常にありがたいと思っております。そういった中で、利用者も増えているというようなことで、ご答弁いただきましたように、令和3年度2月末現在で208万円の利用があったと。前年度より約4倍の利用があったというようなことでのご報告ございましたが、この利用について、全部町内なんですけど、旧矢吹の方の利用が多いのか、三神の方の利用が多いのかというような形の中で、地区別の利用者の把握というのはどのようになさっているかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

地区別の利用というところでは、現在集計しているところではございますが、近距離の方、今まで700円だったものが500円の利用負担になったということで、近距離の方の利用が伸びているというようなところは報告の中から読み取れますので、理由としましては、利用料金が安くなった、あとは利用回数も伸びたというのが増えている原因ではないのかなというふうに分析しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 利用料金が安くなって、利用が増えたというところございますけれども、やはり、三神、中畑地区と矢吹町内地区、それも遠いところございますけれども、そういった利用者の把握をして、それに合わせた交通、サービスのネットワーク体制をつくるべきと考えております。そういった面で、町としてはそういったところも検討していただけるのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問についてお答えいたします。

地区ごとによる利用体系ということで、こちらにつきましても検討する協議会の中で不公平がないよう検討してまいりたいなと思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 以上で質問を終わります。どうもご答弁ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、8番、三村正一君の一般質問はここで打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時30分からお願いします。よろしくをお願いします。

（午前11時17分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午前11時30分）

◇ 富永創造君

○議長（角田秀明君） 通告2番、7番、富永創造君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴席に参加しております皆さん、1人ですけれども、誠にありがとうございます。

通告に従って質問をさせていただく前に、この地球、ウクライナの地でロシア侵攻による戦争が今、行われ

ています。多くのウクライナの市民が犠牲となっております。日本はウクライナから遠く離れてはおりますが、我々として他人事ではないと、相互依存、運命共同体の一員として、我々はいます。私一人ではこういう言葉言っても非力ではありますが、それでも平和を求める世界の国々、人々と共に、我々は強くウクライナの平和を願いたい、そう願う一人でもあります。

それでは質問に移らせていただきます。

矢吹町DX推進計画について。2つ目、歴史資料の保存活用について。3番目、複合施設KOKOTTOについてであります。

デジタル田園タウン構想事業、これは町の重要事業の一つとなっております。このデジタル技術の浸透による経済発展、社会的課題の解決を図る目的で、矢吹町DX推進計画が策定中であり、本格的、具体的に令和4年度より計画の実装推進が始まります。その取り組む項目の工程表、ロードマップも公表されております。そこには行政DXと地域DXの対象領域があり、中身は行政手続のオンライン化、基幹業務のシステム標準化、ウェブ会議の充実、デジタル基盤整備、組織体制の強化など、さらに地域DXでは、誰一人残さないこと、デジタル化の恩恵を実感できることを軸に、医療福祉デジタル化の推進、外部人材招聘の検討、マイナンバーカード普及促進、高齢者などへデジタル活用支援体制の確立などがありますが、列挙された言葉からどれだけの恩恵がどう実感できるのかはさておき、受け入れるべきデジタル社会のイメージを整理したく、またDXの認識をできるだけ共有したいという思いで、以下のことをお尋ねいたします。

デジタル化、オンライン化とデジタルトランスフォーメーション（DX）の言葉にどのような内容の違いがあるのか、その認識をお尋ねいたします。

デジタル推進に当たって、住民や公的医療福祉分野の方々との意見交換の場を設定する考えはあるのかをお尋ねいたします。

3つ目。

デジタル化の恩恵を実感できるためにも、デジタルデバイドの対応についてをお伺いいたします。

2つの質問項目になります。

歴史資料の保存・活用について。

平成28年第398回定例会での歴史資料の保護取扱いの強化に関する質問を2点お尋ねしております。

1つは、歴史資料の保管状況、2つ目は歴史資料の町の基本方針及び分類、保存、管理などの計画策定についての考えをいただきました。

当時の教育長の答弁では、矢中旧D棟は、温度、湿度で長期保存には問題があり、専門家と協議し、基本方針策定の検討をする。町には学芸員はおらず、白河市に勤務する方の指導をいただいているとの答弁でありました。その後、本町では、旧D棟の保存環境の改善修理を行ってきております。歴史資料などの保存・活用に関して、今後、そのような方針で対応する考えなのか、おただしを申し上げます。

次、3つ目。複合施設KOKOTTOで、会議室などの各部屋の予約状況がオンライン化されており、スマホなどでも確認が取れ、非常に便利になっております。しかし、予約の申込みはKOKOTTOの窓口に出向いて、必要事項を書き込んだ用紙を提出しないと予約が完成できない仕組みになっていると思います。

そこで質問ですが、オンラインでの申込みができない理由は何かをお伺いいたします。

2つ。令和2年10月に集い・学び・遊び・育むフロンティア広場として開設した複合施設KOKOTTOは、多くの方々に利活用されていますが、利用者の声などを含め、これまでの評価と課題についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

富永議員の質問にお答えする前に、ロシアとウクライナについてのお話がありましたが、個人としてお話をすれば、サミットのたしか最初のときに、我々は同じ船に乗っているという言葉がありました。そして、今我々が同じ船に乗っているということを言える先進国首脳が誰がいるのでしょうか。我々はこういった町、そして町議会でありますけれども、同じ船に乗っている。我々一人一人がやれることは限られているけれども、富永議員がおっしゃった思いは全く同じであります。私は大変歴史が好きですが、非常に戦後世界の危機にある状況だなということでそれぞれが声を上げるべき時期なのかなとは思っていますが、今の自分ではなかなかできることは限られている、限られている中で何ができるか、それを考えるのも我々の使命ではないかというふうに思っております。あくまで個人としてでありますけれども、富永議員がお話しになりましたので、私も個人としてお話をさせていただきます。ぜひ何らかの形で思っておりますけれども、ここでは、この場でございますので、こういったことだけにとどめておきます。

それでは、議員の質問にお答えいたします。

初めに、デジタルに関する用語の違いについてのおたただしですが、本町では令和4年1月にデジタル田園タウン構想事業基本方針を策定し、令和4年度より6つの重要施策としての位置づけをした農業政策、移住促進、企業誘致、子育て支援、高齢者等支援、防災・減災について、デジタル技術を活用し、その課題を解決するための取組を進めております。

事業推進につきましては、主に役場の業務改善を目的とした行政DX、また、住民生活に関わる地域DXについてそれぞれの対象領域を分けたロードマップによりデジタル実装可能な事業を令和4年度より着手する考えで進めております。

議員おただしのデジタル化につきましては、業務に情報技術を導入することであり、例としてこれまで紙で作成した書類を電子化により紙を減らすペーパーレス化などが挙げられます。また、オンライン化につきましては、スマートフォン、パソコン、タブレット端末等などの電子機器をインターネットに接続することであり、直接出向くことなく受けられるサービスも一つであります。デジタルトランスフォーメーションにつきましては、言い換えると進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへ変革することあります。デジタルを活用し、より便利なサービスの提供を行うための改善であり、例として、町への申請など、紙により作成し、窓口で行っていた手続をスマートフォン等によるオンライン申請により役場の窓口に来ることなく、いらっしゃっていただくこと必要なく、完了することができる仕組みや取組などあります。本町のデジタル化等の現状といたしましては、内部会議をタブレット端末の導入によりペーパーレス化をはじめ、ネ

ネットワークの無線化、文書、財務会計、総合計画管理、工事契約等管理、地理情報検索等の各種システムの導入により事務効率や生産性及び正確性を向上させております。

また、オンライン化については、外部会議用タブレット端末を導入し、各自治体や企業で広く使われる会議ソフトのZ o o m等の活用によるオンライン会議や教育の分野についてもG I G Aスクール構想に基づく児童・生徒へのタブレットの配布により、コロナ禍でのリモート学習の環境整備も整えております。

住民サービスにつきましては、スマートフォン等による児童手当の電子申請、税金の申告相談の予約、ワクチン接種予約のオンライン化を進めておりまして、税金、各種料金についてもキャッシュレスによる電子決済導入など、役場の窓口に来なくても済ますことのできる取組を進めております。

デジタルトランスフォーメーションにつきましては、これまで本町で推進してきたデジタル化、オンライン化の取組を基礎とし、行政サービスやイベント、観光情報の発信機能やオンライン申請、防災、災害情報の発信など、拡充を進めるとともに、令和4年度より新たに子育て相談や住民通報機能など、スマートフォンを用いたL I N Eアプリケーションの導入による行政と住民の双方向通信が可能なコミュニケーション基盤の導入を進めてまいります。

今後本町では、これまで推進してきたデジタル化、オンライン化の取組を基礎とし、デジタル田園タウン構想基本方針で示す行政D Xと地域D Xが連動する各種取組を順次実施し、デジタルトランスフォーメーションによる業務の改善、効率化を図りながら、町民の皆様にとって簡単で便利な行政サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、デジタルを推進するに当たり、住民や公的医療福祉分野の方々との意見交換の場を設定する考えはあるのかのおただしであります。デジタル田園タウン構想事業を進めていくに当たり、町民の皆様に対して意見交換やデジタルを体験する機会を積極的に設け、取り組んでまいりたいと考えております。

本町のD X推進の基本理念では、デジタル技術の浸透による経済発展、社会的課題の解決を掲げており、その課題解決については、町民、議会、事業者の皆様と情報共有を図りながら連携し、協議を進めることと定めております。また、重要施策として掲げた6つの施策につきましても、今後分野ごとに関係する団体などに協力いただいて、オンライン会議やワークショップ等を開催し、意見集約を図ってまいります。

次に、公的医療分野、医療福祉分野であります。接触機会の低減などの観点から、自宅にしながらサービスの提供を受けられるオンライン診療につきましては、将来浸透していくものと認識しておりまして、今後、住民ニーズや医療機関の情報収集に努めてまいります。

なお、デジタルの推進につきましては、個人のデジタルの習熟度合いに応じた丁寧な対応や説明等が非常に大切であります。多くの方に説明会などに参加していただけるよう、楽しみながらデジタルを学べる工夫を検討し、デジタル化のメリットを体験していただけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後にデジタルデバイドの対応についてのおただしであります。

デジタルデバイドとは、デジタル化の恩恵を受ける者と利用できず恩恵を受けられない者の間に生じる知識や機会などの格差であり、スマートフォンやパソコン等のデジタル機器の操作の苦手な方や、また、デジタル機器自体を持っていない方が得意な方と比べ十分なサービスを受けられない状況を表す意味であると認識して

おります。

デジタルの活用は、利用者が自ら選択できる自由度があり、効率化が高められる手段の一つであります。大変有用な手段ではありますが、その一方では、このデジタルデバインドが生じないように進めていくことがとても大切であるというふうに考えております。

取組に当たっては主に2つのアプローチがあると考えております。

1つ目は、デジタル環境や機器の活用方法の学習機会を提供することで格差を埋める方法。そして2つ目は、デジタルを活用できない方でも同じ情報が自由に得られる環境を提供する方法ということであります。

1つ目の学習機会の提供につきましては、町民の皆様が集う各種イベントに合わせたデジタル体験会等を積極的に開催し、例として操作が得意な学生などが地域デジタル支援員となり、これは、例えば光南高校の生徒さんであるとか、農短大の学生さんとか、例えばですよ、例えばそういった方も含めて、矢吹町の中でそういったイベントを設ける中で、どんどん参加してもらって、特に高齢者等を対象とした操作学習会の開催であるとか、携帯電話事業者との協力による操作講習会の開催など、こういったものを町民の皆さん、あるいは外の方でもいいんですが、そういった方が広く参加していただける形で相当やっていかないと、なかなかこのデジタルデバインドの問題の入り口から非常に抵抗感がある方々をどうやってこの中に入れていただくかということ、サークルの中に入れていただくかということが非常に大事なのかなというふうに思っております。まずはスマートフォンに慣れて、楽しむことで興味を高めていただき、段階的に既存の行政情報アプリや防災矢吹広報メール、そして税金や各種料金のキャッシュレス決済等、本町が提供しているツールへ実際に接続し、体験することで興味から実用に移行できるよう普及促進を図りながら、十分なサポートを行ってまいります。

また、令和4年度には、行政サービスやイベント、観光情報の発信機能やオンライン申請、防災、災害情報、子育て相談、住民通報機能など、スマートフォンを用いて行政と住民の双方向通信が可能なコミュニケーション基盤を導入する考えで進めております。

なお、導入に合わせて、住民の皆様を対象にモニター制度による実証実験を予定しております。タブレット端末を貸出しして実際に操作していただくことで、使用感や電波状況などを検証してまいります。

2つ目のデジタルを活用できない方でも同じ情報が自由に得られる環境の提供につきましては、一例として災害情報等では、防災無線や防災ラジオなどによるこれまで構築した仕組みによる情報提供を継続させ、アナログでもデジタルでも同じ情報を利用できる仕組みを整えます。

今後につきましては、利用者が自ら選択できる自由度を高めるため、デジタル化による環境整備を進める一方で、デジタルデバインドによる格差が生じないよう、誰一人取り残さない環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

実は、行政のデジタル化というのは、あるいは地域のデジタル化あるいはDX化というのは、誰一人取り残さないための非常に大事なツールだと思っております。それは、大体それぞれの世帯がお一人様化が進んでいたり、高齢化が進んだり、そういった行政の言わば申請主義のところから、プッシュ型に変えていくという、例えばそのこと一つ取っても非常に大事なことです。しかし、その誰一人取り残さない環境をつくる中で、今のデジタルデバインドに対する対応をしっかりと進めていかないと、ますますそれが利用できない方々が取り残されていくという、そういうことも起こり得るということで、この富永議員のおっしゃるデジタルデバインドに

対する対応というのは、私は非常に大切だと思っております。

ただ、これまでほかのデジタル化について非常に進んでいる自治体であるとか、そういったところに比べて、率直に言って矢吹町はやはりまだまだ人材の面でも、それから環境整備の面でもまだまだであります。また、デジタル庁は、つくって、進めると言っておりましたが、マイナンバーカード一つ取ってみても、そのマイナンバーカードのどれだけの機能なりそのデータが実装できるかということを考えると、まだまだ道は遠いのかなというふうに思っております。

ただ、今から始めて、その環境整備を進める、あるいはやれることから我が矢吹町もやっていくということがなければ、いつまでたっても進まない。だから国がマイナンバーカードの、私も正直言ってマイナンバーカード、大変遅れていると思っておりますが、それについて、マイナンバーカードの問題はしかし、普及率をどんどん高めるのとやれることは町としてどんどんやっていくと。その中で、やはりデジタルデバインドについても、特に高齢者の方々であるとか、様々な方々が取り残されないように、先ほどのイベントも含めて、様々な整備を行っていくと、あるいは、これはトライアンドエラーです。試行錯誤行っていくということが、非常に大切ではないかと思っております。そちらを進めながら、デジタル田園タウンというふううたっておりますが、やはり試行錯誤が大変多ございます。そこをご理解いただきながら、一緒になって進んでいければなど。取り残される方のないよう、できるだけ町としても、我ども職員も含めて、議員の皆様方、職員の皆様方と一緒にやっていきたい。それがこのデジタルデバインドに対する私の考え方であります。ぜひ皆様のお知恵を借りながらご協力をお願いしたいなというふうに思っております。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、歴史資料の保存・活用に関する今後の方針についてのおただしであります。矢吹町の重要な歴史資料につきましては、各教育施設等に保管しておりましたが、東日本大震災により各施設に被害が生じたため、矢吹中学校の改築により使用されなくなった建物旧D棟に歴史資料を集約し、保存してまいりました。

当時、旧D棟につきましては、歴史資料を適切に保存できる環境にはなかったため、平成29年3月議会で採択された陳情書の内容等を基に、矢吹町文化財保護審議会と協議の上、平成30年度から今年度まで約1,056万円をかけて空調施設の設置、紫外線等から歴史資料を保護するための暗幕カーテンの設置、機械警備の設置、火災報知器の設置、電話配線工事、排水設備工事、水道工事の改修等を計画的に進めてまいりました。なお、令和4年度につきましても、空調設備の追加等で約440万円の予算を計上しております。

また、あわせて、平成29年度からは、歴史資料の保護のためのデジタル化及びインターネットを通じた閲覧、複写等を可能とするデジタルアーカイブに約651万円をかけて構築し、公表しております。

このような中、平成31年4月より、旧D棟を矢吹町歴史民俗資料収蔵庫と正式に位置づけし、歴史資料の適切な保存に努めてきたところではありますが、現時点では実際に保存されている重要な歴史資料等の数量は把握できていない状況となっております。

教育委員会といたしましては、これらの資料等を整理するため、令和4年度から学芸員を採用することとし、現在学芸員の募集のための公募を行っているところであります。

今後、資料の保存・活用に関する計画につきましては、学芸員の専門的知識により意見をいただきながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

資料の保存に関しましては、今後も資料のデジタル化を進めるとともに、学芸員の採用後、最初に資料等の分類、目録の作成に努め、その後、学芸員の専門的知識による施設整備を含め、適切な保存や収容、管理に努めてまいります。

資料の活用に関しましては、令和3年4月から、デジタルアーカイブを導入し、町史等のインターネット閲覧が、KOKOTTOのホームページから可能となりました。引き続きデジタル資料をインターネットで公開するとともに、ふるさとの森芸術村の企画展や複合施設での展示を学芸員や町民の方々の協力を得ながら実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、オンラインでの申込みについてのおたがしであります。現在、複合施設KOKOTTOのKOKOTTOホールやマルチルームなどの各部屋の予約状況については、ホームページ上で確認できるようシステムを改修し、運用を行っており、利用者からも好評をいただいている状況です。

おたがしのオンラインでの施設予約申込みにつきましては、現在、予約管理システム、メールサーバー構築、並びに予約システムに関する利用規約策定等の作業がおおむね完了し、令和4年4月からの運用を目指し、職員の操作研修などに取り組んでおります。オンラインによりいつでもどこからでも予約手続が可能となります。予約手続の簡便化が図られることで、利用者の利便性がより高まっていくものと期待されます。

なお、利用者の来館による利用申請手続は引き続き行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、複合施設の運営について、開設から今日までの評価と課題についてのおたがしであります。複合施設利用者は令和2年10月14日の開設から令和4年2月末までの1年4か月間に10万6,918名で、10万人を超える利用者数となっております。コロナ禍の状況下ではありますが、町民の皆様はもとより町外の多くの皆様にもご利用いただいております。利用者の方々が複合施設として公民館機能、図書館機能、子育て世代支援機能、観光交流機能のそれぞれの機能を生かして、公民館、図書館、未来くるステーション、そしてKOKOTTOホールや屋台蔵等をご利用いただいております。

令和3年3月より複合施設館内で実施している複合施設利用者アンケートや令和3年10月から11月にかけて実施された公共施設に関する町民アンケートからは、施設環境のよさや、利用しやすさ等が適切であり、満足いただいている状況がうかがえます。一方で、利用時間の延長や駐車場の拡充などについての要望もいただいております。

利用時間の延長につきましては、既に未来くるステーションが令和3年4月より施設内預かりの時間を火曜日から土曜日まで午後5時から午後8時半まで3時間30分延長しております。図書館につきましても、令和4年4月より火曜日から金曜日までの平日、閉館時間を現在の午後6時から午後7時まで1時間延長いたします。このことで、これまで以上に平日の図書館利用の充実が図られるものと考えております。

また、駐車場の拡充につきましては、複合施設南側旧白河信用金庫矢吹支店跡地を複合施設駐車場として令

和4年4月頃から利用が開始できるよう準備を進めております。

これから町民の皆様、利用者の方々の声を大切に、日々適切な利用環境の提供を心がけ、集い・学び・遊び・育むフロンティア広場として皆様により楽しんでいただける公民館や図書館、未来来るステーションの講座やイベント等各種事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 7番、再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。また、ウクライナの今の戦争状態について、コメントありがとうございます。

それでは、質問をさせていただきます。

DXに関してであります。

私自身、スマホを持ってまだ1年に満たない、ですので、DXうんたらかんたらという言葉ちょっとおかしいかもしれませんが、詳しく質問できるかどうか、若干自信はありませんけれども、現状の知識でもって、また理解した内容でもって質問をしたいと思っております。

まず、オンライン、言葉の定義になるわけですが、オンライン化、デジタル化、そしてDX、これは実はみんな一緒ではないか。なぜかという、みんなインターネットにつながっているという点であります。

しかし、この推進するに当たっては、やはり原点になるものがあるであろうと思っております。

それで、この推進をするに当たって、先進事例、また先進地、そういったところからの参考として、いろんな、どの程度受け止められているのか、参考になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

先進事例、どのように参考にしているのかということですが県内だと会津若松市さんのほうが随分進んでいる状況、確認しております。その中で、いろいろ取組の中で、ふだん、今スマートフォンのお話もありましたが、そのスマートフォンの機能の中で何を使っているんですかとか、お調べになっておまして、その中で、当然一番は電話でしたけれども、その後、メール、カメラ、LINEとかというところで、使っているそのスマホの中でのツールの中身の確認とかありましたので、あとはそのスマホの機能の中で、これから使いたい機能というもお調べになっておまして、それについてはキャッシュレス支払いであったり、音楽、ラジオを聞くとかいうところも調査した結果も出されておりましたので、そういった調べられているデータを本町に合わせてどういった部分で取り組んでいくかということについては、参考とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 会津若松、たしか、スマートシティという内容になっていたかと思います。

それと、磐梯町、そちらのほうは、参考にされているのか、また、視察なり意見を求めているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

磐梯町のお話ありましたが、磐梯町については、そこの担当者の方が講師となっている研修会ございましたので、それに参加させていただきました。

その中で、地域内通貨のお話とか、いろいろ参考になることはお聞きしております。来年度、県内に先進地ございますので、ぜひ行って、状況については確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 先進事例として会津若松、そして磐梯町。磐梯町はたしか、令和元年あたりからスタートしていると思います。そういった中で、これをスタートするに当たって、先ほど言葉の定義でオンラインとかデジタル化とかDXというのが一つ、DXということの範疇に入っているということから、これを推進するに当たって核となる組織、核となる人材、そういったものは今考えの中に、策定中ですけれども、推進計画策定中ですけれども、核となる方、人材、考えているのかどうか。といいますのは、このDX、非常に複雑であります。その交通整理、それが必要なんです。それがなくなると、私、目がぐるぐる回ってしまうくらいで、分からない。頭がまとまらない。それでいて予算がどんとつけられようとしている。ぜひその点、コアとなる人物、司令塔となる人材または組織、そこら辺の、考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

デジタル、DXを進めるに当たっての組織や人材についてでございます。

まず組織については、企画総務課内に令和4年度から企画デジタル推進室を新設したいと考えております。

また人材につきましては、外部からの登用等も含めて、いろいろな人材を活用して、町として進めていきたいと考えております。

何とぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 副町長のほうからご答弁いただきました。

町のほうは企画DX推進室なるものを設けて、これをコア、核として進めていくということであります。では個々の司令官に当たるのは、企画課長なんですか、それとも副町長なんでしょうか。誰なのか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

企画デジタル推進室については、室長を設置するとともに、企画総務課内に設置いたします。実務的には企画総務課長の下に設置されるものでございますので、推進していくような形になります。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 恐らく、企画の課長が推進室の室長になるであろうということであります。違いましたか。

○議長（角田秀明君） 推進室長が、別に今度つくるといふ。

○7番（富永創造君） 失礼しました。別につくるということでありますけれども、これは、もう一度確認したいんですけれども、行政内の方がその室長に就く、またはコンサル、この技術、デジタル関係に詳しい方が室長に就く、こちらもいろんなアドバイスしていただく上で、また次の人材を育成していく上で、かえって効率がいいのではないのかなと考えますが、この点に、いわゆる室長は誰かという点で、具体的な考えがあれば。

○議長（角田秀明君） 富永君、通告外になります。今対策室人事案件にも入ってきますので、まだ発表もしていないうちからこの場で室長誰だということになっちゃうとちょっと。

○7番（富永創造君） ということなんです。

○議長（角田秀明君） 控えていただきたいと思います。

○7番（富永創造君） 了解しました。

○議長（角田秀明君） 組織の名前まで。

7番。

○7番（富永創造君） そんなあれで、DX推進をしていく上での、本当、原点に当たる部分であると。それでいて、この事業に対しては町は力を入れようとしている、まさにそれで私はすばらしい、いいと。なぜか。フロンティア精神、周りの市町村に先駆けてこのDXを推進しようとしている、これを示せる、いい機会であると。そしてまた、これまでのこの社会のありよう、我々の生活のありようが大きく変わっていく、パラダイムシステムが起きているんです。この町が大きく変わろうとして、この町が先駆かって示そうとしているとき、ぜひ組織をしっかり形づくって進めていっていただければと思っております。

そこで、そういった組織がしっかりつくられて、一つのロードマップ、これは既に町の大綱のほうで我々議員にも資料として示されております。それを見ながら私なりのロードマップをちょっと今朝つくってみました。説明させていただきます。

[発言する者あり]

○7番(富永創造君) では説明させていただきます。

X軸、これは時間です。令和3年、4年、5年、6年、そして令和7年をめどに、そしてY軸、縦です、これはDX1、DX2、そしてDX3としております。そしてDX1とは何か。先ほども触れましたが、オンライン化が既にしてあるものも含め、また、これはオンライン化なりデジタル化というのは、現実にあるものがデジタル化され、インターネットにのっかる、これがオンライン化であります。ですから、もう既に先ほどKOKOTTOの申込みにおいてもありました。予約状況、スマホを見ると、もうインターネットに載っていますから、これはDXの1の段階なんです。オンライン化できている。我々もタブレット、議員、預かりました。ボタン一つつけば資料が見られる。資料は現実物です。これがデジタル化されて、オンライン化として見れる、同じ物。これがDX①の段階です。

次、DX②、先ほど、会津若松での研修なり視察なりで、機能に考えて、デジタルにおける、またインターネットにおける機能、例えば我々がLINEとかフェイスブックで登録入れる。そうすると、特定の友達、一つの機能、ここに新しい機能がつく。私に合った友達、この機能をつけろ、こういう、こんなふうにしたいいね、こうなってほしいね、これは機能がつくことで実現されていく。これがDX2の段階です。こうあってほしいね、これはニーズです。使う側のニーズ。利用する側の、住民の皆さんの、また職員の皆さんのニーズ、こうあったらいいねと、そういう機能をつけることでさらに進化していく。

次、DX3であります。これは、ちょっとこういう席で言葉使うのはどうかと思いますが、ドラえもんです。未来を見据えたあのドラえもん、今ここにはないものをあの世界は見せてくれる。これがDX3です。これ答弁の中でこれははっきり答弁内容がまだ聞いてもよく分からない。しかし、現実としてないものを提供する、ミーファースト。私のものを提供するのDX3であります。これは見えないんです。新しくいろんなビッグデータをAIなりそういったものが処理して、あなたなりのものをつくっていく。例えば、ちょっと演説っぽくなって……。

○議長(角田秀明君) 富永さん、短く。質問ですから、講演会でないので。

○7番(富永創造君) 知ったかぶりして申し訳ない。そういうふうな段階があって、そしてそれぞれ丸の中、球でもいいんですけども、いろんな項目がそこに張り付いていく、そしてX軸、時間とともにこの円の中でこれらもできていますねと。そういうふうを示すことができるのではなかろうかと。

[「ご苦労さん」と呼ぶ者あり]

○7番(富永創造君) 資料としてこういうふうなロードマップということでいただいております。これと比較しながらと言っては失礼ですけれども、今後、町民にも分かる、誰にも分かるロードマップの位置づけということで、私のようなこういう考えに対してどう受け止めてもらえるか、お尋ねいたします。

ちょっと長くなりましたが、申し訳ないです。

○議長(角田秀明君) 本当です。

答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

簡潔にお願いします、町長も。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、富永議員の今の質問というか、大演説に対してお答えいたします。

先ほど体制のお話があったり、それでまた今の、言わば概念の話がありました。

DXであるとか、それから私もそんなに全然詳しくない。だけれども、先ほどのように我々のほうが立っている立ち位置が今非常に、まだまだ原始的な世界です。人材といいそれから体制といい。

実は、体制についても今回、政策大綱とそれからあとは予算の関係の資料で、ああいった絵が入った、かなり皆さんからすると斬新なものが出たと思いますが、そういったことも我々の中での新しい人材を、からやってもらったもので、私もデジタル田園タウンはもう1年半前から言ってきたけれども、岸田さんより前だったんですが、結局なかなか内部体制とか、それからいろんなものが整わなくて進むことができなかつた。今回、副町長が来てくれて、そしてそういった内部人材の掘り起こしが少し進んできて、そして、これから外部人材をどうやって掘り起こすかということを経済の目星が立っている人たちもいるけれども、これからです。それで、その中で今おっしゃったような概念図がありましたが、例えば本当に先ほど私もちょっと申し上げましたけれども、やはりデータベースからそれを増やして、まさにその人の個人に合うものであると。それはまさにさっきの申請型からプッシュ化で、その人のデータベースが分かるからそういったサービスが提供できる、そういった世界だと。でもそういった世界に行く前に、相当大きな様々なことがあります。さっき体制づくりからそれからあとは人材発掘、内外を問わずこれから相当やっています。その中には例えば以前いろいろお世話になったコミクルさんなんかも入っていく。それはワンオブゼムとして入ってくる。これまで十分に生かできなかったコミクルさんの力を存分に発揮してもらおうと同時に、ただしほかのこれから新しく入っていただく方にも存分に力を発揮してもらおうような、何とかしてその環境をつくりたいなというふうに思っております。

その中で、我々自身も相当勉強しないとそういった方々がどンドン力を振るうに当たってコントロールしなくちゃいけないんで、その分も含めて考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

もう磐梯町さんとか、今話ありました先進の方々はまだ10年ぐらいやっている話。しかも外部から、さっき言ったように、言わば企業でいえばCEOがいるとするとCFOとかCOOとかいっばいいます。その中のその部分についての責任を、全責任を、全権利を持っているぐらいの方が既に外部から入っていると。ずっと活動していると。我々はその中にはまだまだ遠いです。だから先ほどのような概念図に当てはまるような姿にどうやってたどり着けるかというのは、さっきそれで申し上げたんですが、やっぱり試行錯誤だと思っておりませんが、しかし、やっとならスタート地点に立てたように私は思っています。だからこれまで2年間、残念ながら思うことがなかなかできなかったんですが、やっとならスタート地点に立てたと。これから若干試行錯誤もあるし、前のワーケーションで皆さんに大変ご心配おかけしたようなこともありますが、しかしこれからはああいったことがないように、しかし、若干のやっぱり試行錯誤があるのかなと思っています。でも前を向いて、皆さんと共に、よくご相談しながら、また知恵を借りながらやっていきたいと思っています。その先にはきっと富永議員のおっしゃるようなああいったX1、2、3のところまで出てきたような世界に向けていけるように、とにかく力を尽くしていきたいと思っています。

本当にまだまだなんですね。これからです。ですからぜひ皆さんのお知恵と、それからお力を借りたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。ちょっと喉が。

デジタルデバインドに関して、執行者側十分理解されているなどと思います。町民の目線に立った対策、必要であろうと。また同時に、職員の皆様に対する育成、それも大切であろうと思っております。そういった中で試行錯誤しながら、原点に立って進もうとしていると思いますけれども、他との比較で、本当に申し訳ないんですけども、白河市、これはデジタルデバインド対策事業で若干ながら今回、当初予算取っております。もうやっているところは始まっている。そんな意識を強く持っていただければと思います。

それで質問を、歴史資料のほうに移させていただきます。

いわゆる歴史資料の保存・管理等も含めて、そういったものの方針、どのようにするかということで、答弁してもらっておりますが、計画、これは策定されているのか、策定するよとか、そういう検討していますよというのは今までの質問の中で聞いたことあるんですけども、具体的な計画、されたものがあるのか、その点お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

まずはその長期的な保存・保管であったり今後の活用については、こちらを課題としまして対応方針について策定いたしております。これが先ほど教育長答弁にありました旧D棟の改修であったり、デジタルアーカイブによります活用、また長期保存というところでございます。

民俗資料全体の計画については、まだ現時点で策定に至っておりません。来年度から学芸員を雇用することで考えておりますので、学芸員の専門的な意見を聞きながら計画の策定を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 貴重なご答弁ありがとうございます。質問は以上になります。

しかし、最後に一言言わせていただきます。

鈴木教育長、この3月末をもってご退任とお伺いしております。新型コロナの中、もっとやりたいこともあったかなとご推察申し上げますが、これまでの期間、子供たちの安全・安心を考え、そして人間性の涵養に力を注いで、そして教育振興に心血を注がれたことに対して、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

以上になります。

○議長（角田秀明君） 以上で、7番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議をいたします。

再開は1時30分からです。よろしく申し上げます。

(午後 零時31分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午後 1時30分)

◇ 藤 井 源 喜 君

○議長（角田秀明君） 通告3番、4番、藤井源喜君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、いつもありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めている皆様方、ワクチン接種に携わる方々、医療機関の皆様へ深く敬意と感謝を申し上げます。現在、ワクチンのほうも3回目が進んでいるということでございます。子供たちの中で感染がちょっと広がっているということで心配もありますが、子供たちのワクチン接種もこれから進んでいくということでございます。何とか収束をしてほしいなというふうな思いがございます。

それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

3つの項目とさせていただきますが、1つ目として、マイナンバーカード普及促進についてであります。

令和4年度当初予算では、デジタル田園タウン構想事業がスタートします。その中で、行政DX・地域DXとしてのマイナンバーカードについて確認します。これは、行政の効率化や国民の利便性を高めるためには、大変な重要なものというふうに考えられ、国でもテレビCM等でその普及について取り組んでいます。CMの中では、特に「マイナンバー取った」というようなことで放送されているというようなことがございます。

令和2年12月議会の答弁では、令和2年11月1日現在で、交付率16.5%、交付人数2,867人とのことでした。

1、マイナンバーカードの交付申請ができる人の要件はどのようなものか。

この質問につきましては、役場にちょっと来たときに、窓口のところですごく小さい子供たちがにぎやかな状況で写真を撮ったりしていたので、マイナンバー、そういえば小さい子供もカードを取れたのかなというようにところもあったので、取得できる人の要件について、ちょっと確認をしたいなということでございます。

2つ目、矢吹町でのカード取得状況、取得率は最新のデータではどのようなになっているか。

3つ目、マイナンバーカードの取得促進のため、町はどのように取り組むのか。

2つ目です。

行政DXにおける公務効率の向上について。

公文書のデジタル化や脱判こ、認印をなくすといった流れがあります。2020年9月の菅政権下では、当時の河野行政改革大臣によって声高に脱判こといったことが語られておりました。

事務が簡素化、迅速に進むことは職員にも時間的な余裕が生まれ、町民サービスにつながるものと考えています。

そこで、現在の役場内での事務処理では、どの程度進んでいるかについてお伺いします。

- 1、公文書がデジタル化して、決裁者まで回付できるような仕組みはあるか。
- 2、町民が様々な申請で、印鑑が不要となった手続などはあるか。

この質問については、民間の企業では大分ペーパーレス進んでいますよというようなことで話を聞きました。役場とは一体、ペーパーレスというのはどんなふうに進んでいるのかなということで問われたことがきっかけでございました。現状についての答弁をお願いしたいというふうに思っております。

3つ目ですが、小中学校におけるタブレット端末についてであります。

GIGAスクール構想に伴い、1人1台端末による教育が展開されています。当町でも端末の導入は進み、学校、家庭において端末を使った学習が進んでいます。特に、コロナ禍では多様な使い方が考えられ、接触せずにオンラインで学習できる方法もあります。これらをうまく運用できることは重要なことと考えています。

- 1、機器の故障や不具合が発生した場合、相談窓口や国や県での支援はあるか。

これも、新聞の中で、県議会で支援についてちょっと語っていたところがあったので、今回質問させていただきました。

- 2、教師の端末に関する研修は、どのように計画されているか。

質問については以上でございます。答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、マイナンバーカードの交付申請要件についてのおたただしですが、国では、令和4年末までに全ての国民に行き渡るようにする目標を掲げ、マイナポイント制度などの実施について、広く普及促進に努めており、交付率が向上しております。

本町では、令和4年度矢吹町政策大綱に掲げた「誰一人取り残さない、住民に優しい地域社会」を実現し、デジタル田園タウン構想事業を核とした「選ばれるまちづくりを」目指すとしておりまして、マイナンバーカードがその基盤となる重要ツールであると認識しております。

議員おただしの交付申請ができる要件は、矢吹町に住所がある方であれば、どなたでも交付申請ができるものとなっております。

また、マイナンバーカードの取得による活用方法につきましては、コンビニで住民票、印鑑証明書、戸籍謄抄本、付票、そして課税証明書が土日関係なく、午前6時30分から午後11時まで取得できること、また、本人確認書類として利用でき、マイナポイントを最大で2万円分申請することが可能となります。

なお、保険証としての利用申込み及び公金受取口座の登録に関する1万5,000円分のマイナポイントの申込みは6月頃に開始予定となっております。

さらに、確定申告等のオンライン申請をはじめ、インターネットバンキングや各種民間企業のオンライン契約の利用などが広がっております。

国では、システムを標準化し、転入、転出手続のワンストップ化等を進めておりまして、また、運転免許証との一体化、ハローワークカード、電子版ジョブカードとしての利用、建設キャリアアップシステムとの連携、

海外から様々な行政手続きができるようにすること等、様々な活用が今後、あくまでも今後です、今後実施される予定であります。大変期待されるところでありますが、今後であります。

本町におきましても、引き続き、「誰一人取り残さない、住民に優しい地域社会」の実現を目指して、マイナンバーカードの取得率向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの交付率についてのおただしであります。令和4年2月1日現在、本町の交付率は32.8%で、5,652名となっており、今年度1月までの月平均は、189名の交付状況にあります。

令和2年度末の交付率は21.6%であり、昨年度からすれば10%以上、かなり大きく伸びております。

5,652名の性別、年齢構成につきましては、市町村では国のマイナンバーカードのシステム上、内訳データの確認ができない、こういう状況となっております。

なお、全国の交付率は、男女別は男性が42.4%、女性が41.2%であり、年齢別はゼロ歳から9歳が28.8%、10歳から19歳が34.1%、そして20歳から59歳が42.3%、そして60歳以上、こちらが41.2%であります。

また、福島県では、交付率が36.8%、68万6,240名、全国では41.8%、5,288万461名であります。

引き続き、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの取得促進のための取組についてのおただしであります。

本町では、マイナンバーカード交付率向上に向け、広報やぶきに記事掲載を年6回と町ホームページによる周知を実施しております。引き続き、総務省が発行しているマイナンバーカード取得に関するPRパンフレット等を活用しながら、広報やぶき及び町ホームページにおいて、周知を進めてまいります。

また、去年10月から12月に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場で、接種日に合わせて臨時の申請窓口を開設しております。効果をj得ております。今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、町主催のイベント等において周知活動を行うとともに、臨時の申請窓口の開設を検討してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症に伴い、一時休止しておりました町内企業や社会教育活動団体等への訪問申請受付、こちらを開始、広報やぶき令和3年12月号にて周知しております。企業・社会教育団体等からの実施要望があり次第、開催する予定であります。

加えて、平日開庁時間にマイナンバーカードを受け取ることが困難な方のため、昨年1月から奇数月の日曜日の午前中に、新型コロナウイルス感染症対策の3密を避けるため予約制となりますが、マイナンバーカードの交付業務を実施しております。

町民の皆様からの要望も多く、効果をj得ているということから、引き続き、奇数月の日曜日午前中においての交付業務を行ってまいります。

さらに、申請につきましては、窓口へ来なくても既に送付されている申請書のQRコード、これをスマートフォンで読み取り、写真を添付して申請する方法や、郵送での申請方法について案内するとともに、ご自分で申請することが難しい方につきましては、窓口にて写真撮影や代理申請を引き続き実施してまいります。

今後も、マイナンバーカードの申請方法やマイナポイント等のメリットをPRしながら、やはりこの交付率向上非常に大事でありますので、交付率向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公文書の電子決裁についてのおただしでございますが、現在、電子決裁導入状況は、令和2年度の総務省の調査によりますと、都道府県で66.0%、政令市で88.2%、職員数101人以上の市区町村で26.6%、100人

以下の市区町村で7.9%となっております。

本町では、勤怠管理システムの導入により、出勤簿のデジタル化による押印廃止、一部証明書の添付を必要とするものを除き、休暇の申請については電子決裁化を実現しております。

一方、起案文章の決裁につきましては、現在使用している文書システムにより、電子決裁を行うこと自体は可能な状態にありますが、実行するためには整理すべき課題も多々あります。例えば、工事に関する起案の場合では、設計積算額等の入札情報に係るセキュリティー対策、こちらも大変重要な話であります。セキュリティー対策や完成報告等に係る大量の添付資料のデータ化が必要となること、また、同時に回付すべき支出負担行為などの財務書類、こちらは実は文書システムとは別の財務システムから入力しているということがあります。現状のシステム構成の状況を変えずに電子決裁を行うことはできない状態であります。

電子決裁による効率的な運用を図るためには、文書システムと財務のシステムの連携統合など、抜本的なそれぞれ文書システム、財務システムのプラットフォームの改良に多くの、共通の土台をきちっとつくとか、プラットフォームの改良に多くのコストがかかります。

DXの目的は、デジタル化による効率性向上であり、最少の費用で最大の効果を生み出せるよう、費用対効果を見据え、他の自治体の成功例などを調査し検討を深めてまいります。

いずれにいたしましても、今後はそれら課題を解消しながら、できることからデジタル化を進めていくと。職員の公務能率の向上を図り、町民サービスの一層の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、印鑑が不要となった申請手続等についてのおただしであります。

直近では、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が令和3年9月1日に施行されたことに伴い、婚姻届等の戸籍の届出書について押印が不要となり、運転免許証やマイナンバーカード等の身分証明書の提示により本人確認が可能となっております。

また、今年度に、矢吹町申請書等の押印見直し指針を作成し、行政文書における押印の見直しを全庁的に行いまして、法律等で押印が義務づけられているもの以外は原則押印不要とし、例規中に規定されている申請書等の様式の改正を進めておりまして、関係する条例につきましては、本定例会にて改正案を上程させていただいたところであります。

同様に、現在、各種規則等についても改正を進めておりますが、これにより、およそ560件の申請書について押印が廃止となります。

押印の見直しは、押印をなくすこと自体が目的ではなく、行政手続における住民の負担を軽減し、利便性を図ることを目的としております。

デジタル技術を最大限活用することにより、議員おただしのおり職員も時間的な余裕が生まれ、より一層人のぬくもり、こういったものが感じられる町民サービスにつながるというふうに考えておりまして、デジタル化はその一里塚、あるいはその一助となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、タブレット端末の支援体制についてのおたただしですが、本町では、国のGIGAスクール構想に基づき、令和3年4月末に、1人1台端末の導入と高速大容量の通信ネットワークの整備が完了し、各校でタブレット端末を活用した授業に取り組んでおります。

なお、タブレット端末の導入に当たっては、国の公立学校情報機器整備費補助金を活用し、1台当たり4万5,000円、合計4,041万円の補助金により、児童生徒、教職員用の端末に予備の端末を加え、合計1,464台を準備したところであります。

今後、各家庭へタブレット端末を持ち帰る際に、端末の画面が割れてしまうなどの物理的な破損や故障が発生することが想定されますが、そのような場合には、緊急対応として予備の端末と交換することで、児童生徒が使用できない期間が生じることのないよう対応することとしております。

また、令和3年度より、円滑なICT教育を実施するため、タブレット端末の保守などのICT支援業務を外委託しておりますが、業務委託には、国の公立学校情報機器整備費補助金を活用しており、2分の1が補助となっております。

そして、タブレット端末や通信ネットワークに不具合が発生した場合の相談窓口としては、各校へ配置したICT支援員または受託業者へ連絡し、保守対応を行っていただく体制となっております。

今後、各家庭へタブレット端末を持ち帰る機会が増加しますが、児童生徒及び保護者へタブレット端末の利用規定について周知し、ご協力をいただきながらタブレット端末の運用を進めてまいります。

さらに、児童生徒及び教職員が安心してタブレット端末を利活用できるように、保守等の支援体制を整えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、教職員向けのタブレット端末の操作研修についてのおたただしですが、本町では、これまでタブレット端末を活用した授業が円滑に進められるように、様々な研修を開催してまいりました。

令和2年度には、各小中学校の教職員に対して、感染症の拡大により長期休校となった際のオンライン授業に対応するため、会議ソフトシステムZoomを利用した模擬オンライン授業の実証実験を行いました。

また、令和2年11月には、福島県内のICT教育先進地視察として、新地町の駒ヶ嶺小学校を訪問し、ICT機器を効果的に活用する方法や課題等について研修しております。

今年度の研修につきましては、タブレット端末の授業での利活用を図るため、カメラ機能やインターネット検索などの基礎コースと、授業支援アプリの操作などの応用コースの2回に分け、令和3年6月に研修会を実施いたしました。

また、令和4年1月には、個々の習熟度に応じた学習が可能となるAIドリルというデジタル教材を全ての児童生徒に向けて導入しており、2月にAIドリルの操作方法等についてオンライン研修を実施したところであります。

令和3年度は、タブレット端末等の環境整備が完了したGIGAスクール元年であり、令和4年度は各家庭へのタブレット端末の持ち帰りやAIドリルによる宿題の実施など、さらなる利活用が期待されます。

令和4年度の研修では、先進的なICT教育を実践している茨城県つくば市内の小中学校を視察し、効果的

なタブレット端末の活用方法を学び、各校で伝達講習を行う予定であります。

教職員のICT活用指導力の向上が図られるよう、今後も効果的な研修を実施するとともに、専門知識を有するICT支援員を活用した日常的な支援を行い、GIGAスクール構想を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。

それでは、若干ですが再質問させていただきます。

まず、マイナンバーの部分についてでございますが、先ほどちょっと話をしましたように、窓口にごく小さい子供たち、1歳、2歳ぐらい、ゼロ歳、なんかそんな子もいたような気がしたんですけども、現在、マイナンバーカードの更新というのは、どんなふうに転用されているのかということをお聞かせいただけますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） それでは、4番、藤井議員の再質問に答弁いたします。

書換えの関係のご質問であります。書換えについては二十歳未満と二十歳以上で年齢によって区分されております。二十歳以上の方が10年間の更新、二十歳未満の方が5年間の更新というようなことの方針で進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ゼロ歳の子供が5歳とかという、取りあえず今の基準なのでそんな感じなんだろうなというふうに思いますけれども。

取得の関係ですが、役場の職員さんも当然取得をするということになると思いますけれども、現在、職員の方の取得の状況について把握されていればお伝えいただけますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

役場の職員の方のマイナンバーカードの取得状況でございますけれども、約70%でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 70%ということで、全国の平均を上回っているということですから、よろしいのかなと思いますが、これからも取得に向けてお願いをしたいと思います。町の中でも全国平均だとまだ少し下回っているというような状況のようですので、ぜひ取得についてよろしくお願ひしたいと思います。

あわせてコンビニ関係でも、証明書の発行等ができるというようなことで、これは大変利用者にとっては利便性が上がるというところでございますが、前回の議会でもちょっと質問させていただきましたけれども、今のコンビニでのそういった証明書の利用状況というところ、どのようになっているか、お願ひしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） それでは、4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

質問は、主要コンビニの関係の実績であります。住民票、戸籍等、細かい項目はありますが、全体数の件数と収入金額でご答弁していききたいと思います。

まず、コンビニについてはセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップの主要4軒が95%以上を占めております。令和3年4月から1月までの10か月間の実績としましては、総件数が1,044件、総売上げが手数料を除きまして11万6,402円でございます。令和2年度4月から3月までの12か月間の実績につきましては、まず、総件数につきましては、525件、売上げについては5万9,825円です。昨年の実績からするとほぼ倍増というふうなことで、相当町民の利便性が上がっているというふうなことで考えております。引き続き交付率向上に努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

マイナンバーは以上で終わりたいと思います。

続きまして、行政DX関係ということでございますけれども、こちらについては、ちょっと入札の情報で職員の問題があった県内の市町村もありましたので、そういった面では、入札情報、データのセキュリティと、大分難しいところもあるんだろうなというふうに思っております。そういったところ、これからいろいろと進めていかなければいけないんだろうと思うんですが、まず、今回の議会の中に、規定の変更等で色々出ております。それらを含めてスケジュール的に大体、役場はたしか規定で、JAもそうなんですけれども、規定で事務が動くというところがあって、規定通りにやらないと規定違反ということになってしまう。なので、情報化といっても、単純に紙だけで、紙を使わないで回すわけにはいかないという、厳しい状況はあるんだろうなというふうに理解はしております。

その中で、今回、議会の中の規定関係の変更いろいろ出ておりますが、それらを、今議会を経てこの後スケジュール的にさきの富永議員が質問していたデジタル推進室、そういった人事の関係もあるんでしょうけれども、どんな感じで令和4年度は進んでいく予定があるのかというところ、かいつまんでお話をいただければと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

今回、議案第8号としまして、矢吹町押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について提案させていただいております。こちらは、押印に関係する部分で、法に決まりがないもの、必要がないものというところについて削除させていただくという内容になっております。そのほか、規則関係で大体560件の申請書は印という文字が入っていたりとか、署名という言葉があったりとかというところで、かなりの見直しが必要な状況となっております。条例については、今議会のほうでご提案させていただいておまして、規則につきましては、今月末に町のほうの庁議ございますので、そこでこの規則の改正についてさせていただきまして4月1日から共に施行していきたいというところでスケジュールを考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） この答弁書の中に大変重要なことが書かれているなというふうに思っております。職員も時間的な余裕が生まれ、より一層人のぬくもが感じられる町民サービスにつながると考えているということ、ぜひこういったサービスができるように、規定、なかなか仕事としては細かくて大変なんだなというふうに思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、GIGAスクールの関係ということになります。ちょっと質問と趣旨が離れてしまうことはないかなと思うんですけども、まず1つです。

現在、小学校、中学校でも大分休校等が出ていたというところもあって、今回、タブレットを導入したことで休校での対応にうまく活用できたとか、そういったところはあるのかどうかというところをお聞かせいただければと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、藤井議員の再質問にお答えします。

タブレットを家に持ち帰って、Zoomを使つての授業というふうに考えておりましたが、今回は、例えば2週間、3週間にわたるような長期の休校はありませんでした。短期の学年閉鎖、学級閉鎖でしたので、例えば善郷小学校では、6年生、タブレット端末を持ち帰ってそれで日々授業で使っている、実は、これはアプリでロイロノートというそういうアプリがあって、画面上で一人一人の発言が見えるようになるわけです。それを家庭と学校で結びまして、本日の健康状態をそれでお知らせするというふうなことで、学校側としては一括して健康の状況が分かる。

あとは学習課題として今まではプリントを印刷機で一生懸命印刷して、それを子供たちへ持ち帰らせてやってくるというような形を取っておりましたが、今回は、そのプリントを電子化して子供たちが家庭でタブレッ

トを開けばその問題が見える、その問題を自分でノートにやってくるというようなことで、やったかどうかをノートでカメラで見せるとかという、そんなふうなことをやったりはしておりました。

今後とも、実際にもっともっと長い休校等起こるようでありましたら、Z o o mによる授業というふうなことを進めてまいりたいなと思います。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 今回、タブレットを使うようになって、ちょっと新聞等を見ていて面白いところがあったので。まず、自分の意見をクラスに伝えるときに、タブレットがなければ普通挙手をして先生に指名をもらって、それから自分の意見を発言するというような必要がありますよね。それが、人前で発言することがとっても苦手だというような子供たちがなかなか1クラスの中には何人かいるんだろうというふうに思いますが、これがタブレット、オンライン、そういったもののデジタル化ということになって、クラス全員の意見が聞きたいときに、先ほどロイロノートという、そういったアプリなのか分からないですけども、教師が当然授業の後に、もしノートだったならば書いたものを全部回収して生徒の話を開かないと、全部の意見がどうなっているかというのが分からないけれども、機能によってすぐパソコンでそういった、誰がこんな意見持っている、発言するのが苦しいという子も、タブレットで打つんだったらしゃべる必要がないので、その場ですぐ上げることができる。全員の意見を先生も生徒たちも全員が共有できるという、そういうシステムがあるよというような新聞での情報がありました。

それと併せて、今まで板書というと、ノートに書き写すというのが当たり前でしたけれども、タブレットのカメラ機能を使って板書をカメラで写して、それをいつでもタブレットを見るときに、それでもう一度復習なりできる、そういった機能ができて、今までノートを見ながらゆっくりでも何とかぎりぎり書いていた子がパチッと写して、あとゆっくり自分で見ることができるという、そういう利点が出てきていますねというような情報がございました。

そういったところで、矢吹の町で、もしタブレットが入って、そういった発言に関すること、それから子供たちの意見を聞きたいとか、板書の関係とか、あるいはまたそういうのとは違ったもので、何か取り組まれていることとか、少し今までと変わってきたなというようなものとか、もしありましたならば、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、藤井議員の再質問にお答えします。

タブレットを使って意見を発表するということは、実は、藤井議員がおっしゃるように、なかなか言葉では伝えられない子供たちが自分の考えをタブレットに打ち込んで、文字を通して表現できるというよさがやはりあります。それで、先ほどロイロノートというお話をしましたけれども、例えば、日米友好通商条約についてどう思うかというような、そういう社会の授業でそれぞれが考えたことを意見としてまとめて、それを上げる

というか、そうすると、例えば20名いれば20名分が画面に小さく出てくるわけです。その中のうちの1人の子供を大きくして、では藤井君、前に来て説明をしてくださいというような形を取ります。それは一般的というか、いろんなやり方があるんですけども、でもそれぞれの子供たちが挙手をして指されなければ意見を反映できないというような形ではないので、それぞれ考えていることが出せる。

そして、例えば、道徳なんかについては、こういうような考え方についてあなたはどう思いますか、イエス・ノーとありますよね、賛成・反対、それも賛成の人は手を挙げてくださいというと、反対の人は分かってしまうわけです。とすると人間関係が難しい場合には、それがいろんなことに波及していってしまう。でも、画面の中で自分は賛成・反対というの一斉に見られるので、そういう心理的なものはなくなる。そういうものをアナライザー機能というんです。何というんですか、多数決のもの。昔は学校ではやっぱり手を挙げて発言できないというときに、道徳で三角柱があるんです、三角柱、ここにはないですね。三角柱に青い面と赤い面とかというのがあって、賛成の場合には挙手をしなくて発言しないけれども、青の色をだす。反対な場合は赤を出すということで、先生がぱっとアナライズして皆さん反対が多いですね、その理由は何ですかというような形で持っていったりします。それが、タブレット上でできるというようなよさがあるのではないかなど。

あとは、高学年はそういう使い方ができますけれども、では1年生、2年生とかの低学年はどう使うんですかといったときに、例えば、今日は2年生は生活科というのがありまして、その生活科というのは総合学習的なものなんですけど、今日は秋を探しに行こう。郊外に出たときに、子供たちは普通であれば落ち葉とかドングリとかいろんなものを持ってくるわけです。でも、そのカメラを持っていくと、カメラというかタブレットを持っていくと、それで写真を撮ってくれる。僕はこういう秋を見つけたよという発表ができるということです。

あと、矢吹ではないんですけども、他校では低学年も含めて、夏休みにタブレットを持ち帰って、いろいろなところに行ったり、いろいろなものを見たり、食べたりという、その写真を撮ってきて夏休みの思い出の発表をするというような取組もあったりするそうです。

いろいろな学校のそういう取組を参考にしながら、矢吹でも進めてまいりたいなと考えております。

以上で、再質問の答弁といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

いろんな使い方ができるということが確認できました。これから先、デジタル地域、行政DXも含めて、教育のほうと進んでいければいいなというふうに思っております。

3月の時期になりました。退職される管理職、職員の皆さんもいらっしゃいます。教育長にも大変お世話になりました。ありがとうございました。

私の一般質問は以上で終了いたします。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、4番、藤井源喜君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は、2時30分からです。よろしく申し上げます。

（午後 2時16分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 2時30分）

◇ 高久美秋君

○議長（角田秀明君） 通告4番、3番、高久美秋君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 高久美秋君登壇〕

○3番（高久美秋君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、コロナ対策での子育て支援金についてご質問します。

コロナ禍の中、出口の見えない状況が続いております。コロナが鎮静化したときに、地域の活動や経済・文化の明かりが消えてしまったのでは元も子もないと町長のお言葉です。これに伴い、矢吹町くらし応援商品券が全町民に配られました。大変意義のある決断だったと感謝しております。その後支給された子育て支援金についてお伺いします。

1つ目として、現金5万円給付と地域活性化になるはずの5万円クーポン券にはならず、なぜ一括10万円現金給付になったのかお伺いします。

2つ目として、今回の支援金10万円は、3パターンの支給方法があったわけで、討論すべきだったと思うのですが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、大きい項目の2つ目、コロナ禍における税金滞納についてお伺いします。

コロナの影響で、収入が少なくなってしまうその影響で、自営業者を含め少なくないと思われます。このことにより税金滞納になる方が出てしまうのではないかと心配しております。そこでお伺いします。

1つ目として、税金滞納により、差押えに至る経緯をお尋ねします。

2つ目として、コロナ禍の中、税金の支払いが困難になってしまった方々への対策があるかどうかお尋ねします。

最後、3つ目として、大きい項目3つ目として、農業政策について。

水田耕作において過去に水不足や供給停止により稲作が困難になってしまっている農業者が困っております。そこでお伺いします。

1つ目として、水田耕作において、水問題が挙げられるが、町の考えをお伺いします。

2つ目として、三城目地区遊水池計画において約100町歩の田畑が失われますが、造成で出る土砂等に対して町の考えをお尋ねします。

答弁のほど、よろしく願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、3番、高久議員の質問にお答えいたします。

初めに、今回の給付金の給付方法について、議会との討論が必要ではなかったのかとのおたただしですが、まず、本町の新型コロナウイルスにおける町民等への支援について述べさせていただきます。

令和元年12月に中国で初めて確認された新型コロナウイルスは、その後、世界的に感染拡大し、日本でも感染が確認されて以降、今もなお、変異株のオミクロン株による感染が確認され続けております。これにより長い期間影響を受けているのは、全国的に飲食店をはじめ、小売店や農水産物生産者等広範囲に及んでおりますが、子育て真っ最中の世帯も収入が減少し、そして子育てに不安を抱えている状況であります。

こうした子育て世帯を含め、冷え切った経済、生活を安定させるために、町では国からの交付金等を活用し、様々な支援を実施してきました。

子育て世帯には、議員おただしの、子育て世帯への臨時特別給付金において現金10万円を一括で給付し、飲食店等には新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金や矢吹町店舗応援キャンペーン感染予防対策助成金などの支援を行い、町民の皆様より感謝の言葉などもいただいております。

さて、高久議員おただしの3つの給付方法とは、1つ目として、令和3年内に現金5万円を給付し、令和4年春に5万円分のクーポンを給付する。2つ目として、令和3年内に現金5万円を給付し、令和4年春にも現金5万円を給付する。3つ目として、令和3年内に現金10万円を一括で給付するであると捉えております。

このうち、町では令和3年内に現金10万円を一括で給付することを選択いたしました。

その理由は、先の答弁と重複いたしますが、新型コロナウイルスの感染が拡大、長期化し、その影響が様々な人々に及んでいる中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く、守る観点から、さらにはコロナ禍で疲弊した子育て世帯には、いち早く支援を行いたいとの強い考えから、また、国の方針の変更もあり、町民のニーズや現金の使い勝手のよさ、給付に係るコスト縮減等を鑑み、白河市や西白河郡の町村におきまして地域格差が生じないように足並みを揃え、決定したところであります。

議会との討論が必要ではなかったかとおたただしですが、これは子育て世帯が望む方法でできる限り早く給付したいとの考えが第一にあったこと、また、12月13日の議会全員協議会において、給付に関して異議、ご意見等も特に出されなかったということから、議会の皆様もご理解をいただけるのかなというふうに解し、受給対象者に現金10万円を一括で給付させていただく内容を、急でありましたが議員の皆様にご通知をさせていただいたところでありますのでご理解をお願いいたします。

第1回目の給付につきましては、12月24日に実施したところでありまして、町民の方から、年内に一括で振り込みされたことにより、子供たちへのクリスマスプレゼントや年末年始の非常に出費のかさむ時期、これに充てることができたということで、大変助かったとの言葉もいただいております。

今後も、子育て世帯に寄り添い、子育て環境の整備及び子育て支援の拡充、充実といった、こういった全体像、こういったことについての力を尽くし、矢吹町の未来を担う子供たちを共に健やかに育てていける町を目指していくよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、税金滞納により差押えに至る経緯についてのおたただしですが、各税目については、納期限が定められており、本町では税金が納期限を過ぎても納付がない方につきましては、地方税法第329条等に基づき、納期限から20日以内に督促状を発送いたします。

なお、督促状を発して10日を経過しても納付がされない場合、国税徴収法第47条、地方税法第331条等において財産を差し押さえないと定められておりますが、本町では税の納め忘れ等を考慮し、督促状送付後10日を経過した方を対象に催告書を送付しております。

催告期限を過ぎても納付されない場合、または納税の相談がない場合、これ反応がないという場合において、法令に基づく差押えを実施しております。

町が行っている様々な公共サービス等は、町民の皆様にも納めていただいている税金等を貴重な財源として活用させていただいているわけであります。

町税等の滞納については、納期限内に納付している多くの町民の皆様との公平性が損なわれることともなり、さらには町民サービスの低下を招く、直結するということにもなりますので、督促状発送から差押えまでの滞納処分の手続については、法に基づき適切・適正に実施しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、税金の支払いが困難な方々への対策についてのおたかしであります。

令和3年6月議会において、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者に対する国民健康保険料の減免に関する条例、この一部改正を行い、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響によって世帯の主たる生計維持者の事業収入が3割以上減少した世帯に対する国民健康保険税の減免措置を令和4年3月31日まで延長し、介護保険料についても減免規則の一部改正を行い、同様に保険料の減免措置の延長を行っているところであります。

これまでの実績であります。令和2年度につきましては、国民健康保険税28件、減免額が452万6,200円、介護保険料10件、減免額78万600円、令和3年度につきましては、2月末時点で、国民健康保険税5件、減免額が52万6,400円、介護保険料4件、減免額が31万6,400円の減免措置を行っております。

また、後期高齢者医療保険料につきましても、保険制度の運営主体である福島県後期高齢者医療広域連合におきまして、同様の減免措置が講じられており、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した世帯、これらの方々の負担軽減を図っております。

これまでの実績であります。令和2年度につきましては1件、減免額4万5,700円の減免措置を行っております。

さらに、令和2年6月議会におきまして、矢吹町税条例の一部改正を行い、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準をゼロまたは2分の1とする減免措置を実施しております。

これまでの実績であります。2月末時点で118件、減免額は4,601万3,284円の減免措置を行っております。

ほかにも本町では、地方税法第15条第1項に基づき、災害、病気、事業の廃止、事業の著しい損害等があった方々に対し、最大1年間の期間、その徴収を猶予する徴収猶予を実施しております。

なお、地方税法等の改正に基づく令和2年度課税分の徴収猶予の特例につきましては、町税等において34件、1,581万5,100円の徴収猶予を実施しております。

また、町ホームページ等において、町税等の納期限内に納付が困難な方を対象に、納税相談、徴収猶予等についてご案内し、納付方法の解決策と一緒に考える、言わばコンサルティングのようなことも対応を行ってお

りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、水田作付における農業用水不足の問題についてのお質でございます。

本町の多くの水田作付につきましては、地域ごとに各土地改良区が、農業用水の流量の調整や水路等の維持管理を担っております。町といたしましても、近年、用水路の大変老朽化、そして非常に傷んでいると、こういったことが進んでおりました、農業者の高齢化、兼業化が進んでおりました、用水路の維持補修等の管理が十分ではないなどの構造的な問題について、大きな課題として認識しております。

議員おただしの三神地区に位置する、白山、神田地区の一部の水田は、矢吹原土地改良区の受益地の末端部に位置していたことから、近年の用水不足により、平成30年度に、白山、神田西地区の一部の水田約23ヘクタール、これが矢吹原土地改良区の受益地から地区除外されたところであります。

町では、平成29年9月に受益者の意向を確認するためのアンケート調査を行い、同年11月にその報告会を開催したところ、半数以上の方が農地を担い手に貸したいというアンケート結果でありました。

当該地区の農地は、地区除外後には、地権者としてJA夢みなみが連携し、畑として大豆やハトムギ等が全体の六、七割栽培されております。

ここが若干誤解が多いところなので、私も含めてちょっと付言いたしますと、道路から見ると、あるいはかなりこの当該地区内に入っても荒地としか見えないんですが、中にかなり入っていくと、実は転換作物あります大豆、ハトムギ等がかなり全体のこれにあります、実際六、七割栽培されておりました、言わば補助金を受けていたり、様々なことを受けていて、やっぱり意思として耕作しているわけです。ここが最初に見にいったときの、最初に来たときと様子が違うところであります。ここはぜひ押さえていただきたいところであります、耕作されていない農地もありますが、まず土地所有者の意向確認が、今後の土地利用に係る検討を進める上で必要であります。

作付されている大豆などは、国の経営所得安定対策交付金の対象作物であります。作付の推進を図っている作物であります。

また、農地中間管理機構を活用した担い手等への農地の貸し借りについては、制度内容などの情報発信を行い、農業者の皆様の意向に沿った対応を今後取り組んでまいります。

本町の基幹産業である農業については、各土地改良区及び両JA、県南農林事務所等の関係団体と協議し、農地としての活用の検討、安定した営農の確立について、町内の農業者が将来にわたって希望と意欲を持って安定した農業経営に取り組めるよう、大変難しい課題ではありますが、努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、遊水地計画で発生する土砂等についてのおただしでございます。

現在、矢吹町、鏡石町、玉川村の3町村に進められている遊水地群、この整備計画では、対象エリアの用地を全て福島河川国道事務所が買い取る用地買収方式、これが決定されております。

決定された主な理由は、対象エリア内の用地について、可能な範囲で掘り下げ、より多くの貯水容量を確保すること、これは要するに下流域に対して水害が非常に皆さんご存じのように、須賀川、本宮、郡山、あるいは福島等で大変な水害がありましたが、こういったところに水害が及ばないために、できる限りあのエリアで貯水容量を確保しなくてはならないということで、たしか当初は1,500万立米と聞いていましたが、さらにそれ

が今増えている。ただ、これは測量が行われて、それに基づいてもう一度それについての調整が行われているところではありますが、相当程度掘り下げなくてはいけないということを聞いております。

それは、阿武隈川沿線のまさに上流域と下流域が共同して流域治水として安全を、より安全な仕組みをつくっていくと、そういうことであります。そのため、現在、事業対象区域内の測量調査、用地調査、そして地下水の調査を含めた地質調査等が実施されております。

議員おただしのとおり、本町に計画されている第3遊水地の面積については、約100ヘクタールが計画されておまして、工事により発生する残土は膨大な量になることが想定されますが、現時点では、国からの、ここ大事なところではありますが、残土の量、それからやはりその土質が例えば畑、田んぼを埋め立てて、それが例えば住宅用地として使える、あるいは畑、田んぼとして使えるかの問題というのは、土質が非常に大きな課題となりますが、そういった詳細が示されていない状況であります。

その残土の活用につきましては、国と町双方にとってメリットがあるものと認識しておまして、具体的に国から現在その残土の土質、それから量、その他もろもろのデータ詳細が示された後に、どのような活用が可能なのか、当初を考えておった、そういった埋め立てるということについては、これらのデータをきちんと確認することが大前提となると考えられますので、情報収集に努め、調査、検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、3番、高久議員の質問にお答えいたします。

令和3年度矢吹町子育て世帯の臨時特別給付金給付事業において、なぜ一括10万円現金給付となったのかとのおただしですが、子育て世帯への臨時特別給付金は、新型コロナウイルスの感染が拡大、長期化し、その影響が様々な人々に及んでいる中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を開く観点から国及び町が子育て世帯を支援する取組の一つとして臨時の一時金を給付しているものです。

本町では、当初、国から示された方針に基づき、令和3年内に5万円の現金を給付し、さらに令和4年春の卒業、入学、新学期シーズンに5万円相当のクーポンを給付することといたしました。そして、令和3年内に5万円の現金給付の件については、令和3年12月13日の議会全員協議会においてご説明をさせていただいたところであります。

その後、国の方針が急遽変更され、5万円相当のクーポンによる給付分も現金による給付が認められることとなりました。本町といたしましては、コロナ禍で疲弊した子育て世帯にいち早く支援を行うことを第一と考え、また、町民のニーズや現金の使い勝手のよさ、給付に係るコスト削減等を鑑み、令和3年内給付の5万円と令和4年春の給付分5万円も合わせて、本則給付の児童手当を受給する世帯及びそれに準ずる世帯を対象に児童1人当たり現金10万円を一括して給付することと判断したところであります。

なお、この判断につきましては、白河市や西白河郡の町村におきましても同様な考えであり、同一の考えで統一し給付を行っております。

給付の状況としたしましては、令和4年2月末現在、1,459世帯、児童数2,604名分、2億6,040万円を支給しております。

今後も、生活環境等に左右されることなく、子供たちが健やかに育ち、将来の社会を担う大人に成長してもらえよう、自立支援を図りながら健康や安全に配慮した子育て世帯への支援をまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） まず、子育て支援金について再質問させていただきます。

子育て支援金一括給付ではなく、町全体を考えれば、答弁を聞けば聞くほど、やっぱりクーポンでもよかつたのではないのかなというふうに思っております。

それで、12月13日の全員協議会においてですが、この給付に関しては現金5万円の給付だけの説明であったと思うんです。それをこれ異議もなかったということで、一括10万円にさせていただいたという内容ですが、ここでの説明では、現金5万円給付の説明しかなかったと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

議会全員協議会においては、議員おっしゃるとおりの説明ではありましたが、その後に文書を出させていただきました。内容につきましては、10万円を一括給付することとする旨の通知でございます。12月15日付で議員の皆様にお知らせしているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） そうしますと、やはりこれ全員協議会の中では現金5万円給付だけの説明で、決定通知が来ただけで、私たちにはやっぱり後に5万円給付になる予定ですという説明があっただけで、国の方針によって決定した通知が来ただけという理解をしております。

そこで、もう一つ質問しますが、近隣市町村とは協議をされていて、なぜ議会には協議しなかったのかということ、やっぱり疑義が残るので、その辺の答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） 高久議員、執行側に今質問していますけれども、専決処分ということで町長も報告をしておりますし、私からも議会事務局長を通して、こういうことで一括に5万円じゃなくて10万円を支給させていただきますというようなことで、皆さんに私もラインからやったと思います。そして、国のほうの方針が、あのときには出なかったけれども、総理大臣が一括10万円を各市町村がやるならばそれにお任せしますというようなことで、国からの指導もあった、そして3月のクーポン券でお支払いするというようなことになると、また事務経費とかいろんな面でかなりの金額がかかるというようなことで、国中がやはり一括10万円がいいではない

かというようなことで、各市町村にも配慮していただいて、その結果、町長のほうから10万円を一括、そうすると事務手続も1回で済む、そして議会にもご理解をいただきたいということで、私のほうからも皆さんにお願いをしたというような経緯がありますので、町長、執行側が1人で10万円に勝手にしたということではないので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

そういうことなので、執行側になぜそういうふうになったかという質問をするということなんでしょうけれども、きちっとその辺は理解をしていただかないと困りますので、理解をしておいて質問をしてください。

3番。

○議長（角田秀明君） いろいろ言われましたが、専決処分、別に反対したわけではなくて私も承認しております。ただ、なぜ専決処分になったというのを聞いておるだけで、別にその経緯を聞いているだけで別に反対しているわけでもないし、この国の流れも知っております。ただ、前政権は、これやはり町の活性化のために使ってほしいということで3パターンの給付を用意したわけでありますから、それをなぜ議論しなかったんだということで質問しております。だから、なぜ専決に至ったのかということをお聞きします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

なぜ専決処分にしたのかという問い、ご質問につきましては、何よりも生活に困窮している子育て世帯への迅速な支給、それを第一に考えまして、町長の専決で、執行部として進めさせていただきました。その後、議会の皆様にもお知らせしたとおりでございますので、そのあたりの事情もご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ただいま困窮された子育て世帯とありましたが、町では第2期矢吹町未来を担うこども応援計画全体（案）が示されました。この中に、子育て世帯でアンケートを取りまして、生活困難度区分とありまして困窮世帯、これは10.9%とありました。この方たちには支援が必要だと思っております、私も。ただ、全体で、本当にこの町全体を見たときに、やはりクーポンを使って町にお金を流したほうがよかったと思うのですが、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

クーポンによる給付につきましては、地域経済への付随する効果というのは期待はできましたが、本制度は基本的にコロナ感染症の影響を受ける子育て世帯への支援でございます。こちらが本来の目的でありますので、使い勝手のいい現金での給付、早期の給付というのは、目的に沿った非常に効果的な取組だったというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） では、子育て世帯の質問の最後になりますが、給付に関わるコスト削減を鑑みとありますが、このコスト、これも率は国からの補助があったのではないかと思うんですが、その辺の答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） ちょっと質問の内容をきちっと。

○3番（高久美秋君） 事務費用。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

事務経費の部分に補助があったかどうかということでございますが、こちらの事務経費につきましても補助の対象となっております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 続きまして、税金滞納の話になりますが、滞納して相談がない場合は、法令に基づく差押えとありますが、この相談があった場合はどのようになっていくのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、小磯剛君。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） それでは、高久議員の質問にお答えさせていただきます。

納税相談があった場合は、その人の収入であったり、支出の状況を伺いながら、その方の状況に合わせて納付の方法を相談させていただいて納めていただくような形で相談に、お互いにということではありません、そうですね、納税相談をさせていただいて、完納に向けて建設的な話し合いをさせていただいて納めていただくように努めております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ちなみにですけれども、納付方法の解決策を一緒に考える、これ具体的にはどういう事例があるのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、小磯剛君。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 高久議員の質問にお答えさせていただきます。

具体的な納税相談があった場合には、納税の誓約書といったものを出していただいて、分割納付とか、そういうようなもので毎月の生活を圧迫しない範囲で納付していただいて、完納に向けて話を進めさせていただいております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 続きまして、農業政策についての質問にします。

米づくりにおいて水はとても大切で、水が必要な時期にないと収穫量に大きな影響が出てきます。通水計画で何とか水の確保をしておりますが、問題は老朽化している水路が駄目で、これを何とかしないとと思うんですが、土地改良区だけでは前に進めないと思っております。町が水路整備計画を立てないと前に進まないと思っておりますが、この点についてどうでしょう。

○議長（角田秀明君） 高久君、水路関係とか、これは土地改良区の問題で、例えばの話ですけれども、土地改良区のほうから町側にこういうことで今困っているのと相談があれば対応するんですけれども、土地改良区の問題をここで語るというのは、ちょっとまずいと思うんですけれども。

これは行政に質問ですから、水不足とかそういう問題は土地改良区の問題なものですから、たまたま町長が改良区の理事長をやっていますけれども、これは行政と土地改良区の問題は離していただかないと、執行側の答弁にはならないと思う。ただ、町長は聞かれれば答えられるでしょうけれども、やはり理事長の立場と町長の立場が一緒になっているだけで、これ今日は町長に対する質問ですので、水がないと耕作できないんだという問題は土地改良区に言っていただいて、対策を練っていただいて、そして土地改良区が困って町側に協力を求めるということはできますけれども、議員の一般質問ではちょっと違うのかなと私は思うのですけれども。

○3番（高久美秋君） 議長、いいですか。

○議長（角田秀明君） はい。

○3番（高久美秋君） 確かに、この水路関係は土地改良区なのですが、町ではデジタル田園構想として、未来の農業の姿も描いております。その中で、やっぱり農業人口も減っておりますし、高齢化にもなっております。その中で、未来をどういうふうに描くのかという意味で、この水路問題はやっぱり外せないんです。農業者だけとか、土地改良区だけでは、これ全然前に進まないの、町の計画として未来を描くとして、どのような描き方をしているのかということを質問しております。

○議長（角田秀明君） 答弁できますか。

答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁のほうにもございましたが、町としましても、こちらについては重要な課題であると感じております。今後も土地改良区と連携しながら、土地改良区のほうの計画に支援できるよう検討してまいります。

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 続きまして、遊水地計画に対して再質問させていただきます。

造成で出る土砂は、実際にはどのような利用方法を考えておるかお願ひします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

こちら先ほど答弁ございましたように、国からまだ土質、土量など示されておられませんので、今後、こちらが示された後に、どういう利活用ができるのかにつきまして検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） それでは、町のほうとしては、この埋立て計画はゼロベースということですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

こちらにつきましては、白山、神田地区のことかと思ひますが、こちらにつきましては、先ほど答弁ございましたように、作付されている方もいらっしゃいますので、今後、地権者のご要望などをお伺いしながら、町としてどういうふうな関わりができるのかにつきまして、検討させていただきたいと思ひます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 今、白山、神田地区というのが出たので言ひますが、ここにはもう太陽光の業者が入って、虫食い状態になったら埋立ても何もないんじゃないかなと思ひているんですけども、その辺はどういうふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁したとおりとなりますが、白山、神田地区を埋め立てるといふような計画、今現在、町としては持っておりませんので、こちらにつきましても地権者の要望などをお伺いしながら、JAさんとも協議し

ながら、今後、どういう計画をすべきかということを検討させていただきたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） そうしますと、地権者に対して意向調査をまだ行っていないということでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

白山、神田地区につきましては、先ほども答弁で申し上げたとおり、地区除外の際に地権者の方のアンケート等を実施してございます。その後、今年度につきましても、町のほうでJA夢みなみさんのほうと協議の場を何度か設けさせていただきまして、今後、この地区をいかに、今現在、大豆、ハトムギを中心に作付されていますが、いかに実施していくのかというような検討を夢みなみさんのほうとしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） これちょっと、埋立てについてちょっと聞くんですけども、埋立て事業というのは、実際には町でここを埋め立ててくださいと言って、その工事は町がするんですか、それとも国ですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の再質問にお答えしたいと思います。

埋立てについて、町でどう関わるのかというお話かと思いますが、町では今現在、具体的な計画はございません。今後、国からどのような土質、土量が遊水地のほうから出るのかによって、どういう利活用ができるのかにつきまして、町のほうで検討させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） この土量の話がさっきから出ていますが、これ先ほど町長答弁で1,500万立米、これ例えば1ヘクタールで考えて1メートル掘ると、1,000立米出ますよね。違いますか。1,000立米1ヘクタールです。これ大型ダンプ100台分ですよ、この量が一遍に出てくると、一遍ではない10年かけてやるんでしょうけれども、5年ぐらしかけてやるんでしょうけれども、これいきなり土出ました、それから町では埋立て計画が全然ないのでそれから選定してという、これは間に合わないと思うんですけども。これ遊水地対策室もでございますので、そこら辺で大体ここに埋め立てたらいいんじゃないかとかという計画とかも立てるべきだと思うんですけども、その辺どうでしょう。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

前回の12月議会でも答弁したかと思いますが、町としてどのような残土の利用計画があるのかというお話がございましたが、その際に、例えば道路の盛土材ですとか、補助整備の盛土材ということで、私答弁させていただいたと思いますが、こちらにつきましても、土質によって向いている土質と向かない土質というのがございますので、どういった土質の量がどのぐらいの量、どの時期に出るのかということが非常に重要になってくるかと思えます。こちらにつきましても、今後も遊水地対策室のほうで、どういう利活用があるのかにつきましても、検討させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○3番（高久美秋君） ありません、ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、3番、高久美秋君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議をいたしたいと思えます。

再開は、3時35分からです。よろしくお願ひします。

（午後 3時23分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 3時35分）

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） 再開します。

また、再開に先立ち、時間を延長するために皆さんにお諮りします。4時過ぎると思えますので、ここで一般質問を時間4時過ぎてもしたいと思えますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

ご異議なしと認め時間を延長させていただきます。

◇ 安井敬博君

○議長（角田秀明君） それでは、通告5番、13番、安井敬博君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問でございますが、横断歩道設置と歩道整備による歩行者の安全対策についてであります。

町の主要道路の一つである旧奥州街道は、国道4号線の抜け道となっているため自動車の通行量が大変多くなっております。信号機が設置されている交差点以外の場所では、高齢の方や子供の方たちが道路を横断しようとしても、制限速度の、あそこは時速40キロが制限速度なんですけれども、これを大きく上回って走ってくる自動車が大変多く見受けられます。そのため、なかなか横断しようとしても横断するまでに時間がかかっているという状況が見受けられております。

また、歩道の損傷箇所も多く見られ、転倒などの事故の危険性や損傷箇所を回避して車道にはみ出して通行しているために、自動車事故のおそれもあります。

そこで質問ですけれども、矢吹町複合施設KOKOTTOなど、高齢者や子供が利用する施設の前や、町内全域でも同様なんですけれども、交通量の多い道路に一定間隔で横断歩道を設置するお考えはないか、伺います。

また、傷んだ歩道の改修の予定を伺います。

そして、横断歩道設置しても止まってもらわないと意味がないわけでありますから、こういったドライバーに向けて、速度の厳守や横断者を見かけたときにはしっかりと止まって渡らせてあげる、そういった配慮を啓発するような取組、これを恒常的に行っていく、これは何回も、何回も積み重ねて行っていくか、なかなかこういったことは形成されていかないと思いますので、そういった取組を行う考えはないか、伺います。

続きまして、2番目の質問といたしまして、町職員の人材育成考課制度についてであります。

欧米や日本の大企業の人事評価制度では、個人の成果に基づき評価を行い、その評価によって期末手当や昇給を行ってきました。これは上司などの評価者によって評価基準が異なっていることなどから、社員のモチベーションの低下などが指摘され、こうした人事評価制度を撤廃する動きが出てきております。それに対して、民間の廃止の流れとは逆に、平成21年に国家公務員の人事評価制度、これが取り入れられてから、官公庁や、また地方自治体でもその後の地方公務員法の改正等によって、この人事評価制度が取り入れられてまいりました。

当町でも、前町長のときに人材育成考課制度が取り入れられておりますが、評価者による考課基準の客観性の確保が難しいことや、職員のモチベーションの低下が、これによって不満の表れとかから起こる、また、チームワークの低下が起きて、住民サービスの低下につながるものが危惧されると私は思います。

また、多種多様な業務がある中で、異なる業務を行う職員間の評価を公平に行えているのかも懸念されると考えるものであります。

そこで質問ですが、当町の人材育成考課制度について、一体どのようなものなのか、概要を伺いたしたいと思います。

2番目としては、評価者の公平性の確保のために、対策は行っているのかをお伺いしたいと思います。

3番目として、職員のモチベーションの向上やチームワーク向上のために、これは人材評価制度とは関係なく、当町の取組として職員のモチベーション向上、チームワーク向上、ひいては住民サービスの向上につなげるためにどのような取組を行っているかをお伺いしたいと思います。

最後に、3番目の質問であります、学校給食費無償化についてであります。

町民から長年にわたり要望されてまいりました学校給食費の無償化に対しては、蛭田町長、そして教育長や

関係者の尽力により、給食費の半額補助が実現し、保護者からは大変喜ばれております。子育て世代の負担軽減を図り、定住を促進するためにも、給食費の全額無償化が待ち望まれているところであります。

そこで質問ですけれども、全額無償化のために必要な費用をお伺いいたします。

そして、全額無償化実現のための計画について伺いたいと思います。

以上、大きな質問で3項目になりますけれども、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、13番、安井議員の質問にお答えします。

初めに、公共施設周辺や交通量の多い道路等への横断歩道設置についてのおたかしであります。

本町は、国道4号線や東北自動車道が南北に走り、主要な県道6路線が接続するなど、交通の要衝にあり、近年は企業や大型店舗の立地、分譲住宅や集合住宅等の建設の増加により、町内の道路は住民の方のもとより、町外からの通勤者や買物客の皆様など、多くの方に利用されており、また、ポケットパークや大正ロマンの館の整備、そして複合施設KOKOTTOの開館により、旧奥州街道沿いでは人に行き来する様子が頻繁に見られるようになっております。

議員おたかしの複合施設KOKOTTO周辺への横断歩道の設置につきましては、建設計画段階から必要な箇所の設置について、白河警察署と協議をしましてまいりましたが、既存の横断歩道からの距離や交通量、横断歩行者数などの交通規制基準、こちらの交通規制基準が設置基準として厳然としてあります。これは警察関係のことでありますが、満たされていないことから設置には至っておりません。横断歩道は指示標識であり、横断歩行者数や交通利用等を総合的に判断して歩行者が安全に横断できる場所に、公安委員会、こちらが設置するものであります。

町としましては、複合施設KOKOTTOの開館により、人の流れの変化を横断歩行者数や交通量により調査確認するとともに、矢吹交番所と協議し調査結果を基に、所轄の白河警察署を通して福島県公安委員会に要望してまいりたいと考えております。

次に、町内全域における交通量の多い道路への一定間隔での設置についてであります。

沿線住民の方や行政区長、小中学校のPTA保護者会や育成会からの設置要望に対し、交通安全協会矢吹支部や矢吹交番所などの交通関係団体と協議を行いまして、その都度、県公安委員会へ要望申請するなど、歩行者の交通環境改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、傷んだ歩道の改修についてのおたかしであります。

町が管理する歩道につきましては、令和4年2月末現在、総延長が約22キロメートルありまして、設置してからかなりの年数が経過している歩道もある状況であります。

歩道の多くは、通学路に指定されておりまして、定期的なパトロールや住民からの通報等により、速やかに補修や改修を実施し、利用者の安全確保に努めております。

議員おたかしの旧奥州街道における歩道につきましては、矢吹小学校の通学路として指定されており、一部の区間については、矢吹原土地改良区用の排水路の上部を歩道として利用しております。

旧奥州街道は、平成9年12月に町道認定を行い、町道北町・新町線として、町が車道及び歩道も含め、維持管理を実施しております。

当該路線は当初国道として整備がされてから、長年経過し、歩道全体が経年劣化等により傷んでおり、歩道の沈下及び蓋の割れや段差、グレーチング、縞鋼板の損傷箇所について、逐次、現状を確認し補修等を行っております。

歩道の維持管理につきましては、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の補修等を行っておりますが、町内全域で管理する歩道の延長が非常に長いということから、抜本的な改善を図るためには、改修事業費が膨大な事業費となることなど、長期的な課題として認識しているところであります。

なお、議員おただしのおり、国道4号の4車線化に伴い、将来的に交通量が増加することが想定され、沿線住民及び利用者の安全・安心の確保として、今後、中長期的な歩道の改修計画等について、実施に向けた検討を深めてまいります。

加えて、令和3年9月議会で議員よりおただしのありました道路の陥没や段差等の損傷箇所を発見した方が、状況をスマートフォンで撮影し、専用アプリで情報提供いただく仕組みづくりを、令和4年度よりデジタルDX関連事業として新規着手する考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ドライバーに向けた啓発活動の恒常的な取組についてのおただしであります。

本町では、春、秋の全国交通安全運動や夏の、年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動の期間に、重点路線を選定し、ドライバーの方々に啓発資材を配布する交通安全テント村事業や、各小学校で行われる交通安全教室に町交通教育専門員が参加し、子供たちに正しい交通ルールを学んでもらう事業など、交通安全や交通マナーを徹底することに関する啓発活動を実施しております。

令和3年中の町内交通事故発生件数は16件と、年々減少しておりまして、ご協力をいただいている交通関係団体の活動の成果であると認識しております。

交通事故を防ぐためには、ドライバー及び歩行者それぞれが道路交通法などの法令遵守を徹底しながら、気をつけていく必要があります。

特に、横断歩道では、歩行者の安全の確保のため、全国的にドライバーの横断歩道の歩行者優先義務違反について、警察による取締りが強化されております。なお、福島県全体では、横断歩道前の一旦停止率が、令和元年は3.5%、令和2年は8.7%であり、ともに全国39位と全国平均よりもかなり低い状況にありましたが、全県を挙げて停止率向上に取り組み、令和3年には27.0%と徐々に停止率が向上してきております。

町でも、白河地区交通安全協会から啓発看板を設置し、一旦停止の励行について周知を図っているところであります。

また、今後は通学路を優先に、モデル路線を選定し、車道と歩道の視認性の向上につながる道路のカラー舗装や、「徐行」、「横断者あり」などの啓発看板を交通関係団体と連携しながら効果的に設置することにより、ドライバーに対して速度厳守や歩行者、横断者への配慮を促してまいります。

これからも、町内全域での恒常的、効果的な取組を実施し、子供や高齢者を含めた歩行者が安心して通行できる交通環境の整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町の人材育成考課制度についてのおただしであります。

平成26年度の地方公務員法改正により、本町を含む各地方公共団体は、平成28年4月1日から、人事評価制度を導入し、その評価結果を任用、給与、分限等へ活用することが義務づけられました。本町では、平成19年度から24年度まで人事評価制度の試行運用を行っていましたが、当時の制度は複雑であり、評価に基づき職員の審査をつけるというマイナスイメージがあり定着しなかったため、平成26年度に試行期間で明らかになった課題や職員の意見を踏まえ、制度の見直しを行いました。単に差をつけるだけの評価制度は意味を成さないということから、気づきを与え職員の成長を促す仕組みに重点を置いた人材育成のツールとして再成形を図ったものが、現在運用している矢吹町人材育成考課制度であります。

この人材育成考課制度は、特に上司と部下のコミュニケーションを重視し、職位に応じた能力開発マネジメントシートと、目標達成マネジメントシートを利用して、期首、中間、期末の年3回の育成面談と係会議での目標達成度確認等を通し、上司と部下の間で振り返りを行い、職員の意欲向上を図り、職員に応じた求められる職員像に近づける仕組みとしております。

これら2つのマネジメントシートを参考に、1年間の評価を適正に行うことにより、処遇に反映していく制度となっております。

評価結果の活用につきましては、一般職の昇任、昇格、管理監督職への昇任試験、さらには定期昇給並びに勤勉手当など、地方公務員法が要請する任用及び給与へ適切に反映しており、職員も頑張りが報われることを実感でき、さらなる勤務意欲の向上、モチベーションの向上につながっております。

いずれにいたしましても、人材育成考課制度を活用し、職員の育成を図るとともに、職員のモチベーションの向上及び組織全体の公務能率の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、評価者の公平性確保についてのおたただしですが、安井議員おただしのとおり、組織全体の士気にも関わるため、人事評価においては評価の公平性の確保が重視されております。そのためには、日頃から部課職員をよく見て適正に評価すること、全ての評価者が統一的な基準で客観的に評価すること、さらには評価結果のフィードバックというものが非常に重要であると認識しております。本町では、毎年度、評価者の統一的な評価を目的とした管理監督職研修において評価者訓練を実施しており、この研修を通じ制度理解を深め評価者視点のばらつきを是正し、評価の公平性の確保に努めております。

また、評価の公平性及び納得性の確保には、職員全体の制度理解が不可欠であることから、管理監督職、一般職を対象とした人材育成考課制度研修を開催し、全職員共通の理解を図るなどの対策を講じております。

評価決定までの流れにつきましては、各係長による1次評価、課長による2次評価と課内調整を行った後に、企画総務課による全体定なチェックを行っております。その後、副町長、教育長、及び企画総務課で組織する全庁調整会議において組織全体の評価調整を行い、私が最終決定を行う仕組みとなっており、組織全体での公平な評価に努めております。

職員への考課結果のフィードバックにつきましては、毎年の勤勉手当支給時に結果を開示するとともに、面談の際に結果に基づいた育成指導を行うこととしております。

今後につきましても、各種研修を通じた制度理解促進と評価者訓練等による評価者レベルの維持・向上に努め、評価結果の客観性と納得性、公平性の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、職員のモチベーション向上やチームワーク向上についてのおたただしですが、安井議員おただし

のように、行政組織においては、職員のモチベーションを向上させ組織全体の士気を高め、公務能率の向上に努めていくことが大変重要であると認識しております。職員のモチベーション向上といたしましては、矢吹町人材育成考課制度では、上司と部下のコミュニケーションを通じて気づきを与え、成長を促す定期的育成面談を必須としております。育成面談では、能力開発マネジメントシートを用いての上司と部下による振り返りを行うこととしており、その期間中における行動について具体的な行動例に照らし、職位程度の行動ができた、できたときとできないときがあった、他の職員の模範となるような行動ができた、などの話し合いを行っております。その際に上司は内容を確認し、アドバイスを行う面談を実施しており、この話し合いこそが部下のやる気と評価の納得性を高めるものであると認識しております。

そして、最終的には評価に応じた適切な処遇への反映、処遇反映を適正に行い、頑張れば報われるということの実感を積み重ねていくことで、職員の意欲向上へつなげております。

また、チームワーク向上の対策につきましては、同僚の職務状況を気にかけて、1人で抱え込まないような風通しのよい職場づくりに取り組んでおりまして、能力開発マネジメントシートの項目にも、上司、同僚及び部下の職務状況に気をかけ、補助が必要なときは積極的に手伝うというチームワークの項目を設け、日頃から職員へのチームワークの意識づけを行っております。

このようなことから、職員のモチベーション向上やチームワーク向上のためには、日頃からの上司と部下の信頼関係構築はもとより、信頼関係に基づく適正な評価と任用、給与への反映、改善がなされない職員に対して的確な運営処分、そして、過ちがあれば厳正な懲戒処分という信賞必罰の姿勢が、組織の起立と秩序を維持し、意欲の向上にもつながるものと期待しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

最後に、学校給食費の全額無償化についてのおただしですが、学校給食費につきましては、学校給食法第11条に、設置者が負担するのは運営経費のうち、施設整備費や人件費等とし、それ以外の食材費については保護者が負担すべきことと定められているところであります。

町では、子育て世代の負担軽減のため、令和3年度小中学校の学校給食費の半額相当の助成を実施しております。議員おただしのとおり、保護者の皆様には大変喜ばれているところであります。子育て世代の負担軽減を図り、子育て世代に選ばれるまちを実現するためにも、給食費の全額無償化は将来的にはぜひ実現したい施策ではありますが、財源の確保も課題となっております。

今年度行いました半額助成につきましては、旧総合運動公園用地の借入金の繰上償還を原資としたところであります。一方で、子育て世代に運ばれるまちの実現には、負担軽減だけでなく、魅力ある教育環境、この整備推進も大変重要だと考えております。

様々な教育施策への予算の配分等を考慮しながら、今後も子育て世代の負担軽減に向け、財源確保に関して調査検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、安井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、13番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校給食費の全額無償化のために必要な費用についてのおただしであります。令和3年度の学校給食の食材費につきましては、小学校は、1食当たり295円、年間180食の提供で、児童1人当たりの年間額は5万3,100円となっております。また、中学校は、1食当たり340円、年間170食の提供で年間額は5万7,800円となっております。今年度は、半額助成で概算でおよそ3,620万円を町で負担しておりますが、全額無償化にはこの倍の7,224万円が必要となる見込みであります。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、学校給食費の全額無償化のための計画についてのおただしであります。町長答弁のとおり、町では子育て世帯の負担軽減のため、令和3年度小中学校の学校給食費の半額相当の助成を実施いたしました。

給食費の半額助成以外にも、町では、子供たちの教育環境の充実及び学力向上のため、様々な施策を行う中で、保護者の皆様の負担の軽減に努めております。

例を挙げますと、児童生徒の部活動などの公式大会出場の際の費用の補助や、町が全額負担し開催している小学校6年生の夏期講習会、また、中学校において、個人資格の取得につながる、英語検定、漢字検定、数学検定の各受験料を町が全額負担する支援を行っているところであります。

また、小中学校において、給食費の負担が困難な世帯においては、就学援助費の支給の対象となっており、給食費の実費を補助することで、実質、給食費は無料となっております。

町ではこのように、教育環境の充実、学力向上の推進とともに、保護者の皆様の負担軽減に努めているところであります。給食費の全額無償化につきましても、財源確保に努め、今後、実現に向けて調査検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1番目の質問であります横断歩道等の整備等についてでありますけれども、これについてなんです。KOKOTTOの周辺への横断歩道設置については、建設段階からもう計画、検討等していたということですが、警察署の協議では設置基準が満たされていなかったということでした。この設置基準というのは具体的には、やっぱり交通量が何台以上とか、そういったものなんですか。ちょっとその辺、簡単で結構ですのでお示しいただけないでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 安井議員の再質問についてお答えします。

横断歩道の設置基準ということで、安井議員申したとおり、交通量及び歩行者数、あるいは歩行者の安全を確保するような必要な場所とか、沿道に多数の人が利用する商店、公共施設等がある場合、あと駅、学校等に通じる場所、バス停留所付近等、特に必要な場所ということで、これらを総合的に判断して公安委員会が決定するというような流れになっております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 数字からいったら、具体的な数字は示されておられませんけれども、交通量、歩行者数、そういったものが判断の基準になるのは分かりました。その中で、多数の人が利用する公共施設や商店などがあるというようなこと、そういったことも含まれておりましたが、それからいったら、KOKOTTOなどはまさにそれに該当するのではないかと思うのですが、町としてはその辺はどう考えているのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 安井議員の再質問につきましてお答えします。

現在、複合施設の状況も変わってございます。答弁書にあるとおり、人流の流れというところでは、複合施設開館以来、10万人近い利用者もあるという状況もあることから、矢吹交番所あるいは交通関係機関、あるいは地域住民の声といったところを聞き取りしながら、要望として、設置について要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

KOKOTTO本当に10万人の利用者、そういったものもありますので、特に利用者の方から私のほうにも、また、ほかの議員のほうにも話が行っているということも聞いております。KOKOTTOの前には、高齢者の方、踊りの団体の方ですとか、いろんなサークルの方ですとか、利用する方多いんですね。なかなか本当に渡ろうとして渡れないという状況ありますので、これぜひ早急に矢吹交番所との協議、進めていただいて、設置を進めていただきたいと思っております。これについては質問でありませぬのでお答えは結構ですが、次に、同じくこの旧奥州街道につきましては、経年劣化、本当に進んでいるわけです。歩道全体が特に傷んでいるというのは通行されている方からは長年指摘されているところで、町でも応急修理行ったりですとか、鉄板を敷いて凸凹になっているところを平らにする、そういったこともやっております。先ほどご答弁にあった縞鋼板等の損傷とか逐次補修等を行っているということでしたけれども、これ結構な頻度になっているんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺はどのような状況でしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

補修が結構な頻度になっているんじゃないかということではありますが、確かにこの奥州街道につきましては、もう恐らく50年、60年以上経過しておりますので、そもそもコンクリートの強度の問題であったり、そういった部分での劣化が答弁の中でも全体で22キロあるということでお話をしましたが、その中でも一番傷みがひどい場所なのかなというふうに考えております。年間の維持補修の予算が、大体、年によってですが1,500万弱

ぐらいの予算を組んでおります。そのうち、この旧奥州街道も含めてですが、約300万から400万ほど年間維持補修をしているということで、特に要望が強い箇所については優先して対応しているところでございますが、なかなかでは根本的にどうするのかという部分までには至っておりませんので、答弁にもありましたように、中長期的な改修計画について、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬徳君） 年間で、大体300万から400万という維持補修の費用がかかっているということですが、町民の方からすると、なかなかそういった維持補修も追いついていないんじゃないかというようなご指摘があるわけです。そういったことからすると、長期的な計画ももちろん必要なんですけれども、やはり傷んでいる歩道とかがあります。特に、夜暗くなってきたときなんかは、ちょっとした段差でもつまずくおそれも出てきておりますので、この辺を維持補修費と、それから抜本的に改修する費用の関係として、どれぐらい抜本的改善に費用がかかるか、この辺は公共施設等の総合管理計画の中で道路もインフラとして含まれておりますので、いかほどの費用がかかるのかというのが出されると思うんですけれども。それと、それから期間をこれから示していくところだと思うんですけれども、まだまだ足りないのではないかなと思いますが、長期的に改善する場合と、それから必要な箇所を必ず改修していくということをやっていくのとでは、どちらのほうが金額的には賄えるかどうかということをお聞きしたいと思います。短期的に直していくというところで、幾らほどでできるかという部分です。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

補修がなかなか追いついていないのではないかということのご指摘でございますが、当面はやはりしっかりとパトロールをして、応急対応をしっかりとしていくということに尽きるのかなというふうに思っております。

今回、一般質問がありましたので、抜本的な改修の概算の費用をちょっとはじいてみました。今、こちらの旧国道については、両側に歩道があります。歩道があってU字溝があって、あとは歩車道境界と、道路と歩道を分ける境界ブロックが入っております。これがほぼ傷んでおりますので、こちらを全て撤去をして新しく更新した場合の費用が、片側1メートル当たり約8万5,000円ということで、両側を行いますと約1メートル当たり16万ほど費用がかかります。延長が北町から新町までとなると全体で約2キロほどございますので、そうしますと、掛ける2キロということだと約3億2,000万ほど、費用が全面更新をした場合かかってきます。それと、年間300万維持補修費ということを考えますと、約100倍以上の金額です。やはり当面は傷んだ部分を早急に直していくということで対応していきたいと思いますが、ただ、その傷みの状況などもしっかり今後把握して、予防保全的に対応できるものについては、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

答弁は以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 本日に改修するには大きな費用がかかるということが、今、分かったところであります。そうすると、やはり当面の間、傷んだところは即改修していく、そういった体制が必要かなと思います。また、このちょっと先ほど示されました年間300万から400万という費用でも、まだちょっと足りないのかなというところも感じたところであります。今後、傷んだところというのは、当然直さないと通行に支障を来したり、あとはけがををするという、そういったこともありますので、ぜひその辺も傷んだところ、今後はまたDX化で、私のほうから提案させていただきましたスマートフォンなどで通報するシステムを構築していただけるということです、そういったシステムを活用しながら町民から指摘があったところは、すぐに直すような体制をしていただきたいと思います。

ちょっと、維持補修の関係で言うところとちょっとこれとは違いますけれども、横断歩道のかすれというのが、今やはり町内全域で見られるわけです。近いところでは、矢吹町役場と文化センターの間の横断歩道、これも今ほとんど見えなくなっているような状況、ここだけではないんですけれども、この横断歩道の改修、線のかすれについては、今後どのようなことを対策考えているのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 安井議員の再質問にお答えします。

横断歩道のかすれということで、こちらにつきましても要望を受けまして、公安委員会のほうに町の要望として要望しているというような状況でございます。それで、毎年、毎年要望が通るわけではございませんので、粘り強く要望箇所については、繰り返し要望していきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 先ほども申しましたように、横断歩道がかすれているということは、通行する、そこを渡る人にとっては非常に大問題でありまして、公安委員会のほうで設置するものでありますけれども、そこはぜひ、かすれているところなくなるぐらいまで頑張ってください、本当に要望していただきたいなと思います。

次の質問なんですけれども、私、横断歩道あってもなかなか止まってもらえないというような状況も見受けられるというところ、話させていただきました。それで、最近ではマスコミのほうでも、FMなんか聞いていますと、横断歩道では止まりましょうなんてことを番組の途中で言ったりとかして、歩いていて止まる方もだんだん増えてきているのかなという状況になってきました。これが先ほど示していただいた、横断歩道での停止率が27%になったという、そういったこともあると思うんですけれども、私、実感としては、特に棚倉街道なんかウオーキングしているときに横断しようとしても、あそこはやっぱり幹線道路なので、交通量が多いのでなかなか止まってもらえないわけです。そういったところでの啓発が必要じゃないかということでお話ししたんですが、これまでも交通安全テント村などで行っているという話でしたけれども、これ交通マナーとか全般的にやっていることかなと思いますけれども、啓発看板も設置したということですが、これはどのよ

うな看板で、どこに設置されているのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 安井議員の再質問にお答えします。

啓発看板の設置場所でございますが、県道石川線の連合付近に、一旦停止というような看板を設置してございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） すみません、ちょっと花粉症で声がかすれておりまして、失礼いたしました。

連合のところに1か所設置ということですが、これ町内の横断歩道のところ全域とかに設置するとか、そういったことはできないでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 安井議員の再質問についてお答えします。

看板の設置について町内全域というところでございますが、私もできれば全設置したいところではございますが、予算に限りございますので、優先順位を定めながら対応してまいりたいなというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 予算等を考えながら、特に交通量が多いところとかには設置を進めていただきたいと
思います。

啓発についての最後の質問とさせていただきますけれども、例えば、恒常的にやる取組が必要じゃないかなと思うんです。例えばですけれども、標語などを作って役場の広報誌等に毎掲載せるとか、小中学生の皆さんと協力していただいて、そういった横断歩道で止まるようなポスター作ったりとか、そういうことも必要かなと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 安井議員の再質問についてお答えします。

恒常的な取組で標語、あるいは小学校での交通ポスターとかでしょうか、そういったところにつきましても、今後、関係交通団体と協議しまして、町独自の取組として対応できるか検討してまいりたいなと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ぜひ歩行者に優しい矢吹町ということで全国的にも有名にしていきたいな、それぐらいの意気込みで取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきますけれども、2番目の質問であります。

町職員の人材育成考課制度についてでありますけれども、ご説明からすると、特に矢吹町だけが特別なことをやっているわけではなくて、国でやってきたこと、また他の自治体でやってきたことをなぞりながらやっているということだと思います。ご答弁の中にありましたように、単に差をつけるだけの評価制度は意味を成さないことから、気づきを与え、職員の成長を促す仕組みに重点を置いた人材育成のツールとして再設計を図ったものが、現在運用している矢吹町人材育成考課制度であるというご答弁をいただきました。

この辺は具体的に言うとうとうどうということなんでしょうか。ご説明をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

頑張れば報われるというところのお話であったかなと思いますけれども、この評価結果の活用については、昇任、昇格、また、管理監督職への昇任試験であったり、定期昇給並びに勤務手当などの地方公務員法が要請する任用給与への反映ということにつなげていくというところで、職員の意欲向上、モチベーションにつなげているというものでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ちょっと、今、私質問したのは、気づきを与えて職員の成長を促す仕組みに重点を置いているということで、それまでが単に差をつけるだけの評価制度だったものであったようなことが、そういったことに重きを置いてきたということのかなということで、ではどういったことで気づきを与えたりとか、職員の成長を促す仕組みになっているのかなということをお聞きしました。

もう一度、ご答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

気づきを与えながらどのような能力の向上だったり、スキルアップを図っているのかのおただしでございますが、気づきを与えるということは、職員一人一人、一生懸命業務は行っています。ただ、その中で一人一人悩みも抱えながら進んでいるところございますので、それを上司、先輩の職員がこれまでの経験なり、そういったものでアドバイスをしていくとかというところで、自分だったら担当していたときにこういうふうになっていたとかというところで、そういった体験談を織り込みながら、その職員に応じたというところで、アドバイスを図って、そこで体験談を聞くとやっぱり自分でも、こういったところは直さなきゃいけないという、

自分でも気づきというか、自分で感じてもらえる、そういったところがいい点なのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） まさにご答弁いただきましたとおり、役場の職員であっても、民間の会社員であっても、職員になったりとか会社員になってから、最初から仕事のできる方というのはなかなかいないわけです。その中で、上司であったりとか、同じ職場の方たちから、今の職責や職位にいるにはこういったことが必要だよとか、アドバイスをいただける。そのためのツールとしては、この人材評価制度、活用できる価値は大変あるのかなとは思っております。

ただ、その中で、それがまた人事考課とか昇給とかに結びついていくという中で、なかなかこれ公平に行えるのかなというのが難しいんじゃないかなというところではあります。

ご答弁にもありましたように、毎年度評価者の統一的な評価を目的として、管理監督職研修や評価者訓練、実施している、また人材育成考課制度を現職管理職の方には実施しているということでしたけれども、この中で、どういったことなんでしょうか、例えば職種が違ったりとかすれば、係とか課によっては必要なことも違ってくると思うんですけども、その中で、統一的な評価をするための基準というのは、具体的に言うと二、三の例でいいんですけども、示していただけますでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

役場の中でもいろいろな業務がございます。その中で、異なる職種について公平性の確保をできるのかのおただせでございますけれども、この制度におきましては、能力評価というものが、あくまでも職位に照らした職務遂行能力というものを評価するものでございます。業種に関係なく、職員としての能力を評価するものでございまして、もう一つあります業績評価では、期首に設定した組織貢献、目標の達成までのプロセスという部分の人材育成ツールとして、両方活用して、その達成度を評価するという仕組みでございます。異なる業種間でも差が出ないような評価の仕組みとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） この能力評価ということですけども、職員に関する評価ということで、それであるので異なる職種、業務に関しては評価に対して差は出ないということでしたけれども、でも、それであっても評価する側と、それから評価される側、上司と部下との相性ですとか、またふだんの仕事のやり方を見ていて、どうもちょっと進捗遅いんじゃないかとか、そういったことがどうしても加味されるのではないかなという気がするんですけども、それも、そういったこともちゃんと加味されないような、公平なものになっているということではよろしいのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

公平性が確保されているのかどうかというおただしでございますけれども、先ほども答弁いたしました、管理監督職の研修というところにおきましては、人材育成考課制度の目的、活用方法などの確認を行って、さらにグループワーク、一般的な例題を挙げながら、実際に評価を行いまして、その評価者同士がなぜその評価になったのかを確認し合う評価者訓練も実施しております。この研修については、制度理解を深めるために評価者の視点のばらつきを是正しまして、評価の公平性の確保に努めているところでございます。

同じく、評価される側の職員につきましても、この制度については、職員全員がこの制度内容を理解していないと進められないものだと思っておりますので、毎年度、きっちりした形で研修会、職員全員参加の下、進めております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） マニュアル等も整備しながら、そういった研修もいろいろとやりながら評価にばらつきが、ばらつきというか差が出ないようにしているというご努力をされていることと思います。

ただし、冒頭にもご説明しましたように、2010年頃から、この人事評価制度自体をアメリカで言いますと、いち早くやったのがグーグルですとか、あとマイクロソフトなんです。人事評価をやらないというのは、人事評価しないで、では昇給とかどうやってやるんだというところ、ご懸念されるかもしれませんが、実は、こういった評価の中でノーレーティングということをやっているわけなんです。レーティング、ランク付をするということですけども、今、5段階ぐらいの評価、ランクをつけているのかなと思いますけれども、その5段階ランク付をするというのが、やはりなぜこういった企業なんかで廃止しているかといいますと、それが公平性に欠けていたりとか、そういったことが見受けられて、こういった大企業、また日本の企業でも取り入れていって、廃止していくという動きになっているわけです。

ノーレーティングというもの、もうちょっと詳しく言いますと、これリアルタイムに目標設定とフィードバックを実施すること、その都度、評価を行っていくということなんです。それで、個人個人の成長も促して、その職位にいる方のモチベーションを高めたりとか、資質を高めていくということを行っているわけです。こういった方法が、これから政府のほうでも、そういったこと審議会等の中でも検討しているようですので、町におきましても、ぜひそういったこと、今後、民間の動きなんかも見ながら、一番大事なのは、この人事評価制度の中で評価できる、私はですけども、大切なところはその職員の成長とかコミュニケーションとか、そういったことのツールとしては役立っているとは思っていますので、そういったところに重きを置くような形で、ぜひ町民の資質向上に結びつけていただきたいなと思います。

これは質問ではございませんので、次の質問に移りたいと思います。

それでは、最後の質問、学校給食費の無償化についてお尋ねしたいと思っておりますけれども、この無償化にかか

る費用は、今の倍かかるということで、今約3,600万ですかね、その倍かかるということで、なかなかこれ一遍にというのも難しいこともあるかもしれません。ただ財政の中のやりくりを進めていくことによって、定住課も促進されていって、税収増にもつながるといふ、そういったこともあると思うんです。

例えば、そういった財政上のやりくりをしていながら、今後、一遍に難しいとしても、例えば3分の2助成から、また段階的に4分の3助成とかというようなことも考えられると思うんですが、その辺の計画等は考えておられるのかお示しいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

財源を確保しながら段階的に拡充してはどうかということだと思いますが、そういったところも当然検討しながら、あとはバランスですね、その教育関係の予算については、町長から施政方針の中でもお話がありましたが、教育の部分で力を入れていく、あとは環境であったりとか、あとは安心して子育てができるまちづくりというところで、そういったバランスを取りながら、今後考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） そういったことも、ぜひ進めていただきたいなと思います。

給食というものは、単に栄養を取るだけのものではありません。本当に食育という言葉もございますように、給食を取ることによって、これ学習指導要領にも給食についての考え方ということで記載されておりますけれども、適切な栄養の摂取による健康の保持・増進を図ること。また、日常生活における食事について正しい次回を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い及び望ましい食習慣を養うこと、学校生活を豊かに図り、社交性及び協働の精神を養うことということが書かれております。教育の一環でもありますので、そういった意味では、単に無償化によって保護者負担軽減図ったりするだけではございませんので、給食の充実のためにもぜひ進めていただきたいと思います。

そのことを申し述べまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

またあしたよろしく申し上げます。

（午後 4時45分）

令和4年3月15日（火曜日）

（第3号）

令和4年第432回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年3月15日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案、陳情の付託

議案第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号

陳情第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君

税務課長 小 磯 剛 君 保健福祉課長 阿 部 正 人 君

農業振興課長
兼農業委員会
事務局長 鈴 木 辰 美 君 商工推進課長 佐 藤 浩 彦 君

都市整備課長 福 田 和 也 君 上下水道課長 柏 村 秀 一 君

教育次長兼
教育振興課長 国 井 淳 一 君 幼稚園保育園
係 長 熊 田 真 由 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、教育長より議案等説明のため出席を求めた子育て支援課小椋勲課長が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のため欠席となり、その代理として同課幼稚園保育園係熊田真由美係長が出席する旨の申出がありましたので、ご報告を申し上げます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 加藤宏樹君

○議長（角田秀明君） 通告6番、9番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

9番。

[9番 加藤宏樹君登壇]

○9番（加藤宏樹君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番、公共施設の管理運営等についてでございます。

町の公共施設等の維持管理計画や個別管理計画が策定されました。ほとんどは長寿命化をするというふうな計画が図られたことと思います。

そこで、今後の維持管理費はどのように試算されているのかをお伺いいたします。

次に、建物の老朽化や児童減少が予想されております。統合小学校等について町の考えをお伺いいたします。

それと、矢吹中学校、中畑小学校の校舎において、雨漏り等のお話をお伺いしました。それらについて、何らかの報告は受けているのか、また、それらに対して何らかの対策をしているのかをお伺いいたします。

次に、農業施策等についてでございます。

町長の肝煎りで農業振興課を配備した件についてお伺いいたします。

農業振興課は、現在何を行って今後何を行うのか。既に昨年度から配備されているわけですが、それらについて何をして、今後さらなる農業施策に対してどのようなものを行おうとしているのかを具体的にお伺いいたします。

それと、農業振興地域の見直しについて。私、何度もお伺いしているんですが、そのたびに来年やりますとか再来年やりますとかという答弁だったんですが、今、どういう状況でいつまでに結論が出るのか。進捗状況と今後の予定をお伺いいたします。

農業者への支援策として他市町村では農家に様々な支援策、金銭的補填なども含めて行っておりますが、矢吹町では農業政策、農家に対して町独自の何かそういった補助、施策等があるのであれば伺いいたします。

3番、児童クラブについてでございます。

令和4年度において、一般社団法人まちづくり矢吹から別法人に児童クラブ運営が業務委託されるというお話をお伺いしております。それらについて、児童クラブ運営が業務委託されるそうですが、業務委託契約の内容等についてどのようなものかをお伺いいたします。

それと、児童クラブ建設について、善郷小学校児童クラブ建設の経緯や矢吹には4校小学校がございます、矢吹小学校は改修の際にそういった教室を設けておりますけれども、そのほか三神小学校と中畑小学校についてはどのような考えを持っているかをお伺いします。

また、支援員の待遇についてどのようになるのか。また、支援員の意向調査、当初まちづくりに行くときには会計年度任用職員への希望を取ることもなくそちらのほうに向かわれたと思いますが、今回はそういった意向調査、会計年度になりたいですかとかという意向調査を行ったか等について伺いをいたします。

以上、大項目で3点ですが、答弁方、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴に来られた皆様、ありがとうございます。私どもの励みになります。

それでは、9番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、公共施設等の維持管理費についてのおただしであります。

公共施設等の管理運営に関しましては、総務省通知の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」に基づきまして、今年度、「矢吹町公共施設等総合管理計画」の見直しを進めております。

現計画につきましては、平成28年3月の策定時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理したものであることから、計画内容は本計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検、診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、策定後も不断の見直しを実施し順次充実させていくことが重要であります。

また、中長期の維持管理、更新費用の見直しについては、現計画の策定時では今ある公共施設等をこのまま長寿命化対策等を行わず全て保有し続けた場合の必要コスト、これは一般財団法人地域総合整備財団による公共施設等更新費用試算ソフト、これに基づく経費算定によりまして40年間の総額で約970億円、年平均で約24億円かかるとの試算結果でありました。

一方、今回の見直しに当たり実施した再試算では、改訂案の段階ではありますが、各個別施設計画に基づく長寿命化対策等を考慮した場合の必要コスト、これが今後40年間総額で約504億円、年平均で約12億6,000万円かかるとの試算結果でありましたので、長寿命化対策等による費用の軽減や平準化の効果は十分にあるものと考えております。

なお、平成28年から令和2年度までの過去5か年における既存更新分の投資的経費は、年平均約10億円であ

りますので、今後の財政負担を踏まえ施設の維持管理、更新等を着実に推進するためには、さらなるコスト軽減策は必要であるというふうに考えております。

今後も個別施設計画の見直しと実施計画への位置づけ、公共施設の再編の検討、人員体制の確保と全庁的な推進体制の充実、公共施設等整備基金の計画的積立てや公共施設等適正管理推進事業債の活用による財源措置の対応など、本計画の推進を総合的かつ計画的に図りながら、適正管理の取組を進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業振興課で実施しております施策と今後の新規事業等についてのお質しであります。

第6次矢吹町まちづくり総合計画では、「農業が元気なまちをつくります」を政策に位置づけまして各種施策に取り組んでおります。

現在、町で実施している主な農業施策につきましては、水田関係では主食用米からの転換として飼料用米、いわゆる餌米、備蓄米等の作付を行った場合、10アール当たり飼料用米については1万円、備蓄米については5,000円を交付する町独自の上乗せ助成を行っております。

また、畜産の振興と有機肥料の利用促進を図るため、町内の畜産農家が生産する堆肥を利用した場合1トン当たり1,000円の助成を行い、さらに、有害鳥獣対策としてイノシシ等による農作物被害防止のため電気柵の購入者に対し最大5万円の助成や地域農業を担うため農業者で集落営農組織や農業生産法人を設立する場合に設立準備金として20万円を助成しております。

効率的な農作業及び耕作放棄地の解消に効果的な圃場整備については、大変重要と考えておりますが、現在、館沢、大町地区での整備に向けた推進を行っております。さらに、適正な森林の保全管理を行うため「ふくしま森林再生事業」を実施しております。また、町内26組織が活動している多面的機能支払交付金による水路の泥上げや農業施設の軽微な補修、植栽による景観形成の向上に係る活動についても支援を行っているところであります。

今年度におきましては、米価が大幅に下落したことを受け、町独自の緊急対策として令和4年産米の水稻種子購入代金の2分の1を助成することとして米価下落対策種子購入補助金を該当農家に交付するところであります。

その他、農業振興課で担当している事業につきましては、農業委員会事務局として農地転用などの農地法に基づいた事務をはじめ農地の有効利用や最適化に取り組んでおります。

また、国では、令和元年10月に発生した台風第19号により甚大な被害を受けた阿武隈川の治水対策として阿武隈川緊急治水対策プロジェクトを計画し、その一環として本町を含む鏡石町及び玉川村に遊水地群を整備することを決定したところであります。

10年間の事業期間において約1,840億円の事業費をかけ阿武隈川の河道掘削や堤防整備、遊水地群の整備を進めておりますが、対象となる地元の方々の生活に大きな影響を及ぼす事業であり、また、地元三神地区のみならず町の各種将来計画にも大きな影響がある、将来像にも大きな影響がある大変重要な事業と考えておりますので、昨年10月に新たに農業振興課内に設置しました遊水地対策室において、事業計画エリア内の地権者や地区住民の相談窓口、国との調整役等の多岐にわたる業務を担っているところであります。

来年度につきましては、デジタル田園タウン構想事業においてドローン等を活用したスマート農業の推進や

タブレット端末を利用した農地パトロールを行うなど、事務処理の効率化を図るとともに新規事業として農産物の価格低下や自然災害等による収入減少を補填するという収入保険に加入する方の保険料の3分の1、上限3万円の補助について当初予算に150万円を計上したところであります。

さらに、福島県の補助事業である風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業により、トマトハウスに二酸化炭素発生装置等を導入する農家に対し、県補助率2分の1に町でも10分の1の上乗せ補助を行いトマトの収量の安定、確保のために支援を行ってまいります。

また、有害鳥獣を捕獲するための狩猟免許取得に対する受講料及び手数料の補助、有害鳥獣を捕獲した者に対して奨励金の交付等につきましても新規事業として当初予算に計上したところであります。

今後も社会情勢や国際情勢の変化により本町農業を取り巻く環境が大きく変化する可能性もございます。これらの動向を注視し先進事例等を調査研究し町独自の新規事業の導入についても検討してまいります。

農家の皆様が将来にわたり希望や意欲を持って農業経営に取り組めるよう関係機関と連携し、農業振興に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業振興地域整備計画見直しの進捗状況と今後の予定についてのおただしであります。

農業振興地域につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農業の健全な発展を図るため土地の自然的条件、土地利用の動向、地域人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、農業地域を保全するために農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画を策定することとされております。

計画の見直しにつきましては、おおむね10年に一度見直しを行う総合見直しと、軽微な変更について年に2回行う随時見直しがあります。議員おただしの総合見直しにつきましては、前回平成19年度に行っております。

町では、平成29年度から次の総合見直しに向けて調査、資料収集等を行い、整備計画の見直し素案の策定に向け遊水地事業や圃場整備の要望、遊休農地等の状況把握を行っているところであります。

なお、今年度については、総合計画見直しの素案策定のための計画策定業務を発注しておりまして、計画の素案や図面の作成、町の地図情報システム、これらとの調整等を行っております。

今後の作業につきましては、先の業務委託により作成した図面や計画案を活用して農業委員会や庁内関係課との調整を図り、最終上位機関である県との事前協議を進め、早期に計画案をまとめ見直しの法手続を進めてまいりたいと考えております。

なお、農業振興地域整備計画の総合見直しにつきましては、国県の計画に準拠し本町の農業振興の基礎基盤の保全と土地の有効利用を図るため、農家の皆様に加え企業や一般の方々、また、広く町民の皆様にも十分な説明と理解を求めることが重要であると考えております。

近年、農業の後継者不足や耕作放棄地の増加等大変厳しい農業情勢ではありますが、町として必ず守らなければならない優良農地は、農業振興地域として社会情勢の変化を踏まえながらも今後も保全することが必要だと考えております。

また、町内の都市計画用途地域内や企業・住宅用途として展開しつつある地域内にある農用地につきましては、町としては今後も町の振興発展のために開発を進めることも視野に入れながら農業振興地域の見直しを検討してまいります。

なお、このたびの総合見直しにつきましては、令和5年5月の変更を目指し努力してまいりますのでご理解

とご協力をお願いいたします。

次に、種もみ補助以外の町独自の農業施策についてのお質しであります。

先ほどの答弁と重複いたしますが、今年度につきましては米価が大幅に下落したことを受け町独自の緊急対策として令和4年産米の水稲種子購入代金の2分の1を助成する米価下落対策種子購入補助金を実施し、該当する農家への支援を図ってまいります。

また、その他、町独自の施策につきましては、水田関係では主食用米からの転換として飼料用米や備蓄米等の作付を行った場合、10アール当たり飼料用米については1万円、備蓄米につきましては5,000円を交付する町上乗せ助成を行っております。さらに、集落営農の推進として、町内26組織が活動している多面的機能支払交付金による用水路の泥上げや農業施設の軽微な補修、植栽による景観形成の向上に係る活動についても支援を行っており、当該事業については継続した支援を実施してまいります。

なお、来年度につきましては、新規事業として農産物の価格低下や自然災害等による収入減少を補填する収入保険に加入する方の保険料の3分の1、上限3万円の補助について当初予算に150万円を計上したところであります。

続けます。

今後は、県や両JA、関係機関と連携を図りながら認定農業者や新規就農者の確保及び育成、耕作放棄地や遊休農地等対策として効果的な圃場整備の推進、共同活動で行う集落営農及び法人化の推進による仕組みづくりの構築などを重点的に行い、今後の地域農業の活性化を図ってまいります。

農家の皆様が将来にわたり希望や意欲を持って農業経営に取り組めるよう関係機関と連携し、公的な財政負担とその効果を検討しながら農業振興に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、放課後児童クラブの業務委託についてのおただしであります。三村議員への答弁と一部重複いたしますが、本業務につきましては、これまで民間のノウハウを取り入れた柔軟な運営が図られていることから、来年度の対応として現受託者の社員等の転籍等を条件に新たな民間会社に業務委託を行う方向性についてこれまでに説明してきたところであります。

この経過を踏まえ、新たな受託者の選定について運営能力及び信頼性を総合的に審査、評価する公募型プロポーザル方式を採用し適切な業務遂行能力と技術力を有する受託候補者の選定に着手したところであります。

令和4年1月14日から参加申込み受付を開始し、質問受付、回答、業務提案書等の提出を経て2月1日にプレゼンテーション審査及び選定委員会を開催し、公正かつ適正な審査の結果2月7日に受託候補者を選定したところであります。

なお、契約につきましては、受託候補者を相手方とし仕様書等提案内容に基づく協議調整を行いながら詳細な仕様を定め契約締結を進めてまいります。

委託契約の内容としましては、町が設置する4つの小学校区で11クラスの児童クラブの運営業務全般を委託するものであり、基本的な運営面につきましては、開所日や開所時間、児童クラブ支援員の配置数を含め令和3年度と同様の内容であります。

なお、今後開設準備として業務の引継ぎや児童クラブでの事前研修を行うなど児童や保護者、学校などに迷惑をかけることなくスムーズに4月1日からスタートできるよう準備を進めてまいりますので、ご理解とご協

力をお願いいたします。

以上で、9番、加藤議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 皆さん、おはようございます。

それでは、9番、加藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小学校等の適正規模、適正配置についてのおたかしであります。これまで教育委員会では、児童数の減少による教育条件、教育環境、学校運営等の改善、学校施設の老朽化へ対応するため、小学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方、対策を開始する基準、対策案などについて検討を進めてまいりました。

この経過において、平成31年3月の議会全員協議会でお示した適正規模、適正配置の基本的な考え方については継続して教育委員会として検討しておりますが、現時点の案として説明させていただきます。

まず、小学校の今後の方針についてですが、学校施設の改修、改築時期を考慮しつつ小規模校であってもメリットを最大化しながら存続させることとし、児童生徒数が著しく少ないなどの事情により2つ以上の学年を1つに編制した学級である複式学級となることが予想される状況になった場合には、統廃合を視野に入れて検討することとしております。

次に、適正規模、適正配置の準備を開始する基準については児童数の減少状況を基準としますが、小学校の大規模改修、改築時期までには対応が完了するよう統廃合の時期について結論を出すこととしております。

小学校については、将来的に町内4校全てを統合し1つとすることを町の方針として示しながら、優先順位を考慮し段階的な統合も検討し、学校用地については旧総合運動公園用地を候補地の一つとすることとしております。

以上が、今後の適正規模、適正配置の基本となる考え方になります。

これらを踏まえた上で、令和4年度からは、学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方並びに適正化に向けた具体的な方策について検討する組織を設置し、町立小学校及び幼稚園の在り方についての大きな方向性、方針を決定していくこととなります。

方向性の決定に当たっては、学校施設の老朽化や幼稚園と小学校の関連性、そして、地域と学校との関係など多面的な検討が必要であると考えております。

そのためには、町民の皆様への十分な説明機会の確保や様々な意見の集約と反映が重要であることから、教育委員会では今後、小学校、幼稚園の一体的な適正規模、適正配置の計画に町民の皆様の意見を十分に反映しその計画に基づく取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹中学校と中畑小学校の雨漏りについてのおたかしであります。両校の雨漏りにつきましては、学校への聞き取りと現地確認を行いました。

まず、矢吹中学校の生徒会室の天井の雨漏りにつきましては、中学校において状況を把握していなかったことから教育委員会への連絡がなかったところであります。

雨漏りの原因は、天窓のシーリング部分の劣化によるものであり、早急に修繕工事を進めてまいります。

次に、中畑小学校の南校舎2階、廊下北側の雨漏りにつきましては、2年前の台風の際に発生して以降現在まで雨漏りが発生していないことから状況を見ながら対応を検討してまいります。

なお、中畑小学校の北校舎で発生していた雨漏りにつきましては、令和2年度に屋上の防水工事を実施し対応しているところであります。

今後も引き続き学校と協力の上、施設、設備の点検を行うことにより修繕箇所の早期発見と適正な学校施設の維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、児童クラブ運営業務の委託契約の内容等についてのおたがしであります。先ほどの町長答弁と一部重複いたしますが、受託候補者との委託契約の内容としましては、町が設置する4小学校区11支援単位、つまり11クラスの児童クラブの運営業務全般を委託するもので、開所日や開所時間、児童クラブ支援員の配置数も含め令和3年度と同様の内容で契約することを予定しております。

これに加え、子供たちの第2の家としてよりよい滞在環境を充実させるため4つのクラブを統括指導、運営する統括者や消耗品、各種事務手続等を行う事務補助員を配置いたします。

また、支援員として働く方々が子供たちと過ごす時間を増やし、やりがいを持って働くための就労環境充実のために、これまでよりも人件費部分を増額したいと考えております。

なお、受託候補者につきましては公募型プロポーザル方式により契約候補者の選定が行われ、県内外の児童クラブの業務委託を行っている児童福祉事業に精通した事業者へ委託すること、さらには、教諭等の勤務経験を有し責任者としての経験のある統括責任者の配置や専門講師や専門相談員の派遣や現場の巡回支援等によりこれまで以上に利用児童の過ごし方に幅が広がり、児童クラブ支援員の資質向上や働きやすい環境整備も図られることが期待され、よりよい運営ができるものと期待しております。

今後は、児童クラブを利用する保護者や児童、また、協力、連携を図っていく学校に対し運営する事業者が変更となりますが、支援員の多くは継続雇用されこれまでと同様に運営されること、さらには、子供たちが喜び興味を持ってもらえるような事業者独自のスポーツ教室や英会話教室、かるた教室を行うなど、工夫を凝らしたイベントが計画されることなど、子供たちが放課後を楽しく安心して過ごせるよう適切な運営に努めていくことを丁寧に説明してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、善郷小学校児童クラブ建設の経緯や他校の児童クラブ建設予定についてのお質しですが、三村議員への答弁と一部重複しますが、善郷小学校児童クラブは平成9年より開所しておりますが、矢吹小、中畑小、三神小児童クラブとは違い空き教室や別の建物ではなく、学校の協力を得て校舎内の図工室や家庭科室などの特別教室等を午後から借用し、運営しております。

これにより、高学年の児童は図工室など特別教室を使った午後の授業ができず、また児童クラブを利用している低学年児童は机が体のサイズに合っていないなど、学校や子供たちに長年にわたり不便をかけておりました。

また、平成30年度第13回子ども議会では善郷小学校子ども議員より図工室等が午後の授業で使えないため環境整備を求める旨の一般質問があり、さらには平成26年度に児童クラブを利用する保護者より児童クラブ専用施設設置の要望書が提出されております。

こうした現状は、昨年10月13日に実施しました町内児童クラブの視察において議員の皆様にも認識してい

ただいと理解しております。

そして、令和2年度に25名の待機児童が発生したことから善郷小学校校長と協議を進め、令和3年度から視聴覚室を新たに改修し借用することで待機児童の解消を図ったところであります。現在は、そのクラスと合わせ4クラスを運営し、3月1日現在、定員160名に対し130名が入所しており、令和4年度には156名が入所予定となっております。

善郷小学校の学級数については、令和5年度には全ての学年で3学級になることが予想されており、現在、児童クラブが借用しているイングリッシュルームは普通教室として使用することとなります。

一方、児童クラブにおいても、共働き世帯の増加等により利用者数は今後も同一程度で推移することが見込まれることから、現在と同じく4つのクラスを確保する必要があります。

これらの理由により、これ以上校舎内に児童クラブの新たなクラスを確保することは非常に困難であり、このままでは令和5年度に児童の受入れができず、待機児童が発生することが予想されます。子供たちの安全安心な放課後の確保のためにも待機児童は避けなければならず、さらには、学校における子供たちの授業の不便さを解消するためにも安全性を第一に、その他利便性や補助金等の有無など様々な角度から検討、考察した結果、善郷小学校敷地内の町有地に児童クラブ専用の施設を新築することが望ましいと判断したところであります。

平成9年に開所して以来、これまでも子供たちが学校でも児童クラブでも健全に教育、保育ができる環境づくりを求め、専用施設の建設について調査、検討しておりましたが、財政面に負担をかけることがないようにその都度学校、先生方と協議を重ね、パソコンルームやイングリッシュルームを借用し運用してまいりました。

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始により国、県からの手厚い財政支援をもらえるようになり、その後、各種事業計画の策定によりなお一層の補助額の上乗せがあったことも今回の建設を検討した理由の一つであります。

なお、他校の児童クラブについては、小学校の空き教室や隣接する公民館の一室を活用し運営しており、今後も継続して児童クラブとして活用できると見込んでいることから、現在のところ新たに専用施設を建設する予定はありません。今後も待機児童が発生することのないよう、引き続き児童クラブ利用者数の動向を注視し、利用ニーズの把握に努めてまいります。

善郷小学校児童クラブ施設の新築に当たっては、国、県からの補助金等を活用し、町の財政負担を抑えながら児童の健全育成にふさわしい適した建物となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、支援員の待遇や意向調査の内容等についてのお質しではありますが、三村議員への答弁と重複いたしますが、令和4年度より委託先が変更となり、現在は、新年度の児童クラブ運営開始に向けて新事業者が現在の児童クラブ支援員と採用等に関する面談を実施しているところであります。

また、現受託者による社員への説明会に参加し、これまでの経過について丁寧な説明を行うなど理解をいただけるよう努めてまいりました。

新事業者に対しては、支援員の現在の賃金水準を最低限維持し、引き続き児童クラブ支援員として転籍していただけるよう、また、休暇や福利厚生等の処遇について面談において支援員の不安を聞いていただき、解消

に努めていただくなど最大限の配慮を検討してもらえるようお願いをしております。

新事業者については、児童クラブ運営を含む児童福祉関連事業を各地で数多く展開しております。

また、児童クラブ支援員として必要な知識、実践技術を身につける専門研修や児童の指導に精通した職員が指導方法の助言等を行う巡回支援体制などがあり、現場で働く支援員の方々へのサポート体制がより一層充実するものと期待をしているところであります。

議員おただしのとおり、委託先が変わっても利用する児童やその家庭がこれまでと同様に安心して児童クラブに通い、預けることができるよう努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、再質問をいたします。

ちょっと公共施設の絡みもあるので順不同になるかもしれませんが、小学校の統廃合についてでございます。将来的には4校を見据えながら段階的な統合ということも考えているということでございますが、中畑小学校はもうそろそろ大規模改修の時期に来ているのかなと思います。善郷児童クラブをつくる際に、中畑小の大規模改修予定ありという文言があったので、もしかすると来年度予定されているのかなと思ったんですが、予算にはないということで、中畑小学校、これ児童クラブの話と関連つけてもいいですかね。一個一個やったほうがいいかな。

○議長（角田秀明君） 一問一答なので、一回に一つ。

○9番（加藤宏樹君） では、中畑小学校の改修の予定はいつ頃になるかお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

中畑小学校の大規模改修時期でございますが、まず北校舎が令和4年度から5年度、南校舎が令和6年から7年度、こちらは10日で作成しました長寿命化計画に基づく予定の計画でございます。

ただし、こちらについては、あくまでも学校の個別計画となっております。町全体での改修については企画総務課のほうで作成いたします公共施設の総合管理計画に基づいて対応することとなるかと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） そうしますと、企画総務課さんのほうではどのような予定なのかをお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

町全体としての公共施設の総合管理計画でございますが、ただいま、今、パブリックコメント、ホームページ上でやらせていただいております。その中で、町の公共施設全てにおいて公表して直し方、計画の中で見ていただいているところでございますが、この計画の中で学校施設についてはやはり施設かなり保有している数が多いものでございまして、その中で今後実施計画なりそういったものをきっちりつくった中で改修の優先順位を定めた上で取り組んでいくというところで、修繕については長寿命化をベースに進めていきたいというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 時期的に中畑小学校もそろそろ改修計画策定されてもよいのかなと思ったものですから、予定をお伺いしたのですが、まだ正式に決まっていないということになりますと、今度その後善郷小学校の改修というのも当然視野に入っていると思うんですが、それらも当然予定がないと。

できれば、大体でもいいんで中畑小と善郷小の予定見込み年度、おおよそでいいんで教えてもらっていいですかね。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

こちら個別計画での予定でございますが、善郷小学校につきましては西校舎が令和8年から9年、あと、東校舎が令和10年から11年となっております。

繰り返しになりますが、こちらの計画につきましても、町全体での修繕計画に基づいて今後検討してまいるところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、複式学級となると予想されるという答弁がございました。その見込みの年度、何年後ぐらいにそういった多分三神小学校が一番最初になるのかなと思うんですが、その点については何年頃を見通しているのかをお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

こちら、以前全員協議会のほうで説明させていただいた資料とはちょっと違うんですが、最新のデータに基づいて試算した結果に基づいてお答えいたします。

三神小学校と中畑小学校が令和3年と令和8年の入学児童の増減率を基に試算しますと、おおよそ令和18年

度の頃には複式学級となるおそれがあるものと見込んでおります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 令和18年度複式になったからといってすぐどうこうという話にはならないと思うんですが、私は、矢吹小学校が大規模改修ということで最低40年ぐらいは使わなくちゃいけないというふうに当然思います。

このままこの三神小学校、中畑小学校、善郷小学校、改修しちゃいますと大体30年から40年後には統合小学校をつくらなくちゃいけないという話も出るのかなと思ひまして、改修をためらうんじゃないかというふうに思っているわけです。

改修して十年後とか二十年後に統合小学校をつくるということでは経費の無駄になるんじゃないかということで、やはり将来のビジョンをきちんと示していただかないとこの統廃合の問題も難しいのかなと。

多分、段階的な統合という表現がございます。当然矢小はしばらく使わざるを得ない。そうすると、三神小学校と中畑小学校が複式学級になる可能性があるということで、総合運動公園につくったほうがいいんじゃないかという案が出るのかと思います。その際に善郷小学校をどうするのかという問題もありますので、この統廃合の問題は一校一校の話ではないんで、きちんと精査して計画を立てていただきたいという思いですので、もう少し綿密にやっていただきたいと思います。

それでは、次に、今の統廃合の問題で児童クラブについて、中畑小学校もし改修するんであれば現中畑小の児童クラブの方も外玄関、げた箱が外にあるという状況ですので多少の不便はあるかと思ひますので、やはり矢吹小学校のような児童クラブ専用の教室に改修するという改修を盛り込むというような考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

中畑小学校の児童クラブの改修ですが、令和2年度に多目的スペースというところを改修いたしまして、新たに環境整備を行ったところでございます。

議員のお話のありましたげた箱、そこの部分についても今後段階的にちょっと修繕、改修等については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それと、三神小学校においては、児童クラブが公民館を使っているということで前回待機児童が出た際には中畑公民館を使用させていただいたという実例もございます。

そうしますと、今までの利用者から当然午後からは使えないという多分苦情もあったかと思ひます。当然三

神小学校においても、地域の住民の社会教育施設ですので午後使いたいという方もいらっしゃるかと思います。そういう点において児童クラブは学校敷地内等に整備すべき、または、三神小学校自体は空き教室がたしかあると思いますので、その辺を活用して公民館とは違う児童クラブを教室を設ける気はあるかどうかお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

三神小学校におきましては、議員お質しのとおり三神公民館を活用した上で運営を行っております。

運営に当たりましては、ちょっと事前に確認させていただきましたが、公民館の利用者のほうからの苦情が入っているかどうか、こちらについては公民館長のほうには特に入っていないというところで確認が取れております。

三神公民館利用者からのある程度調整をいただいた上で運営をさせていただいているというところがございます。三神小学校の空き教室の状況なんですが、今現在ちょっと使える施設がないというところがございます。今後ですが、学校の空き教室の状況等も見ながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 子供たちのためですから、無理無理午後公民館を使おうという住民の方は少ないと思います。子供たちが使っているんで、では我々はその時間外とか土日とかに使おうというのが住民としては当然の思いだと思います。

それを推しはかって、公民館は公民館としてきちんと機能を果たす、児童クラブは児童クラブとして学校に設置するなり、場合によっては建設するなりというのが必要だと思います。

やはり同一町民ですので、同じ町の子供たちですので、やっぱり同一のサービス、同一の待遇を受けるべきだと思いますので、その辺少しどういう考えか。誰が答えてもいいですので、お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 加藤議員の再質問にお答えします。

三神小だけが公民館を使っておりますが、基本的に今、文部科学省と厚生労働省のほうから出ている子供の総合児童クラブの総合計画、それは基本的には学校の敷地内というふうになっております。

しかし、学校の敷地内だけではなく隣接も考えてもよいというふうになっているので、公民館については移動の距離も少なく安全性についても確保できるというような問題がないのではないかなと考えます。

しかしながら、文科省の言っているように学校の施設を最大限利用するということがありますので、今後三神小学校の教室が空き次第、小学校内に児童クラブを設置するという方向で検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それと、ある自治体においては、最後の生徒を送り出すまで、場合によってはその後当然入学者がない、そこまでやっぱり学校を存続させるという自治体もございます。そういったところまでやるつもりがあるかどうかお伺いします。

○議長（角田秀明君） 加藤君、複式になった場合ということで教育長のほうで答弁しているのです、今のちょっと……

○9番（加藤宏樹君） それは検討で、存続です。小学校は存続についてどこまでやれるかということです。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

地域によってはその学校しか、なかなか統廃合すると大きな課題があるとかそういった状況によってはそういった1人でも学校を残すというような判断をされている自治体もあるかとは思いますが、やはり1人の児童生徒で教育環境上どうなのかというところがございます。

当然子供たちが切磋琢磨するようなそういった環境というところも、やはり教育環境上考える必要がございますので、そういったところも含めながら来年度検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、児童クラブについてですが、まちづくり矢吹さんへ委託した際は費用の縮減が目的の一つであったと思います。

今回は費用が増額になる予定、増額が見込まれているとのことですが、費用が増額してまで委託業務にする理由は何か教えてください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

費用が上がっても委託をするということの理由についておたしでございますが、今回、現委託よりも増額となります。そういった予算を計上させていただいております。

そこで、その内訳の中で増額となる部分は人件費でございます。そこで答弁にもありましたとおり、統括責任者という方を置いてその各児童クラブ、ご承知のとおり4つに分かれておりますので、そこを全体を見てもらう方というところで1人新たに設置いたします。

そういう中で、巡回訪問を行ってきっちり現場の状況を把握してもらって、それを町につなぐという役割の

方を増やした部分が大いところでございますので、そういったことで働いている支援員の方、そして、預かっておりますお子さん方の状況を逐次把握できる仕組みづくりはやはり必要だと思っております。そのために増額をさせていただいたということが主な理由でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） そうしますと、当然会計年度任用職員として採用した場合と今度の新しい新事業者へ業務委託した場合の差額というのは計算されたかと思うのですが、大体でいいのでどのぐらい増額になるのか教えていただければと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

会計年度になった場合と差額について計算しているかというところでございますが、児童クラブにつきましては、初めからこの民間活力を生かした中で支障なく行っているというところで考えておりましたので特に会計年度というところについては、試算は行っておりません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 会計年度任用職員への試算を行っていないということですが、基本はそこにあると思うんですね。そことどれぐらいの差があるのかとか、なぜ増えるのかとか。人員が統括官ですか、あと場合によっては事務支援員というのが名前が出てきましたけれども、それらを当然増やすのであれば、これ人件費がかさむのは当然です。児童クラブ支援員を会計年度に入れて、統括官と事務支援員を入れれば要は一緒じゃないかというふうに思うわけです。金額の面です。

だから、業務委託する意味はさほどないんじゃないかというのが私の疑問なんです。増やしてまでやると、業務委託すると、費用はかさむけれども業務を委託すると。確かに、かるたとか何とかそういった行事も行うと。今までは多少の行事はあったでしょうけれども、そういった本格的な行事はあまりなかったのかなとは思っています。

ただ、それでさえ町でやろうと思えばできないこともないので、できれば私は会計年度任用職員にさせていただいて町のやはり直轄、公務員としてきちんと身分を保証してあげるというほうがよろしいと思うのですが、その辺はそういう考えにならなかったのか、お伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

なぜ直営ではなくというお質しでございますが、今回、委託するに当たりプロポーザル行っております。その中で、事業者のほうから様々な提案を受けております。答弁の中にもありましたが、三鷹市とのミニ子供交流会とか、あと、中には光南高校の生徒たちとの連携した事業であったり、ここの土地勘を利用した町の大屋台を見ながら歴史に触れる授業であったり、あと、読み聞かせについては町のお話団体を活用するとか様々な提案を受けております。

町で直営にするにしても、いろいろ事業は考えられますが、そこを運営していくにはやはり町職員として直営で動くよりもこういった民間のアイデアをいろいろ出していただいて、その提案を町としてやれるかどうかの判断をしながら業務委託を進めていって、みんなに喜ばれるというところがこの民間活力のいい部分かなというところを考えておまして、そういった業務提案されている保護者との関わり、学校、地域、町との連携交流という部分が速やかに進められるものと認識しておりますので、そういった部分で直営ではなく業務委託による民間委託というところで進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、善郷児童クラブの建設に至ったことについてちょっと聞きたいんですが、当初執行部から児童クラブをつくらないと教室が足りないという説明を去年受けたと思うんですけども、その際に町有地に建てたいと言ってきたのは執行部だったと思うんですが、それをちょっと確認したいんですが、それで間違いないですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

議会全員協議会の中でそのような説明、多分小椋課長のほうからされたと思います。

今現在、学校施設については全て町有地に建設している状況にございましたので、そういったところからそのような判断に至ったのかと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 一部分に借地があるという説明を受けて、場所も分からないので地図を出してくれと、実は小椋さんに私頼んであれ出してもらったのですけれども、問題は借地に建物を建ててはいけないのかいいののか。その辺は契約の際どうなっているのかお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

契約の内容につきましては、小学校敷地の用に供するためというような記載のみで、具体的にその建物が建築できるのかどうかというところは契約上は明記されておりません。

ただ、契約書の内容が単年度契約となっております。契約の期間は1年間として、異議の申出がないときには1年間延長するというような形を取っておりますので、そういった土地に対して公共施設を整備するというのは、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 校庭のど真ん中借りているんです。単年度契約とはいえ、あそこ返してと言われて矢吹町は返すんですか、では。

お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

単年度契約という形にはなっておりますが、ちょっと金額的な部分でのご要望はいただいておりますが、特に毎年異議の申出がないというところで、更新をいただいているところでございます。

当然借りている方についても、学校用地であるというところをご認識いただいているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 契約自体が単年度契約、異議がなければ継続ということは、実質上単年度契約なんです。その契約の中に小学校が存続する限りとかそういう文言がないと、返せと言われたら返さなくちゃいけないじゃないですか。地主の方らの了解は得ているとか得ていないの問題じゃなくて、民法上そういう契約で来年更新しませんでしたら返さなくちゃいけないんじゃないですか。それを、返さなくてもいいという担保できる条項とかあるんですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

契約条項の中に売却の制限ということで、乙は当該土地を甲の承諾を得ないで第三者に売却をしてはならないということが記載がございます。この点である程度担保されているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 加藤議員に申し上げますけれども、土地の問題とかそういう問題までは通告していない

ものですから、なかなか答弁も難しいと思いますので、この借地の問題に対してはこの辺で打ち切ります。

次の質問してください。

- 9番（加藤宏樹君） 要は、何か狭いところに無理無理造ろうとしていたというふうに見えたんです。どうしても町有地となると端っこにばかり町有地があるんです。あそこでは駄目だここでは駄目だといって地盤がいいでしょうというふうになっているんですけども、その問題を解決するのは、まず、借地に建物を建てられるかどうかというのが第一にあったんじゃないかと思うんです。

あと、11日の説明で議会のほうから町有地に建ててくれと議長のほうがおっしゃっていましたが、そのような要望はいつあったんですか。

- 議長（角田秀明君） 加藤議員、私、今、土地の問題はこの辺にしてくださいとお願いしたんで、別な問題にしてくださいと先ほど私がわざわざ申し上げたので別な問題をさせていただきたいと思います。

- 9番（加藤宏樹君） それでは、質問変えますね。

- 議長（角田秀明君） 変えてください。

- 9番（加藤宏樹君） では、この善郷小児童クラブをつくらなくちゃいけないとなったのはいつですか。

- 議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

- 教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

児童クラブ整備の決定した日というところでございますが、内部での決定は指導部会議の中で決定させていただいた日が令和3年5月17日でございます。

対外的に決定した日というのが、全員協議会で説明させていただいた日になるかと思えます。

以上です。

- 議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

- 9番（加藤宏樹君） 今、決定の日だけお知らせいただいたのですが、当然この答弁書には30年度子ども議会、令和元年度には待機児童、令和2年度には中畑公民館での利用というのがあったので、当然この頃から何らかの話合いはされていたのかと思えますが、その辺の沿革を説明できるのであれば審議会、教育委員会とかお話しした経緯、決定はいいでしょう5月10日。最終的には議員報告は6月の議会ということでいいでしょうけれども、それに至るまでには何らかの時間を要したんじゃないかと思うんですけども、それらについて簡単でもいいですからご説明願います。

〔「議長、もしまとめなくちゃいけないのであれば、後で文書配布でもよろしいので」と呼ぶ者あり〕

- 議長（角田秀明君） 実は、私はこの教育長の答弁で理解をしたんです。

各小学校で児童クラブがなかなか教室がないというようなことで中畑公民館に行ったり、そして、我々議員も矢吹小学校なり善郷小でみんな調査をしたりというときに、やっぱりこれではしょうがないだろうというような意見が出たりしたときに、やはり教育委員会の子育て支援のほうもやっぱり善郷小学校はもう令和5年に

待機児童が出るとかそういうものを調査した結果、やはり児童クラブが必要ではないかというような結論が出て議会に出してきたと思うので、そういう経緯を先ほど教育長が答弁したので、それ以上多くの話というのはなかなか何して何というのは難しいんじゃないかと思いますので、別な質問をしていただきたいと思います。

○9番（加藤宏樹君） だから、沿革といいますか経緯を簡単にまとめられるのであれば。

○議長（角田秀明君） たまたま今回、小椋子育て支援課長も来ておりませんので、もしそういうことが必要であれば、後日日程を変えてこういふことで決定したというような話を帰って我々にお知らせいただきたいと思いますので、それ了解してください。

○9番（加藤宏樹君） それでもいいですし、文書配布でも何でもいいです。

○議長（角田秀明君） ええ。よろしくをお願いします。

○9番（加藤宏樹君） それは、では、質問今度変えます。

そうしますと、今、156名来年度予定されていると。善郷小の児童クラブですか。156名だよ、来年度の予定が。これ4クラス分の増設と。定員40名ですか、児童クラブの。161名になるとどうなるのかという疑問が生じるんです。

ですから、4教室では足りないんじゃないかと。今、児童クラブに入る児童さん増えているんです。矢吹もそういう状況になったので、教室が足りなくなつたんだと思います。それを踏まえると、4教室では危ないとは思いませんか。足りなくなるんじゃないかという懸念はございませんか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

足りなくなった場合どうするのかというところでございますが、施設の一部については、プレイルームというところで部屋を設けております。その部分について活用して受入れをするような形で考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○9番（加藤宏樹君） それでは、農業施策等についてちょっとお伺いします。

町の今年度の予算、農業に関わる予算、総額では大変な金額あるんですが、農家個人といいますか要は種もみ代とか今回は収入保険の補助とかいろんな補助名目はあるんですが、町負担分をざっと計算すると5,000万ぐらいかなというふうに推察されます。これは正確ではないと思いますが、矢吹町のやはり基幹産業、町長もやはり肝煎りで農業振興課をつくって農業を希望あるもの、将来に向かって希望を持って取り組めるよふにということでおっしゃっていますので、ちょっとそれをかなえるのには金額的にちょっと薄んじゃないかというふうに思うわけです。

できれば5,000万程度と言わず、いきなり2億とか3億とかは言えませんから、取りあえず倍の1億ぐらいは確保して、何かしたいという場合には補填してあげるとか補助を出すとかそういった考えがあるかどうかお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 加藤議員の再質問にお答えします。

農業振興費でございますが、令和4年度の農林水産業の予算額になりますが、当初予算額で4億9,952万1,000円を計上してございます。

昨年度よりも減額とはなっておりますが、こちらにつきましては、ふくしま森林再生事業が随分事業規模が縮小されたことから減額となっております。

先ほど加藤議員からもご提案ございましたが、町としましても先ほども答弁にもございましたように今年度収入保険の補助ですとか、あとは、トマトハウスのほうに二酸化炭素発生装置の補助などを計上してございます。今後JAさんや農家の皆さんのご意見をお伺いしながら町でも支援策について検討してまいりたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、農業振興地域見直しについて、令和5年5月に見直しするとありますが、これは公告縦覧等をやって確定されるという意味なのか、そこで見直しするという意味なのか、ちょっと教えてください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

農業振興地域の見直しの件でございますが、こちらにつきましては令和5年5月を目指して努力してまいりたいと考えております。

この間に、当然公告縦覧期間も経て令和5年の5月を目指して努力してまいりますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○9番（加藤宏樹君） 初めて明確な回答をいただきました。ありがとうございます。

それでは、この狩猟免許の補助というのがあったので、それに対して町職員の方にもという思いが私にはあるんですが、その辺はいかがでしょう。町長。

狩猟免許について。町長でなくても。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 加藤議員の再質問にお答えします。

狩猟免許につきましても、令和4年度予算のほうに計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、自治体の方の人数が随分減ってきてまいりまして、今現在11名となっております。

今年度ですが、私と担当につきましては、実費にて免許を取得してまいりました。

今後町職員におきましても、取得希望者がおれば当然補助のほうの該当要件を満たせば補助してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 今、鈴木課長から実費にてというお話がありましたが、これはあまりにもむごいので、何とか補助を出してあげてほしいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

補助を出さないのかとのおただしでございますが、町の資格取得の研修費でございますので、農業振興課のほうで今回上げている部分は町民の方で取得するときの補助で、あとは職員がというところでしたら私どもで取っている企画のほうの総務関係の予算の中で対応させていただきます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 先ほど農家への実績負担、いろんな負担では4億、町の負担も2億6,000万ぐらいあるんですが、これは、水路の整備とかいろんなのにかかるんで、実際には収入保険の補填とかパイプハウスの補填とかそういったところが実際にはなるかと思ひます。

収入保険ですとこれ50人分ぐらいです、予算上。収入保険加入は青色申告というハードルの高い申告もございます。そうしますと、こういった制度も収入保険自体に入れない、ですから当然こういう補助も受けられない。やはり、広く前回もありましたが、1反歩幾らぐらいとかそういったことも真剣に考えていただかないと、この先農家が本当廃業してしまうと、倒産してしまうと、そうなったときに「田園のまち・やぶき」とかもう言っていられない状態になっちゃうんですけれども、その辺は町長、どうでしょうね。個人的な考えでもいいんで、よろしくご答弁お願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、加藤議員の質問にお答えします。

大変悩ましいところでありまして、種もみの問題であったり収入保険の問題であったり、収入保険のも青色申告であったり確かにハードルあるんですが、いろいろな対応に仕方はこれからも研究していけると思ひます。

すが、最大の課題は、1人当たりあるいは10アール当たり皆さんがお望みのてんまつ、新聞等でも出ているところなのですが、これはいつでもお答えしたんですが、矢吹町は水田面積が田園のまち・やぶきで大変やはり多ございまして、主食用米作で1,133ヘクタールあると。これに対して周辺でそういった対応を行っているところにつきましては、ずっとずっと近隣市町村で言いますと中島が385ヘクタール、それで泉崎が505ヘクタール、西郷村695ヘクタール、玉川が265ヘクタール、鏡石が700ヘクタールということでありまして、白河市は広域合併しておりますので2,809と矢吹の倍以上あるんですが、水田面積のまさに1反歩当たりとなるとこれがもうもろに効いてくるということは私どもの今の毎回財政状況を今、一生懸命その財務内容を改善してかなり改善はしておるのですが、正直申しまして、実はこの債務に対する収支の関係でいくと要するに1年間の収支でどれぐらいの借金を返せるかというのが例えば前は15年ぐらいかかったのが今は5年ぐらいに相当押さえています。ただ、その借金を返していく過程で蓄えはなかなか積めないという状況であります。

ですから、何かあった場合に非常に厳しい中で、今、見ていただいたもう一つ例えばよくやっている棚倉だとか、ああいったところもそういったの出して、今、東白川郡では。しかし、水田面積があまりにも違いますので、そこはぜひご理解いただきたいというふうに思っています。

先々、財務内容等よく相談しながらそういったことについても政策を考えていきたいと思えます。

今は、まさに今まで申し上げたような政策を行いながら、農家のためにというふうに考えております。

また、先ほどありました農業振興についての課を設立したことにつきましても、遊水地の対策のプロジェクトであったり、あるいは、実はほかにも様々なことが出てきておりまして、ですが新年度からちょっと体制を強化しましてこういったことにも対応できるような形をちょっと考えております。

そういったことでご理解をいただければ。ただ、おっしゃっているようなことに、私も農家ですので、非常に今、厳しいというのは分かっている。しかし、恐らくこのままでいくと来年も厳しい可能性があるという非常に在庫が非常に積み増していますので、そうすると1反歩当たり幾ら行うということが継続してできるのかどうかと、その問題もあります。その辺を総合的に勘案しながらやっていきたい。

ただ、農家の方をしっかりと支えたいという意欲はありますので、そこをご理解いただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 前回もそのようなご答弁いただいておりますので、内情はお察しするところでございます。

ただ、これが本当に続いたらと、農家が倒産という言葉は使わないんでしょうけれども、廃業して町から出て行ってしまふということになってしまつてから何かしようと手だてをしても間に合わないの、その辺はよくお考えになっていただいて対策を練っていただきたいというふうに思っています。

以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、9番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議しますが、大変午後からの常任委員会の時間も押していますので、12時半で一応昼食時間を終わらせていただきたいということをお願いしたいと思えます。再開が。

午後の常任委員会の説明など待っておりますので、その辺でよろしくお願ひしたいと思います。
再開12時半から一般質問を続けたいと思います。よろしくお願ひします。

(午前11時48分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午後 零時30分)

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（角田秀明君） 通告7番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

最後の一般質問となります。

その前に、傍聴にお越しいただきました傍聴者様におかれましては、ありがたく感謝の意を述べたいと思います。ありがとうございます。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

大きくは3問ほどございまして、まず1点目につきましては、遊水地整備事業についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

三城目地区における阿武隈川緊急治水対策プロジェクト遊水地整備事業に関しまして、遊水地となる土地所有者である地権者の方々は、今までにない未知の事業計画に対して、買収や今後の営農に生活環境の変化など様々な不安を抱かれており、多くの要望を町に聞き入れていただきたいと思ひがございまして。

これらを踏まえ、町としての対応等についてお尋ねをする次第でございまして。

1つ目としまして、昨年12月の一般質問でもお尋ねしましたが、地権者の皆様には買収等の特別な行為が行われるわけでございまして、それに伴って登記とかそういったものがございまして。様々な疑問、不安等がございまして、そういう中で今後の営農の在り方、居住環境の変化などにおいて、いわゆる今申し上げました、個人としての環境であったり、個人としての買収作業であったりとかいう「個」の部分と、あるいはその地域に住んでいく、これからの地域をつくり上げていくという「公」の二面性を持ち合わせているとの話をさせていただきました。

町からは「ある程度把握している」との回答をいただいておりますが、その後、このような地権者の皆様の要望、意見はどのように反映されているのかを伺ひます。特に地権者会、あるいは協議会などの住民組織の設立・運営はどのようになっているのか、町の取組、関与等をお尋ねいたします。

2点目としまして、遊水地事業の当該地権者にとって、国による買収には大きな関心が向けられております。同様に、町に関しましても、土地改良区等においても様々な利益が見込まれます。町並びに土地改良区としての権利もあるわけでございまして、様々な権益があると推察されます。当然、町の利益となる所町民の利益であることから、遊水地計画地における町有地や町有施設などの補償、また、土地改良区における同様の

補償と土地改良区からの任意脱退時の負担金、地区除外金等の取扱いはどのようになっているのか、住民の要望がございましたので、お尋ねをする次第でございます。

3点目としまして、遊水地事業における残土処理について、前回の一般質問では、土質が分からないと具体的な利用方法は検討できない状況との答弁でありましたが、膨大な量の残土が見込まれ、その利用としては、道路の盛土材、農業用の盛土材の二通りが示されただけではございました。これらを、農地として水の便が悪く、水田としての耕作を断念した農地の宅地分譲化等の利活用といったことは考えられないのかを改めて伺うところでございます。

そして、大項目2番目としまして、コロナ禍における各種支援事業についてお尋ねをするところでございます。

コロナ禍の感染拡大により、仕事、生活、子育て、介護、医療など様々な分野で制限を受けて、事業収入や家計などがその影響を受け、不安を抱く町民が多い状況でございます。

このような中、3点ほどお尋ねをいたします。

1点目としまして、そういう中で町による様々な支援が各方面に行われておりましたが、当町町民の日々の暮らしの中で最もコロナ禍の影響を受けていると思われる事業種別をどのように把握されているのかをお尋ねいたします。

2点目として、他の市町村と比べますと、当町として他の市町村に勝るとも劣らない支援策にはどのようなものがあり、他の市町村にあつて当町にない支援策として、今後検討して実施する支援策はどのような支援策であり、またその規模はどのようなものかをお尋ねいたします。

3点目としまして、市町村によって様々な支援策やその規模の違いが見られますが、当町との違いの差はどのようなことに起因しているのかをお伺いいたします。

大項目3点目となりますが、善郷小学校の児童クラブ建設と小学校全般に係る諸課題との整合性についてお尋ねをいたします。

善郷小学校の放課後児童クラブ建設について、整備スケジュール案が町から議会に示されました。善郷小学校では、児童数の減少は鈍化傾向にあり、児童クラブへの入所希望児童が増加し、令和5年度には、児童クラブ入所希望者を受け入れるスペースが不足し待機児童が生ずるとのことでありました。

しかしながら、全体的には町内の児童数は総じて減少傾向にありまして、善郷小学校自体は築40年を超えて老朽化が際立っている状況でございます。改築か旧総合運動公園予定地を文教ゾーンとして利活用する当該地区に新築するかどうか等、未確定であります。また、善郷小学校の敷地のおよそ2分の1はいまだに借地であり、約40年もの間、借地代を払い続けており、その額はかなりの額面になっているのではないかと考えられます。

ほかの小学校の児童数の減少動向からも、統合などの課題も明確になる中、町全体としての学校運営管理を効率よく、将来を見据えて示す必要があると考えまして、以下の点についてお尋ねをいたします。

1つ目、善郷小学校の借地契約はどのような内容であり、今までに支払った月数と総額はどのくらいになるのかをお尋ねいたします。

2点目、築年数と老朽化の程度、今後の児童数の動向はどのようになっているのかを伺いたいと存じます。

最後になりますが、今述べました前項の（１）、（２）項を含めて、今後の善郷小学校の在り方について、将来においても現在の土地に存続させ、現状と同じように借地料を支払っていくのか、または借地分を購入して、現在の場所に改築して存続させるのか、学区の変更によって児童数を調整するのか、あるいは旧総合運動公園予定地への新築移設となるのか、これらと児童クラブ建設との整合性をどのように整えていくのかをお尋ねいたします。

同僚議員の質問と重複する部分がございますが、私なりの視点で質問をさせていただきたいと存じます。ご答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、11番、青山議員の質問にお答えします。

初めに、遊水地整備に係る住民組織の設立・運営についてのおただしであります。

令和3年12月議会の青山議員からの一般質問でも答弁させていただきましたが、昨年11月に開催した遊水地整備事業意見交換会以降、行政区の代表の方と協議を進め、今年1月から2月にかけて、三城目行政区役員の方々と団体設立に向けた具体的な協議を行ってまいりました。

この打合せ会において、役員の方から、町で提示した「協議会 規約（案）」につきまして、広く行政区住民の方からも意見を聞きたいとの話があり、三城目地区の各行政区にご協力をいただき、回覧により意見の集約を実施したところであります。

その後、行政区の皆様からのご意見を基に「協議会 規約（案）」の修正を行い、役員の方々から了承をいただいたところであります。

また、協議会の会員につきましては、遊水地事業対象エリアの地権者、三城目行政区の住民及びこの協議会の目的に賛同していただける方とし、広く参加できるよう、団体については「協議会」とさせていただきます、町は協議会の事務局として関与させていただくこととなっております。

なお、本来であれば、この後に三城目行政区の皆様や遊水地予定地の土地所有者の方々にご参集いただき、協議会設立総会を開催し、審議の上、ご承認いただくところでございますが、全国各地で新型コロナの感染が続いている状況であり、書面により協議会の設立総会を開催する内容で行政区の役員の方々から了承をいただきましたので、郵送等により書面議決の文書等を配布したところであります。

この後、同封した返信用封筒により書面表決書を返送いただき、過半数以上の承認があれば正式に協議会が設立されることとなります。

協議会の設立後、協議会会長を中心に、行政区や土地所有者の方々から出された要望等を、国や県等の関係機関に対し積極的に要望活動を行ってまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、遊水地計画における町有財産の補償等についてのおただしであります。

町が管理しております町道や水路等の法定外公共物については、2月1日から2日間にかけて用地境界の確認を実施したところであります。

今後、国から町有施設等に対する補償等の協議が進められてまいります。現時点では、補償基準等や面積

などの説明を受けていない状況であります。また、土地改良区に関しても同様であると伺っております。

町有施設等や土地改良施設等の補償につきましては、本町と同様に遊水地の整備が計画されている鏡石町や玉川村と情報共有をしながら協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、遊水地事業における残土処理についてのおたただしであります。高久議員への答弁と一部重複しますが、国では現在、事業対象区域内の測量調査、用地調査、地下水位の調査を含めた地質調査を引き続き実施しているところであり、具体的に国から残土の量や土質等の詳細は示されていない状況であります。

議員おただしの白山・神田地区についてであります。当該地区の現況を改めて現地調査をしたところ、地区除外になった農地の6割から7割は、畑として大豆やハト麦等が栽培されておりますので、ご理解をお願いいたします。作付を行い営農に取り組んでいる農業者がおりますので、現時点においては、農地以外の利用は難しいのではないかと考えております。

そのため、遊水地整備に伴い発生する残土の利活用につきましては、町の公共事業等における可能性を調査しながら、今後、国から示される残土の量や土質等の詳細な情報を基に、具体的な活用方法について検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、コロナ禍の影響を受けている事業種別についてのおたただしであります。

コロナ禍における影響につきましては、新聞、テレビなどマスコミ報道をはじめ、国・県、矢吹町商工会、金融機関、企業、商店主からの情報等により把握しておりますが、飲食店やタクシー、バス、宿泊施設などの旅館業・旅客業において特に影響が大きいものと認識しております。

これは、前年等の売上対比において2割以上の売上減少があった事業所に対して10万円の給付を実施している矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金事業において、2月末現在で118事業所に1,180万円を交付しておりますが、業種別での売上げにおいては、飲食業が最大の約9割減少し、次いでタクシー代行業、ホテル・旅館業、理美容業で最大約7割減少しております。その他業種につきましても深刻な状況にあることを確認しております。

また、コロナ禍においては、影響の大小だけでなく、広く町民の皆様の生活に影響があることから、飲食業をはじめとした町内の中小事業者の皆様、そして町民の皆様への支援として、矢吹町店舗応援キャンペーン感染予防対策助成金交付事業や矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金事業、矢吹町くらし応援商品券事業を講じており、事業者の皆様や町民の皆様より感謝の言葉をいただいているところであります。

町といたしましては、今後におきましても、コロナ禍の状況に合わせた支援、対策等に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、コロナ禍における当町の経済支援策についてのおたただしであります。

初めに、本町で実施しております経済支援策につきましては、令和2年度については、信用保証付融資制度または日本政策金融公庫の申請をしている中小事業者の融資が実行されるまでの間のつなぎ資金として支援するための新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金事業、雇用維持のため国の雇用調整助成金の支給を受けた事業所に対する上乗せ助成及びその手続に要した社会保険労務費用の助成として、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金事業、事業継続の支援として、前年同月と比較して売上げが減少した飲食店や旅館業・旅客業及び小規模事業者を対象に、家賃や光熱水費等の固定費の一部助成を行う新型コロナウイルス感染症対策

事業継続支援給付金事業、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を加速させながら、さらに事業者の皆様及び町民の皆様へ安全・安心に経済活動を行っていただくため、事業者が感染予防対策に要する費用の一部を助成する矢吹町店舗応援キャンペーン感染予防対策助成金事業、町民の皆様の家計を支援するとともに、地域における消費を喚起し、町内事業者の支援を目的とした矢吹町くらし応援商品券事業を実施してまいりました。

令和3年度については、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金事業、矢吹町店舗応援キャンペーン感染予防対策助成金事業、矢吹町くらし応援商品券事業について支援し、事業者の皆様への支援、町民の皆様への家計支援などに取り組んでおります。

次に、他市町村との支援策に関する比較についてのおたただしですが、各市町村においても実情に応じた様々な施策が実施されており、当町でも支援策を検討する際の参考にしてはおりますが、人口や業種などにおける規模等にも違いがあることから、一概に比較できるものではないと考えております。しかし、他の市町村と同様に、コロナ禍における感染予防対策及び地域経済支援に取り組み、住民の皆様への生活、事業者の皆様への支援に努めており、令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金事業を実施するため、令和3年度の交付実績に基づき110事業者分、1,100万円を当初予算に計上し、飲食店をはじめとする事業者支援に努めてまいります。

また、今後も状況の変化を見極め、適宜必要な支援策を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、市町村による支援策等の違いについてのおたただしですが、市町村によって人口や業種、事業所数などにおける規模等に違いがありますので、一概に比較できるものではないと考えております。しかし、支援策を策定する際には、他の市町村と情報の交換や共有を図り、また相互に参考にしながら支援策を検討しております。

町といたしましては、今後もコロナ禍の状況を注視し、感染予防対策及び地域経済支援に取り組んでまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、善郷小学校の借地契約についてのおたただしですが、まず、契約内容につきましては、借地4筆の土地所有者の方2名と契約を締結しており、面積は10,877平米、賃貸借期間は昭和55年4月1日から1年間と定めておりますが、期間満了の1か月前までに双方において異議の申出がない場合は、期間をさらに1年間延長するとし、その後においても同様に取り扱うこととしております。

契約金額につきましては、賃借料に固定資産税相当額を加えた額とし、経済情勢の著しい変動等がある場合には、協議の上、金額を改めることとしており、直近の令和3年度の賃借料は376万7,090円となっております。

また、これまでに支払った賃借料の総額は、42年間で1億6,216万3,982円です。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

次に、善郷小学校の築年数と老朽化の程度、今後の児童数の動向についてのおたただしですが、善郷小学校の西校舎と体育館、給食室につきましては、昭和55年に竣工し、42年が経過しております。東校舎は昭和56年に竣工し、41年が経過しております。

老朽化の程度につきましては、令和2年度に策定した矢吹町学校教育施設長寿命化計画において、AからDまでの4段階で評価を行っており、それぞれ「おおむね良好」、これがA評価、「部分的に劣化」、これがB評価、「広範囲に劣化」、これがC評価、「早急に対応が必要」、これがD評価、という基準を設けて判断しておりますが、外壁と屋上についてはC評価となっており、内部仕上げについてはB評価となっております。

以上、施設内外において劣化部分が確認されるものの、早急に対応が必要とされる状況ではありません。しかし、今後、長期的に施設を使用していく場合には、長寿命化計画に基づく改修工事が必要になる状況であります。

今後の児童数の動向につきましては、現時点における就学前の児童数から新入学児童数を推測した場合、町内全ての小学校の新入学児童数は、令和4年度が145名、令和5年度が123名、令和6年度が147名、令和7年度は122名、令和8年度は125名、令和9年度は119名を見込んでおり、年度によっては一時的な増加が見られるものの、善郷小学校以外の3小学校の減により、総じて減少傾向にあります。

なお、善郷小学校の新入学児童数は、令和4年度は64名、令和5年度は70名、令和6年度は71名、令和7年度は67名、令和8年度は64名、令和9年度は64名を見込んでおり、ほぼ横ばいとなっております。また、その後の推移におきましても、児童数が大きく減少することはないと想定されます。

以上が、善郷小学校施設の状況と児童数の動向になりますが、学校施設につきましては、修繕箇所の早期発見に努め、計画的に改修を行うことにより安全・安心な教育環境を整備してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今後の善郷小学校の在り方についてのおたただしですが、善郷小学校の今後の在り方を考える上では、善郷小学校はもとより、それ以外の3小学校、また幼稚園についても、一体的に今後の在り方について検討を行う必要があります。

この考えの基本については、加藤議員のおただしに答弁したとおりの内容であり、その内容に基づいた取組を進めてまいることとなります。

このことにより、町では令和4年度から、学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方並びに適正化に向けた具体的な方策について検討する組織を設置し、町立小学校及び幼稚園の在り方についての大きな方向性、方針を決定していくこととなります。

善郷小学校の今後の在り方については、議員ご指摘のように、借地問題、学区の考え方、移転新築するのかなど様々な課題があることから、この点の解消も含めた適正規模・配置を、新たな検討組織において協議してまいります。

なお、今後の取組を進めるに当たっては、小学校の適正規模・配置の課題もありますが、その前に、町立幼稚園の入園者数の減少、施設の老朽化、人材確保等が喫緊の課題であると認識しており、まずは幼稚園の適正規模・適正配置の取組を先に進め、その後、善郷小学校を含めた4小学校の計画を策定し、それに基づく取組を進めてまいりたいと考えております。

このように、幼稚園を先行して取り組むこと、善郷小学校は児童数が減少傾向にないことを考えると、善郷小学校の適正規模・配置の対応はかなり先になることが見込まれます。そのため、児童クラブ建設により、クラブ利用児童が、この対応までの間を家庭科室や図工室などの特別教室で過ごすのではなく、子供たちの育成のための望ましい児童クラブ専用教室で過ごせることとなります。そのほかにも、待機児童の発生を妨げること、特別教室を使った午後の授業が可能となることなどを考慮すると、児童の健全育成の面でも、学校教育の面でも非常に有効な対策であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 11番、再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、遊水地事業に関してでございますが、12月も行いましたけれども、当初の工程からいきますと、地権者会、あるいは協議会に関しては、11月末頃にもう設置しているような、そういう工程表であったかと思いましたが、それについていかがでしょうか。確認したいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

協議会、地権者会の設置について、11月末頃だったのではないかというお話でございましたが、こちら12月議会の全員協議会の際に、私のほうからそのような説明をさせていただいたところでございます。

そちらにつきましては、その前にも行政区の区長さんとかと協議をして、その頃には設置できるのではないかということで進ませていただきましたが、11月20日、21日に意見交換会を実施しましたところ、意見交換会の中で、地権者会よりも協議会という形で、三城目地区の住民の参加についても必要ではないかというお話がございましたので、その後もさらに行政区の方と意見交換をさせていただきまして、先ほどの答弁のとおり、年が明けてから行政区の役員の方などと協議を重ねまして、今現在、協議会の設置に向けて取り組んでいるところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） そうしますと、当初目的といいますか、時期ですね、協議会等の設立の時期は11月下旬であったということであるけれども、その後延びて、現在でもまだできておらず、協議中であるということではよろしいかどうか、確認します。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 青山議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁でもございましたように、2月に地区役員の方と打合せ会を行いまして、その打合せ会を協議会設立準備会と位置づけまして、そこで規約などについて承認をいただきました。

今現在、地権者の方、土地所有者の方ですとか三城目行政区の方に対しまして、書面決議ということで書類のほうを送付させていただいております。こちらにつきましても、今現在、回収が、戻ってきているところがございますが、昨日現在、3月14日現在におきまして、全部で305名の方に対して今回、通知を差し上げました。こちらは土地の所有者と行政区に籍を置かれている方、なお、重複されている方につきましては、重複されているということで、1人を名簿に登録させていただいております。305名の方に対しまして送付させていただいております。昨日現在で154名の方から回答を頂いております。そのうち151名の方が協議会設立に賛成ということでございますので、間もなく過半数を超えるかと思っておりますので、正式に協議会設立という形を取れるのかなと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。と思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ただいまの答弁の中で、305名の方に協議会設立に関しての通知を出したということでございますが、その中で、所有者とあとは地域の方々、行政区の方々ということですが、地権者は町外の方もおられるんじゃないかと思うんですけれども、その方にも通知を出したのかどうか、お聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

町外の方も、土地所有者ということで名簿に載ってございますので、町外の方にも送付させていただいております。なお、土地所有者の方、155名いらっしゃいますので、そちらの方に送付をしたところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。と思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 前回の12月議会でもそうでしたが、今回も申し上げましたけれども、地権者の方々は買取とかが絡んできますので、地権者独自の感覚といたしますか、基準といたしますか、そういう目的に沿った地権者会を設立していただけるならばありがたい。

当然、地権者ですから、ただいま申し上げました町外の地権者も含まれるわけで、いわゆる地域の管理者の中でも地権者、いわゆる買取等に係るそういう人たちの中での、地権者会というものに対する要望が前回ありまして、それも把握しているというような答弁を12月議会でもいただいているんですが、今回できるものはいわゆる協議会ということで、地域を考えながらやっていくと。いわゆる遊水地というものができることによっての景観とか環境とか、住環境、そういった部分での、いわゆる私が言うところの「公」の部分での協議会というような位置づけではないのかと思うんですが、私が言うところの「個」の部分、私のところにもいろいろ相談が来るんですけれども、どうしてもいわゆる鏡石の成田地区とか玉川地区とか矢吹地区とか、そういうと

ころが差があつては困るし、やはり先祖代々から預かってきた土地であつて、その益はやはり皆さん共同に受けるべきであり、なおかつ高く売れば売りたいという本音を皆様持っておられまして、そういう意味で、地権者会というものをまとめ上げることが「個」の部分でできないかということをお願いしてきたんですが、それは全く聞き入れてもらえないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、三城目行政区の方、当然、地権者が多く含まれておりますが、そちらの方々とも協議を重ねてまいりまして、町が関与するのであれば、やはり協議会という形のほうがよろしいのかなということで、ご意見がございました。

こちらは当然、地権者の方も含めた協議会という形でございますので、協議会の規約の中で、それぞれ専門部会を設けられるような規約ともなっておりますので、今後、そちらにつきましても協議会の役員の方々とも協議をさせていただきながら進めさせていただければと思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 専門部会を設けるといふ新たな指針を今日お聞きしまして、ありがたく思っております。

次に、遊水地に関して、同僚議員からも話ございましたが、残土の問題がございます。残土の問題に関しては、いわゆる残土の質が分からないとどのように使っていくか分からないということですが、間違いなく残土が出るのは事実なんです。であれば、残土の土質というものは、突拍子もないものでもない、ある程度予測が立てられると思うんですね。それがどれくらい出るかということも、面積から案分していけば大方分かるものであつて、もう出るものは分かっているわけですし、であれば、それを有効活用する3通りぐらゐのシミュレーションとか、そういったものというのをお考えになっているのか、なっていないのか。地元の方からは、やっぱりせっかく私どもの先祖代々からの土地を利活用していただけるのであれば、地元に戻元できるような、益が出るような、そういうような使い方をしてほしいということで考えておられまして、そういう意見が非常に多いんですね。

そういう点においては、3通りぐらゐの残土、具体的に土質が何々だから使い物にならないとかというふうにするんじゃなくて、大方のことから分かる、あるいはこういうような計画は立てられるんじゃないかというようなシミュレーション等ぐらゐはあるんじゃないかと思うんですが、全くないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

残土の件でございますが、こちらにつきましては、答弁でもございましたように、今現在、調査中となっております。

こちら、調査のスケジュールにつきまして、若干、ちょっと説明させていただければと思います。

こちらは昨年の秋頃から調査が開始されて、本年の秋頃までの調査の予定となっております。特に地下水の調査は、一年を通して調査する必要があるということで、こちらに基づきまして、どのぐらい掘削できるかというのが決定されるかと思っております。

残土につきましても、量などにつきましては、単純に計算すれば出てくるものでございまして、例えば今回、100ヘクタール予定地でございますが、単純に1メートル掘削するとなると100万立方メートルほどの土が排出されます。

ただ、こちらの土につきましては、昨日の高久議員の答弁でも答弁させていただきましたが、その土質によって、利用に向いているとか不向きであるということが考えられますので、今後、検討させていただければと思います。まず、道路の盛土材等であれば、砂利とかそういう土質であれば道路の盛土材には適しているかと思っておりますけれども、昨日も申し上げたように、圃場整備の耕土とか、そういう部分には砂利が入ると適しませんので、その辺も十分土質などを検討して、今後、遊水地対策室等でも、どういう利活用があるのかについて検討させていただきたいと思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 11月末に協議会ができるというような予定でもって、今月中にはある程度形ができるのかなというように思います。

4月から買収が始まるということでございます。そういう話を聞いておまして、残土に関しましても、秋ということで、10月頃になるのかなと思いますが、半年ぐらしかありません。何か後手後手に回らずに、やっぱり具体的にその半年の中でも、先ほども申し上げましたように、ある程度のシミュレーションの下に利活用して、本当に三城目の皆様方の遊水地が地元なり、あるいは近隣に有効活用されるということは、具体的にある程度シミュレーションを示せるような、夢のようなお話を聞かせていただければありがたいと思っております。

特に、昔ながらの国の事業であれば必ず何かお土産があるというように、いまだに思っている住民の方もございまして、そういったもので、いわゆる4号線のほうから弾丸道路ができるんじゃないとか、そのようなことを思っている方もおりますので、ある程度のシミュレーション等に沿って、早めに、後手に回らないようにお願いしたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、コロナ禍における各種支援事業についてということでございます。

特に影響が大きかったものとして、テレビ、新聞等でも報道されていますが、やはり商店等は甚大な被害が大きかったのかと。いわゆるやはり人と接触する、そういう業種であって、人が来なければ消費が当然冷えるわけでありまして、当然、収入は減っていくのかなということであろうかと思っております。

そういうところで答弁いただきましたが、飲食業、最大約9割減少の売上げとか、その他最大約7割減少しているとかとございますけれども、同僚議員からもありましたけれども、一向に農業所得についてなかなか出てこないんですね。これは同僚議員のほうからも聞きましたけれども、1反当たり、お米の金額が5万円ぐらい減っているというようなところですね。1町歩ですと50万減ってくると。

そうしますと、意外と商店街に関しては、給付金とか支援金とかが結構入ってきているんですね。結果的に見ますと、令和4年度予算書を見ましても、法人税はたしか増加で見られる。そして国保等を見ますと、収入減で3.6%の減でしたでしょうか。いわゆる国保等の収入減を見る限りにあつては、第一次産業者、自営業とか農業者が当然、国保に加入しているのが多いですから、そういったところのものが加味されているのかなというふうに、推測ですけれども、そのように思うわけでございます。

申し上げたいのは、いわゆる農業者の所得に関しては、これはあまりコロナ禍の影響がほかの業種よりは少なかったというような判断なのか、その辺に対しての認識はいかがであるのかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 青山君、上手な質問をしていますけれども、通告がないんですよ。商工業のやつはあるんですけど、農業者の所得の減収という件では、通告……

○11番（青山英樹君） 事業種別をどのように把握しているのかということをお尋ねしましたので、農業営業者に関してはどうなのかということをお伺いしているわけです。

○議長（角田秀明君） 申し訳ないんですけども、前任者にも説明しておりますので、今の青山君の質問は通告がないので、申し訳ないんですが、商工のほうの質問はありますので……

○11番（青山英樹君） いや、私は商工業と書いていませんで、コロナ禍の影響を受けていると思われる事業種別をどのように把握しているかということです。

○議長（角田秀明君） どうですか、執行部から見て。

それじゃ、青山君の質問が上手なものですから、担当のほうから答弁させますので。

答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

農業者へのコロナの影響はないのかというご質問かと思いますが、コロナの影響は当然、米価下落の要因の一つであると思っております。農業者にとっても影響は少なからずあると思ひまして、昨年、種子代の購入の補助とかそういうことで、町のほうで予算計上させていただいたところがございます。

以上で、答弁とさせていただきます。以上。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 生活支援なり、あるいは所得等の落ち込みに対する支援とか、コロナ禍においては各種支援事業がございます。その中で、様々な業種についてそれぞれの痛みが伴っているのかなと思ひますが、その支援策については、比較するわけではないんですけども、市町村によってやはり足並みがそろっていないところがございます。特に、いわゆる、今も出ました商工業等に関する支援、あるいは農業者支援等につい

てやはりばらつきがありまして、近隣市町村の場合には、軒並み足並みをそろえた支援となっているのかなと思うんですけども、その辺というのは、例えば矢吹町としてはこういうことをしたいんだけど、ほかの市町村の支援とはちょっと違っているから、差異があるから足並みをそろえるとか、そういったことというのは行われているんじゃないかというような町民からの話もあるんですね。うちとしてはこういうことをやりたいんだけど、お隣の、近隣の市町村でそれやらないから、そうなってくると、いわゆるレベルの低いほうに合わせるしか、それしかやっちはいけなくなってくる。そういうようなことというものは、実際に相談として近隣市町村の間ではあるのかどうかということを一応お尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、佐藤浩彦君。

〔商工推進課長 佐藤浩彦君登壇〕

○商工推進課長（佐藤浩彦君） それでは、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

各市町村の間において、そういった支援策の情報交換なり、そういった部分の調整があるかというような話でございますが、基本的には各市町村で独自の施策というものを考えておりますが、矢吹町においても、いろんな施策を検討する際には、近隣市町村さんの状況、どのような施策を予定されているか、そういったものも確認をさせていただきながら、我々の町の状況に合った支援策はどのようなものなのかというようなところで検討させていただいているところがございます。

また、ほかの近隣市町村から、逆に矢吹町のほうに、どのような施策をやっているかとか検討しているかとか、そういった部分の照会が来る場合もございます。そういったところで、近隣市町村の状況等も確認しながら、町に合った支援策というところで検討・実施しているところがございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 私の通告の中で、市町村によって様々な支援策やその規模の違いが見られるんだけど、当町との違いはということで、これは町民の皆さんからも聞かれるんですね。特に下郷町なんかかなり数多く、今回、私の答弁する中でいただいたのは5点か6点ぐらいですけども、14点、15点ぐらいのものが支援策としてあります。感染予防用品の購入、これは矢吹でもございますし、あるいは町外への、本町出身者や関係者への農産物の提供、贈呈とかやっているところ、あるいは、ほかにも学生への学生支援給付金ということでもって、高校生、大学生に一律3万円とか、あるいは、いわゆる農業事業でも、やっぱり5万円出しているところとかがあります。これ下郷なんですけども、町民クーポンが5,000円、これは矢吹なんかでもやっておりますけれども、クーポンでもって、10万円に対して2万円のクーポンをつけていく。しかも町内でもって使えるようにしていくというようなこともやっているわけなんです。農業者支援金がやっぱり一般に5万円で、認定者は10万円、法人が15万円というふうに、農業者にも給付しているわけですね。

こういった事業は15ぐらいざあっとやっているんですけども、町民から言われました、なぜこの違いがあるんだというのは、全くそのまま私、これ質問にぶつけたんです。町民にどういうふうに答えたらいいのか、私の代わりにお答えいただきたいなと思っているんですが、ひとつ、どのように答えたらよろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） それでは、答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

市町村によって、なぜ支援策に様々な違いが出るのかというおただしでございますが、市町村によって人口や業種規模、様々でございます。それぞれ培ってきたものも様々な事情があると思います。県内でも、様々な市町村によって施策を行っている、まさに知恵比べ、市町村によって、どういったものを住民の方々に対して支援策を講じていくかという知恵比べになっていると思います。

矢吹町としても、しっかりほかの先進事例、ほかの市町村の事例を見ながら、踏まえながら、これからの矢吹町としてどういう施策を取っていけばいいか、日々検討しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 当初との違いの差は何だということで、様々な答弁いただきましたが、お聞きしたいのは、まず、なぜほかの町ではできて矢吹町ではできないのかということで、様々な要因と言われても全くぴんとこないんですけども、1つには、そういう方策を知らなかったとか、様々な理由があるんですよ、あるいは財源の問題とか。だから、そういうところでもってその部分なんですね、町民の方が言うてくるのは。

ですから、そこは財源なのか、あるいはそういう知見がなかったのか、あるいはそれをするにしているの努力とかというのは、そういったものについての皆さんでの協議とか、いつも情報交換という中でもって、下郷で行われた15の施策とか、そういったものの知見とか、そういったものに対して、まずそういったもの、知見、施策、方策というものに関しては知り得たのかどうかということ、まず1点目、お聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 各市町村、自治体によって何でそのような違いがあるかということでございますが、これはもう100様100通りの答え方があるかと思っております。今、副町長答えたように、それぞれの知恵比べで、それぞれの団体、自治体の置かれている状況、財政状況、そして町民の現在の状況、産業の状況、そして懐具合から何から全てであると。

ただ、一つあるのは、例えば現在、矢吹町の置かれている財政の状況、そして将来の見通し、そして人口なり産業なりをこれからどういう形で育成していくと、要するに入りをどうやって量るかということと、それから出るほうを、例えば箱物にしても何にしても、どのような形できちんとお金の入る、そして町民の皆さんに最終的にプラスになるようなものをつくっていけるかということ、これをトータルで考えていく中で、今こんなことで困っている。しかし、例えば去年の10万円の給付金につきましても、10万円の給付金は、矢吹町は1人当たりの財政調整基金等が非常に少ないと。あのときで、中島村さんの1人当たりの財政調整基金、あるいは蓄え

についてざっくり言うと、中島さん5倍ありました。ざっくりですよ、これは。だから、10万円のお金は、矢吹町では自分の懐具合だけでは出せないという状況がありました。中島さんは悠々出せると。ただ、現在、借金を返したりしながらどんどん改善を図っておりますが、借金を返すということは、逆に言うと、懐具合はなかなか蓄えは増えていかない。さっき言ったように、様々な企業を誘致したり、それから、私どもで今やっている、若い共働きの世帯であるとか、税収を確保するための様々なことをやって、じゃ、5年後にどんな絵が描けるか、入るほうと出るほうと。そういったことも含めて、現在何ができるかを考えていくのが大事なかと私は思っております、今出しているものか、あるいは将来に向けて今は我慢して、そして、将来に向けての果実がなるのを待って、それでやるような形で、町民の皆さんに今は我慢をお願いすべきときなのか。

例えば、先ほどの農業政策のことにつきましても、10アール当たり、例えばお米で幾らお金を出すと、それはある意味簡単です。しかし、それはもうそのときに消費し尽くしてしまって、その先にプラスになる方向に働かないのではないかと。だからプラスになる形に、どういう形でお金を出す、それがちゃんと次のお金を生み出すことにつながっていく。あるいは、だから急場しのぎの話と将来につながる話と、それから、あとはそういうことでいろんな子たちを分けていくということが非常に大切じゃないかと思っています。

考え方としては、例えばこの間の、お子さんがその中で収入が960万の話がありましたね。960万の収入がある方に、じゃ、それを出すのか出さないかを自治体の判断に任せられましたが、960万の収入があるというのは、例えば矢吹の中でも相当な高収入の方で、じゃ、その方にも出すのかという判断、これもあります。それよりも、実際にそういった形でお金が、財源があるのであれば、もっと困っている人に出そうという考え方もあります。それらを我々執行部サイドのほうで一生懸命協議し、知恵を絞り、どこに出したら一番有効で、どこに出したら一番困っている人たちの手元に届くのかと。それは恐らく青山議員が一番よくお考えのことじゃないかと思いますが、私どもでもそういったことを考えながら、そして議員の皆さんと相談をしながらやっていくということでありまして、単純に懐具合がいいから出すものではないし、矢吹のように、今のところ懐具合があまりよろしくないけれども、それでも出すということもある。あるいは、それでも将来に向けての投資だから、これから、借金等も相当返しつつありますので、その中で将来に向けての投資、時には、お金を生み出すことであれば、町民の福利を生み出すことであれば箱物への投資もあり得るかもしれない。だから一概には言えないはずで。その判断で、町民の皆さんが、何であそこは出るのにうちは出ないんだと言ったときに、説明の仕方は相当あると思います。それは、青山議員は大変そういうことについて知識もおありになり、経験もおありになるので、十分にご説明ができるかと思っておりますので、矢吹町の今の置かれた状況と、それからどういう手段を今、我々は持ち合わせていて、その中で最大限こういうことをやっていますよと、しかし、これは今はできない、矢吹町の財源、あるいは財政状況です。だから、将来に向けてはこういうことを考えている。こういったことを一緒に考えていければいいと思いますし、また、そういった説明を、本当に青山議員はそういった経験、知識を大変お持ち合わせなので、ご説明をしていただければ我々としては大変ありがたいというふうに思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 率直なところの答弁かなというふうに思います。

ただ、やっぱり政治を行っていく中であって、今いい答弁いただきましたんで、お話ししたいんですけども、例えば片や15、片や5つにしても、やっぱりピンポイント的にもうちょっとできるところを、例えば農業者とか、かなりやっぱり農業でもいろいろ今回も多く出ていますけれども、ちょっとじゃ、できることないかといったときに、財政的に本当に今、経常収支比率85ぐらいなんですよ。ということは、残り15%、標準財政規模数値ある。なおかつ実質収支が5%、4.幾つか行っているわけですけども、やっぱりあそこは3%ぐらいまでもしていいんじゃないですか。俗に言う実質収支比率というのは3%から5%ぐらいが目安でもって、それ以上残っている場合にはやるべきことをやっていないとか、これは行政的に、財政的に言われているのは当たり前なんです。今の時代、高齢者が多く、少子化も進んでいるという中であっては、いわゆる経常収支がやっぱり90%を超えているのは、みんなどこでも当たり前です。

〔「今、そういうこと関係ないだろう」と呼ぶ者あり〕

○11番（青山英樹君） 今、町長が言ったことについての、答弁に対しての意見です。

ですから、1つのご提案として、いわゆる経常収支比率をもうちょっと上げててもよろしいので、いわゆる実質収支を、令和2年度でもってのあのような数値を残さずとも出せる部分というのはあるんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。ですから、この違いは何かといったときには、確かにそれは様々な要因、人口から何からというのはありますけれども、あるいは交付税の額も違いますが、日常の、経常の運営の中で経常収支を見ていった場合には、まだちょっと出せる部分があると。いわゆる単年度収支がもうちょっとよくなってくるとかということもありますので、そういうやりくりをされれば、実質収支を5%以上なんて残さずともやれる部分が、お金は捻出する部分があるんじゃないでしょうか。単純に経常収支1%といっても、かなりの金額が出てくるはずですよ。標準財政規模45億のうちの、ですから4,000万、5,000万円なんて出てくるわけですね、1%といった場合。ですから、そういったところももう少し加味されて、皆さん、課長さん方と切磋琢磨をしてやり合って、今年は何とかしましよとかというものが、目玉があれば、そういったことでやっていけば善政競争が成り立って、人口が増えてくるとかそういったことにもつながるんじゃないかと思うんですよ。そういったところでの、今後、取組をぜひお願いしたいという意見を申し上げたいんですが、いかが捉えられるのかお尋ねいたします。それでもできないという……

○議長（角田秀明君） 通告にないです、それは。通告に従って質問していただきたいと思います。

○11番（青山英樹君） ほかの自治体の町との違いでもって、そういったこともしてもいいんじゃないかということを言っているわけですよ。

はい、じゃ、分かりました。お答えいただけないということですよ。

○議長（角田秀明君） 11番。

○11番（青山英樹君） それでは、時間がなくなってきましたんで、せっかくの時間、貴重な質問です。

最後の善郷小学校についてお尋ねします。

これに関して、同僚議員からもいい話が、結構突き詰めた話がありましたが、結局、借地が2名でもって、今まででもって1億6,000万のお金が、死に銭というんですか、払い続けていても町の土地にならずに、このまま借りていけば、またこのまま、漏水状態のままずっと続けていくということですね。そうするとこれ、先

ほど町長も、さっきの話で言いましたけれども、将来的によくなるか悪くなるかといった場合、すごく負担になってくると思うんですよ。振興課長も、ほかの同僚議員の中の答弁でも言いましたが、バランスが大事だと言ったけれども、バランス、バランスとこれ、投資的経費ばかりにずっと使い続けていくということになるんじゃないかということです。

そういう中であって、私のほうで質問したことでもってもうちょっと議論を重ねたいと思ったのは、単純に目の前の、いわゆる待機児童が出てしまうからということで、このまま1億6,000万も垂れ流したお金をずっと続けていくのかということなんですよ。それってまず、根本的にはその漏水を止めなくちゃいけないし、その上で、どういふふうに解決していくかということの本気で議論しなかったら、これ、町民の皆さんが額に汗して納めた税金がそのまままだ流れていってしまうということになるんじゃないかと思うんです。

ですから、そこに関して、私の意見とかに対して全く違うと、やっぱり今、目の前の場当たりのなものでもって解決をしなくちゃいけないという意見に変わりはないのかどうかを、ちょっと改めてお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 青山君、漏水という言葉、ちょっとまずいので、垂れ流しとか漏水はまずいので、やっぱり質問の内容に、そういうときに、当時の42年前に善郷小学校を建てるときに、やっぱり苦渋の選択でお借りをして建てさせてもらって、グラウンドをつくったというような経緯もありますので、そういう指摘をしていただきたくないと私もお願いします、それは。私のほうからもお願いします。

答弁をお願いします。

じゃ、町長に答弁をよろしくお願いします。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 細かいことよりも大きな視点で。

やはり今、善郷小学校について、そもそも借地があります。それから町有地があります。しかし、その借地を、それではあそこ、どんどん発展して、住宅地としてもどんどん出てきているところなので、それなりに価値のあるところと。買ったときと、それから、じゃ、今買おうとしたときに、私、聞いているのは、なかなか所有者の方もすぐに売ってくれるような感じではなかったやの話も聞いております。ただ、これはすぐに個人名が分かってしまうので、もうこの話はここまでとして。

それから、あとは、やはり矢吹町の財政状況が県下ワースト2の状態だったときに、あれを買うことが決断ができたのか。あとは、ほかに様々なものを建設したり、様々なことをされておりましたんで、私のときではありませんけれども、そういうのを、どちらを選ぶかという、政策をどういふふうにするかの決定の仕方ですよ、それは。だから、そのときにそういった決定をされたというのは、そのときの政策決定者のことであって、私なら違った決定をしたかもしれないけれども、そこは分からない。だから、将来にわたってずっとそういう負担をするようなことを、どちらを選ぶのか。そこは難しいことだったので、私、当時の状況は詳しくは分かりません。ただ、なかなか売ってくれないような状況であったとか、様々なことがあったやにも聞いてはおりますけれども、そういう中での決定ですから、ただ単に政策決定者がそっちを選んだ状況が分からないで話すのはなかなか難しいのかなというふうには思っています。

ただ、青山議員おっしゃるように、現状において、財政状況をもうちょっと改善したら、今の借地について

どうするかということを考えることは可能かと思います。ただ、例の総合運動公園に2億700万でしたか、それを一括返済したばかりですし、その中でまた、それで実は財政状況もかなり改善したんですね。実はこの間、財務省の、財務局の福島財務事務所のほうでいらっしゃったときに、これは公に発表されているものを基にした数字だからいいだろうということでしたけれども、債務償還可能年数が、平成30年度ぐらいのときには14年ぐらいだったと。言わば債務償還が、今の持っている収支とかそういったもので、返済できるのはそれぐらいと。それが今、4.9年まで縮まったと、やっとそこまで来ている。ただ、蓄えはないですよ、借金返しているから。そこまでやってきているし、行政収支の経常収支比率なんかも大分よくなっていると。

その中で、今、そういった学校のものを買って、また借金を増やすのかどうか、固定資産を増やすのかどうかということは、やっぱり様々な判断ありますよね。財務省の、財務局の所長さんも、何でもこういうものを調べているといったところが、いや、我々も債権者ですからというふうに当局の方もおっしゃる。やっぱり町の財政状況をしっかり見ているわけですね。だから、しっかりと我々もそういった数値をよくしていくことも考えないといけない。それも町の財産です。そういった町の財政状況がどうなっているかという。将来にわたってそのことも考えながらやらなくてはいけないんで、町の方々の評判も大事、何でもこういうことをやってくれないか、何でも町はこれをやらないかと、それも大事。でも、我々はやはり執行者として、財政の当局として、財政をつかさどるものとして、ちゃんと対外的に、こういう状況で改善していきますよというのを示しながら政策執行していかなくちゃいけないと。それも大切な役割なので、そういったこともご理解をいただきたいなというふうに思います。

青山議員がおっしゃったことはもともとで、私もそういったいろんな選択肢の中から、その時々状況に応じて、これはもう返して、町の、さっきの事のような形で、大事な税収なりそういったものを外に流さないようにできるだけ抑えるべきなのか、それとも、今はそういった形で、借地であっても、借地にあえて我慢して住んで、その状況が改善するのを待つべきなのかと、そういった判断をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。あと2分です。

11番。

○11番（青山英樹君） やっとかみ合うお話ができるのかなと思っております。

4.9年、いわゆる財務諸表4表でも、そのような数値はネットで調べて行って、自分で計算していくと出てきます。このままの財務でいけばもう4.9年しかもたないというような状況等は、そういったもの出ております。

ですからこそ、今……

〔発言する者あり〕

○11番（青山英樹君） すみません。言葉、ごめんなさい。

それで、私が申し上げたいのは、今おっしゃったような選択として、やはりこのまま行かざるを得ないという選択をしたということですが、そこはやっぱり思い切って、今回転換するということは、現実的には無理なのかもしれませんが、そういうシミュレーションも一応してみるべきだったんじゃないかと私は思っています。本当に42年間でもってお支払いしてきた中であって、かなりのお金がやはりもったいなかった

んじゃないかなと思う部分もあります。事情は、それはそのときありますから。ただ、これから先考えたときに、本当にコロナがまた終息しないと、復活したりとか、また新たな変異をするとか、様々な状況が分からない中であっては、改めて今回のような問題は、ある程度シミュレーション的に、こういう場合もということで二、三択の選択肢があってもよかったんじゃないかなと思ひまして、今後はそのようなものもご検討いただきたいというふうに思いますし、そういう方向で進められるのかどうかということをお聞きしたかったと思っています。

以上です。

では、以上で私は質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは、質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りをいたします。議案第12号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号及び第21号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第13号、第14号及び第15号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査をすることに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、私、議長において指名をしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたしたいと思ひます。

ただいま配付いたしますので、待ってください。

配付漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ただいま配付しました第432回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名をいたしたいと思ひます。

お諮りをいたします。議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、3月2日までに受理した陳情は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をしたいと思っております。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これにて本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

本日は、誠にご苦労さまでございました。

（午後 1時52分）

令和4年3月22日（火曜日）

（第4号）

令和4年第432回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年3月22日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第8号
陳情第1号
審査結果報告 総務教育常任委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第1号・第4号・第7号・第9号・第10号・第11号
陳情第2号・第3号・第4号・第5号・第6号
審査結果報告 産業民生常任委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第12号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号
審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第13号・第14号・第15号
審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 同意第 1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第22号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第 8 議案第23号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議長辞職の件
- 日程第10 選挙第 1号 議長選挙
- 日程第11 副議長辞職の件
- 日程第12 選挙第 2号 副議長選挙
- 日程第13 議席の一部変更
- 日程第14 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第15 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
選任第 3号 議会広報編集委員会委員の選任について
- 日程第16 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件
- 日程第17 選挙第 3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙
- 日程第18 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第19 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君
税務課長	小磯剛君	保健福祉課長	阿部正人君
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君	商工推進課長	佐藤浩彦君
都市整備課長	福田和也君	上下水道課長	柏村秀一君
教育次長兼 教育振興課長	国井淳一君	子育て支援 課長	小椋勲君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） それでは、去る3月15日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより議案第2号、第3号、第5号、第6号、第8号及び陳情第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴、大変ありがとうございます。

それでは、総務教育常任委員会から審査の報告をさせていただきます。

第432回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきましては、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告の1から7までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第2号、第3号、第5号、第6号、第8号及び陳情第1号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、昨年的人事院における公務員人事管理に関する報告の中で、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置により改正される国との均衡を図り、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備について新たに規定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、国及び福島県との権衡を図り、56歳以上の昇給を抑制するとともに、昨年10月の福島県人事委員会報告・勧告を踏まえ、ガソリン価格の変動等により、通勤手当の支給上限額を引き上げるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 矢吹町就学指導審議会条例の一部を改正する条例。

本案は、学校教育法施行令の改正等を踏まえ、現在の組織名称である「矢吹町就学指導審議会」を「矢吹町教育支援委員会」に改めるとともに、関係機関との連携強化による支援体制の充実を図るため、委員定数を現在の16名から20名に改めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、放課後児童クラブの育成料について、月の途中での入所または退所により、1か月当たりの育成日数が10日未満の児童に対する日額を改めるとともに、利用者数が増加傾向にあることから、新たに中畑小学校校舎内の多目的スペースの一部を児童クラブ育成室として児童の受入区画を確保することにより、中畑小学校児童クラブ2クラスの受入定員を15名増やすものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 矢吹町押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例。

本案は、行政手続における押印について廃止し、デジタル化への対応及び行政事務の効率化を図るため、関係する4つの条例について、一括して所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 旧図書館を「矢吹町歴史民俗資料館」として利活用することに関する陳情。

本件は、旧矢吹町図書館を、その構造を活かし「矢吹町歴史民俗資料館」として利活用することを求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

1番。

○1番（芳賀慎也君） それでは、陳情第1号 旧図書館を「矢吹町歴史民俗資料館」として利活用することに関する陳情について、ご質問をさせていただきます。

この件につきまして、陳情者からはどのような説明があったのかを伺いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 委員長。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 陳情の理由、これまでの経過について陳情者から説明がありました。

まず、平成29年3月、第402回矢吹町議会に「矢吹町歴史民俗資料館」建設に関する陳情を提出し、満場一致で採択されています。平成29年3月です。

教育長と資料館についての懇談等、その後の経過については陳情書の理由にあるとおりであります。

町執行側から、図書館機能はKOKOTTOに移転することで、旧図書館は児童クラブとして利用することを検討しているとのことでした。

しかし、令和3年6月に、昨年の6月になりますが、児童クラブとしては使わない。令和3年12月議会に旧図書館に関して、地域サポートセンターあゆりの移転先として旧図書館の利活用に関する請願が採択され、私たちの思いを届けるために、今回の陳情に至ったということでもあります。

旧図書館にこだわるのは、図書など紙を保管する施設として湿度を調整する機能がある。それが、歴史民俗資料、特に近世文書を保管・展示するといったこと、資料館として壁、窓などにも配慮の必要があるけれども、旧図書館は最適であると思われるということでもあります。

町執行側は、文化財保護審議会の旧図書館を歴史民俗資料館として使いたい。文化振興審議会が教育財産としての用途廃止をしないということ、決定したことを無視するのかといった内容での陳情の説明でありました。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 陳情者からの説明ということで、承知いたしました。

次に、町執行側から旧図書館に関する説明等はございましたでしょうか。お願いします。

○議長（角田秀明君） 委員長、答弁をお願いします。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 町執行側からですが、教育振興課から説明を聞きました。

旧図書館は場所が分かりづらい、建物が古くなりつつあるといったことを解消するために、KOKOTTOに統合したというような経過があります。この施設を教育財産として継続して使用する歴史民俗資料館とすることは、ふさわしいのかということを考えてしまうということでもございました。

平成29年3月の、先ほどの矢吹町歴史民俗資料館建設に関する陳情を受けて、矢吹中学校旧D棟を歴史民俗資料収蔵庫としました。エアコン、排水、水道工事など約1,056万円、デジタルアーカイブの整備等に650万円の費用を現在まで支出をしているということでもあります。

令和4年度、来年度4月からになります、そこでは学芸員を配置、それから旧D棟に作業エリア、展示スペースの確保、エアコンの設置を予定しているということでもあります。そういった対応を、町は現在でも続けているということでもありました。

以上のように、陳情を受けて町は対応しているということでもありました。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○1番（芳賀慎也君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 同じく、ただいまの陳情……

○議長（角田秀明君） 13番、マスク外して。

○13番（安井敬博君） 失礼いたしました。

ただいまの陳情第1号 旧図書館を「矢吹町歴史民俗資料館」として利活用することに関する陳情に関して、質疑をさせていただきます。

町執行部に対しての質疑の中で、この旧図書館については、先の議会のほうで地域サポートセンターあゆりさんの施設として活用することの陳情が出されております。

今回、同じ施設に対して、旧図書館に対して、矢吹町歴史資料館……

○議長（角田秀明君） 13番、勘違い、請願でした。

12月は請願です。今回は陳情です。

○13番（安井敬博君） 訂正いたします。請願でした。

今回は、同じ旧図書館に対して歴史民俗資料館として活用するというこの陳情が出されておりますが、その競合する場所について、町執行部に対してどう考えているかというような質疑があったのかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

委員長。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 町のほうからは、教育振興課ということでございまして、12月の請願に関してどうなっているかというところでは、現在ではこの3月の陳情1号があるので、そちらのほうの結果について様子を見ているというようなことで教育振興課のほうからは話を伺っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○13番（安井敬博君） 以上です。

○議長（角田秀明君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは質疑を終結いたします。

委員長ご苦労さまでした。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

7番。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） それでは、陳情第1号 旧図書館を「矢吹町歴史民俗資料館」として利活用することに関する陳情、これに対して私はあえて反対の立場で討論させていただきます。

町文化協会と歴史研究会による矢吹町歴史民俗資料館建設を願う会から平成29年1月23日付495筆の要望署名を添えた陳情書が提出され、同年3月議会では全員異議なく、陳情書は既に採択されております。

その要望の趣旨は、町の歴史文化財産の公開展示、収集、収蔵、整理、分類、維持管理をする建物の建設または場所の確保、そして業務に精通する職員の配置というのがその要旨であります。

建物の建設、場所の確保には旧図書館もその対象になり得ると、私個人は解釈しております。だから、あえて今回の旧図書館を資料館として利活用する陳情は必要ないと考えます。

前回要望書の中に、選択の一つとして既に盛り込まれているものと考えられます。

さらに現在、町の良識ある2つの団体が旧図書館を使わせてほしいとの申出があり、1つの建物を巡ってぶつかってしまっている状態であります。これを避けていただきたいのです。

古くは平成15年からのこうした提言や要望があり、町は段階的に対応を取り組んできております。今まで歴史民俗資料館の整備、環境を整えるために約1,700万円を計上し取り組んできております。また、要望のあった学芸員の採用も、来年度の当初予算に組み込まれております。

さらなる今後の対応として、公開展示をする建物の建設、また場所の確保のため、歴史民俗資料館の整備に取り組むとのことでもあります。段階的に町は取り組んでいることは大いに評価にできる。

そこで常任委員会では、私はこの陳情に対して賛成しましたが、その間時間がありよくよく考えまして、今回のこの要望書にあえて反対させていただきます。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

賛成討論ですか。

○13番（安井敬博君） 反対討論です。賛成討論です。失礼しました。

○議長（角田秀明君） 間違えないようにしてください。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） それでは、陳情第1号 旧図書館を「矢吹町歴史民俗資料館」として利活用することに関する陳情対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これまでの質疑、また委員会での質疑等の内容からして、今回の旧図書館に関しては、地域サポートセンターあゆりさんからの福祉施設としての活用を願っていること。それから、今回は歴史民俗資料館の建設を願う会の方たちから歴史民俗資料館として、ここを活用することと2つの陳情、そして請願が出されております。

このことに関してですけれども、まず歴史民俗資料館に関しては、旧D棟での資料の活用という資料の保存、それから活用ということで、エアコンの整備などがされてきたところでもありますけれども、これについては他市町村の同様の施設等を見ましてもそうですし、国立の資料館、そういったもの、博物館等を見てもそうですが、エアコンだけではまだ不十分な状況にあります。単純にエアコンを付ければいいというものではなくて空調、また湿度、そういったものを一定に保つということで、こういった資料の保存が図られるものであります。そういった点は必要であります。

ただし、地域サポートセンターあゆりさん、こちらから出されている願い、こちらは大変重要なものであります。今、その地域サポートセンターあゆりさんの場所、そこについては利用者の増加等がありまして、大変手狭になっている。そういったことからすると、こちらの利用できる場所、そういったものを広げていく、そういったものも重要であります。

この両者の願い、どちらも単純に申し上げますと、生涯学習という立場、そしてもう一つは福祉という立場からの願いであります。それを町として実現することは必要なこと、仕事であります。

そのことから考えますと、今どちらも緊急性を要することではありますけれども、その中でどちらを先にや

るかとかそういう問題ではなく、両方の施設を造っていくために検討していただく、こういったことが必要であります。そういったことから言いますと、今回の陳情に関しても採択することが適当であると考えまして、私は賛成の討論とさせていただきます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴席にお越しの皆さん、ありがとうございます。

まず、討論に先立ち、一昨年からのコロナ、昨年の福島県沖地震、さらには先日の福島県沖地震で犠牲となられた御霊に哀悼の誠を捧げます。さらに、被害に遭われ二重三重に苦労をされている方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。また、その対応に昼夜分かつず、ご尽力いただいている蛭田町長はじめとする各課長、各課職員の皆さんに、関係各位に感謝の意を表します。

今こそ政治行政が、困っておられる方々の立場に立って、町民の方に寄り添いながら、迅速な対応ができるよう精いっぱい努力させていただくことをお誓い申し上げます。

それでは、私は陳情第1号 旧図書館を「矢吹町歴史民俗資料館」として活用することに関する陳情に対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

委員会で、賛成すべきものと決した陳情に反対するのは大変心苦しいですが、陳情された方々にもご納得いただけるよう努めて討論させていただきます。

陳情は、陳情される方々の非常に強い思いの籠もったものであることは十二分に承知しております。しかし、今回のように2件の陳情書が出され、時期は異なりますが、その使用したいという建物が同一であり、審議される時期が3か月ほどしか違わない今回の場合、どうすべきか。それは、その困窮度により優先順位をつけてそれぞれ解決すべきだというふうに思います。

まず、本議会で審議した陳情の困窮度に関して分析をしてみました。

矢吹町歴史民俗資料館に関しては、今回初めて陳情が出されたわけではなく、先ほどの質疑に対する答弁の中でもあったように、そのきっかけとなる陳情は5年前の平成29年3月議会で審議後採択されました。

採択後、1,707万円余りの予算が投入され、順調に事業は進んでおります。

令和4年度は、学芸員を配置し、その資料の分類作業等の場所の確保とエアコン設置の予算が組まれており、民俗資料種類・分類に今後2年間を要するとの担当課の見解があります。困窮度はそれほど高くはなく、今回の陳情には、もう少し時間が余裕があるなというふうに感じております。

困窮度が高いとは言えないことと併せて、今、図書館を矢吹町歴史民俗資料館としたとしても、整理・分類が終わる2年間は、ほぼ空き家のままとってしまうことは疑問を抱かざるを得ません。

陳情者の意見は委員会審議の際、陳情者に対する質疑により伺いました。

先ほどの答弁にもありましたが、図書館にこだわる理由としては、湿度を調節す除湿機能があるから、申請文書や資料の保管に適している。壁にクロスが貼ってあるので、建物は汗をかかないからよいというお答えで

ありました。

次に、テーマに応じて展示するとのことでありますが、そのテーマと展示を変えるサイクル等は決まっているのですかというふうな質疑をさせていただきました。テーマは決まっておらず、まだ整理・分類さえもできていない、その答えであり、さほど緊急性も困窮度も高くないと、さらに判断しました。

続いて、12月議会で採択された請願について、その困窮度に関し分析したいと思います。

先日の委員会での終了後、改めて12月議会で採択された請願文書を読み返しました。若干請願書集を読ませていただきます。

地域サポートセンターあゆりの移転先として旧矢吹町図書館の利活用に関する請願書。

請願趣旨。

当事業者は、重度の知的身体精神障害の3障害を受け入れており、障害特性により環境面を配慮した個別支援や医療的ケア、入浴サービス等の障害福祉サービスを提供しています。現状、各障害特性に配慮した部屋の確保ができず利用受入れの調整を行い、お断りをする状況が続いています。また、身体に障害をお持ちの利用者が増え、行動障害をお持ちの利用者と混在するため活動スペースが狭くなり、毎日が危険な状態での活動となっています。

医療的ケアの必要な利用者が安心して休める静養室がないこと。入浴サービスを行う際の脱衣所も狭く、ストレッチャーの置き方等従来の使用方法を取ることができず、安全面への配慮にも支障を来しています。さらに駐車場に関しても、スペースが不足しているため、保護者送迎時等、交通障害になりかねない状況となっております。

ということで、現状はどうかということで、先週金曜日、私は午後、現場に行っていました。

先ほど朗読させていただいたとおり、建物内は大変狭く、建物外では駐車場に入りきれず、車のハザードを上げ、路上駐車をしている車がありました。

請願文書以上に困っているのではないかと思います、保護者に電話で現状をお聴きしました。その困窮度は、その後提出していただいた文書、地域生活サポートセンターあゆりの現状についてということで、文書を頂戴し、12月の請願に理解していただきたいという方々にお配りをしながら、お願いをしました。

この中には大きな項目で7つ、それぞれ2つから5つの細かい項目が載っており、読めば読むほど、さらに困窮度が増しているというふうに感じました。

今回の陳情、12月の請願文書と読ましていただき、それぞれに質問をしてその答えを頂戴し、私が出した結論は、地域生活サポートセンターあゆりは、施設の狭さと駐車場不足において困窮度が高く、時間的余裕もなく、今後は対応が遅れるにつれて、さらにけが人や事故が増えるリスクが非常に高いと判断します。

以上のことから、地域生活サポートセンターあゆりが困窮度が高く、優先すべきであるというふうに思います。今回の地震の対応もそうですが、災害時対応と同様により困っている方に手を差し伸べるのが行政の使命だというふうに思います。

よって、本陳情に反対します。

命が軽んじられ、非現実的な戦争が起こっている今このときに、せめて町内に住む皆さんの身の危険を少しでもなくしてあげたいというふうに思います。

先ほど、質疑の答弁の中で、教育施設なのでといういろいろ説明がありました。それは各市町村長には、総合調整権という権利があります。それで対応はできますので、今回の陳情を時間をかけてより最適な場所、例えば、奥州街道沿いに造ってその流れをつくり、KOKOTTOと相乗効果を狙っていくということも考えられます。

それで、12月の請願の趣旨に沿って、なるべく早く困っている方を助けるということが、今やるべきことだというふうに私は思います。

大変長くなりましたが、同僚議員各位のご賛同をお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。

よろしくご賛同をお願いします。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

それでは討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 矢吹町就学指導審議会条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例案を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 矢吹町押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 旧図書館を「矢吹町歴史民俗資料館」として利活用することに関する陳情書を採決をいたします。

本案に対する討論がありましたので、お諮りをいたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（角田秀明君） 賛成少数です。ご苦労さまです。

起立少数でありますので、よって、陳情第1号は、不採択となりました。

◎議案第1号、第4号、第7号、第9号、第10号、第11号、陳情第2号、第3号、第4号、第5号、第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより議案第1号、第4号、第7号、第9号、第10号、第11号、陳情第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一君。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴にお越しの皆さん、ありがとうございます。

それでは、産業民生常任委員会の審査の報告をいたします。

第432回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第1号、第4号、第7号、第9号、第10号、第11号及び陳情第2号、第3号、第4号、第5号、第6号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第1号 矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、心身障害者扶養共済制度の利用者について、住民票等の書類提出を省略するため、住民基本台帳ネットワークによる個人情報の取得を可能とする所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例。

本案は、所期の目的を達成したため、水洗便所改造利子補給等基金について、令和3年度をもって廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、消防庁長官より、消防団員の報酬等の基準が示されたことに伴い、階級ごとの年額報酬の引上げ及び「出勤手当」から「出勤報酬」への変更等について、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例。

本案は、本町の上下水道事業の財政的基盤を確立するとともに、健全な運営に寄与することを目的として、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、上下水道事業における剰余金の処分等に関し、必要な事項を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 矢吹町道路線の認定について。

本案は、善郷内15号線について、町営小池住宅の北側の公衆用道路であり、今後、当該エリアの地域振興に資する町道として、維持管理を図るため認定するものであります。

討論に入り、加藤委員から、当該沿線土地を購入する者が道路を整備すべきであること、また、安井委員、鈴木浩一委員から、道路を決めないほうが当該土地の利活用の選択肢が広がることから反対する意見があり、一方、鈴木隆司委員、芳賀委員から、道路認定をすることにより、当該土地の公売の可能性が向上し、かつ利活用の幅が広がるため賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成少数により、否決すべきものと決しました。

議案第11号 権利の放棄について。

本案は、債務者の所在が不明であり、債権の消滅時効期間を経過していることや債務者が破産していることから、回収が見込めない水道料金債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出陳情書。

本件は、国・県の関係機関に、福島県の最低賃金を政府が掲げる方針に沿った引上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

討論に入り、高久委員から、コロナ禍の中で、賃金上昇に耐えられるほど経営状況はよくないこと、また、鈴木浩一委員から、農家は米を中心に収益が下がり、賃金を上げることは難しいことから反対する意見があり、一方、安井委員、芳賀委員から、当該陳情は、賃金上昇に伴う原資捻出についての環境整備を国に求めていることから実現可能なものであると認められるため賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、採択、不採択同数となり、委員長採決により不採択とすべきものと決しました。

陳情第3号 根宿地区生活道路の舗装に関する陳情。

本件は、根宿地内の生活道路の舗装を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第4号 三城目本城館地区内における町道・農道の整備についての陳情。

本件は、本城館地内の町道及び農道の整備を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第5号 町道井戸尻6号線の拡幅に関する陳情。

本件は、町道井戸尻6号線の拡幅整備を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第6号 土地改良施設の整備についての陳情。

本件は、川原地内の流末排水路の改良整備を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦勞さまでございました。

質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○議長（角田秀明君） ただいま芳賀君が出て来てからで申し訳なかったのですが、討論に間違いがないように、討論の順序を説明いたしますので、説明をしてから討論させてください。申し訳ないです。

議案第10号 矢吹町道路線の認定についての討論の順序につきましては、委員長報告は、否決でありましたので、原案賛成者、原案反対者の順で行います。

また、陳情第2号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出陳情書につきましては、委員長報告は、不採択でありますので、原案賛成者、原案反対者の順序で行います。

初めに、議案第10号、陳情第2号以外の議案、陳情についての討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 議案第10号、陳情第2号以外の議案、陳情についての討論はないということでございますので、次に、議案第10号 矢吹町道路線の認定についての討論の発言を許します。

これで、芳賀君、やってください。お願いします。申し訳ないです。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1 番（芳賀慎也君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。

それでは、議案第10号 矢吹町道路線の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本案は、過去に旧善郷内応急仮設住宅の道路敷地として利用されており、現在も道路に面している家の生活道路としても使用されております。

上下水道等のインフラも整備されており、地域の方々の利便性や活性化を考慮しますと、町が管理すべき道路であると認識しております。町道と認定することで当該エリアの地域振興や町の発展が見込まれることが考えられるため、議案第10号に賛成するものであります。

議員皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 次に、この原案に対して反対の立場の討論がありましたならば。

9番。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9 番（加藤宏樹君） 私は、議案第10号 矢吹町道路線の認定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の道路認定は行き止まりの道路であり、よって、それにより多くの町民が利用するとは、非常に考えにくい。また、購入するに当たっても、道路があれば有意に働くという説明もありましたが、上下水道が入っているとはいえ、道路を造ったからその土地が高く売れるという保証はございません。

さらに、この道路が不特定多数の者の利用が見込めないこと、公共の福祉に資する道路とはいええないとも言えますので、そういうことが容易に予想される道路であるということで、この道路認定には反対をするものであります。

議員の皆様の賛同をよろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） ほかに、議案第10号に対しての討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 次に、陳情第2号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出陳情書についての討論の発言を許します。

原案賛成の討論、ありますか。

13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13 番（安井敬博君） それでは、陳情第2号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出陳情書について、原案賛成の立場で討論をさせていただきます。

本県における福島県の最低賃金、全国と比べても低い状況にあります。

このような中、コロナ禍、また東日本大震災、また相次ぐ昨年、そして今年地震、そういったものから生活者、労働者に対する生活の状況は大変厳しい状況にあります。そういったことも併せて、この労働者の現状を改善していく、生活をよくしていく、そのためには賃金の引上げが必要であります。

しかし、一方ではこの賃金の引上げは、中小事業者や、また農家などの個人の事業者の方、そういった方にもその原資の引上げを求めるとなると大変な影響が考えられます。その方たちの失業、また倒産等、そういったものも考えられるものであります。

本件の陳情内容を見ますと、この引上げと同時に国、それから県に対しても、この引上げのための原資、こういうものを捻出するように求めていく、それと併せての陳情でありますので、これは総合的に考えますと引上げをしたほうが妥当であると私は考えます。

以上のことで賛成の討論とさせていただきます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 次に、原案反対の討論は、ありますか。

3番。

〔3番 高久美秋君登壇〕

○3番（高久美秋君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、陳情第2号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出陳情の反対をする立場で討論をさせていただきます。

ただいまは、コロナ禍であります。まして、戦争も起こっております。インフレリスクが高まっているこの時期に、最低賃金を上げるのは、時期尚早だと思っております。

そういうことから、この陳情に対して反対します。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） そのほか、陳情第2号についての討論は、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認めます。

これで討論は終結をいたします。

これより議案第1号 矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は、可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第4号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例の案を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は、可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例案を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は、可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号 矢吹町上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例案を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は、可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号 矢吹町道路線の認定についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は、否決であります。矢吹町議会会議規則第81条の規定により、起立採決の場合は、可とする者の起立を求めるものであって、否とする者の起立を求めることはできないとされております。

従いまして、原案について採決いたします。

お諮りをいたします。原案のとおり賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） 起立多数でございます。

よって、議案第10号は、可決することに決定しました。

これより議案第11号 権利の放棄についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は、可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。この採決は、起立により行います。本案に対する委員長報告は、不採択であります。矢吹町議会会議規則第81条の規定により、起立採決の場合は、可とする者の起立を求めるものであって、否とする者の起立を求めることはできないとされております。

従いまして、原案について採決をいたします。

お諮りをいたします。原案のとおり賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（角田秀明君） 起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択となりました。

次に、陳情第3号 根宿地区生活道路の舗装に関する陳情についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。本案を委員長報告のとおり決定すること、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第4号 三城目本城館地区内における町道・農道の整備についての陳情についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。本案を委員長報告のとおり決定すること、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第5号 町道井戸尻6号線の拡幅に関する陳情についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。本案を委員長報告のとおり決定すること、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第6号 土地改良施設整備についての陳情についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。本案を委員長報告のとおり決定すること、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は、委員長報告のとおり採択されました。

ここで、暫時休議をしたいと思います。

再開は11時15分です。よろしくお願いいたします。

(午前11時04分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午前11時15分)

◎議案第12号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第12号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号及び第21号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 改めて、議場の皆様、おはようございます。また、傍聴されている方、ありがとうございます。

それでは、第一予算特別委員会審査結果報告をさせていただきます。

第432回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第12号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号及び第21号の審査結果は、次のとおりです。

議案第12号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第11号）。

本案は、既定の歳入歳出の予算にそれぞれ9,469万6,000円を追加し、総額を87億3,757万1,000円とするともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1億3,656万3,000円増額、使用料及び手数料2,023万9,000円、県支出金692万5,000円、町債1,520万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を基金への原資積立金等により1,498万円の増額、民生費を施設型給付費の増等により1,621万8,000円の増額、教育費を給食用備品購入費等により1,110万1,000円の増額、災害復旧費を福島県沖地震に係る土木施設災害復旧工事の事業費精査等により622万9,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ16億8,101万9,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和3年度当初予算と比較して3.6%の減であります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税3億8,090万8,000円、県支出金11億1,069万円、繰入金1億8,610万1,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費3,587万2,000円、保険給付費11億4,162万7,000円、国民健康保険事業費納付金4億5,855万8,000円、保健事業費3,658万7,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 令和4年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、一時借入金について定めるものであり、令和3年度当初予算と比較して同額であります。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であります。

歳出の内容は、一般管理費37万3,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 令和4年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億338万6,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和3年度当初予算と比較して0.8%の減であります。

歳入の主な内容は、保険料3億1,900万円、国庫支出金3億5,082万円、支払基金交付金4億1,207万2,000円、県支出金2億3,040万7,000円、繰入金2億8,023万7,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費4,589万6,000円、保険給付費14億5,249万円、地域支援事業費9,955万7,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,241万8,000円とし、一時借入金について定めるものであり、令和3年度当初予算と比較して2.5%の増であります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億4,313万2,000円、繰入金4,892万7,000円、諸収入35万5,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費541万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,665万円、諸支出金35万1,000円あります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 令和4年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入につきましては、総額を4億569万4,000円とし、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益3億9,364万円、他会計補助金を主とする営業外収益1,205万2,000円あります。

収益的支出につきましては、総額を4億2,431万9,000円とし、主な内容は、受水費を主とする営業費用3億9,378万6,000円、企業債利息を主とする営業外費用2,848万3,000円あります。

資本的収支予算につきましては、収入が、企業債1億2,500万円など総額1億4,098万8,000円に対し、支出の総額は2億3,370万7,000円であり、差引き不足額9,271万9,000円は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費1億2,760万円、企業債償還金1億510万7,000円あります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 令和4年度矢吹町下水道事業会計予算。

本案は、公共下水道事業と農業集落排水事業の両事業を合わせた予算となっており、収益的収入につきましては、総額を7億815万1,000円とし、主な内容は、公共下水道使用料を主とする営業収益1億6,307万円、他会計補助金を主とする営業外収益5億4,507万8,000円あります。

収益的支出につきましては、総額を6億82万8,000円とし、主な内容は、流域下水道維持管理負担金を主とする営業費用5億3,340万4,000円、企業債利息を主とする営業外費用5,655万1,000円あります。

資本的収支予算につきましては、収入が、企業債2億2,990万円など総額4億3,289万8,000円に対し、支出の総額が6億2,516万3,000円であり、差引き不足額1億9,226万5,000円は当年度分損益勘定留保資金などで補

填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費 2 億 1,684 万 6,000 円、企業債償還金 4 億 831 万 7,000 円であります。

診査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第 12 号 令和 3 年度矢吹町一般会計補正予算（第 11 号）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号 令和 4 年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号 令和 4 年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号 令和 4 年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和4年度矢吹町水道事業会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和4年度矢吹町下水道事業会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第13号、第14号、第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第13号、第14号及び第15号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、6番、鈴木浩一君。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○6番（鈴木浩一君） 議場の皆様、こんにちは。また、傍聴にいらしていただきました皆様、ありがとうございます。

それでは、第二予算特別委員会のほうより報告申し上げます。

第432回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

それでは、審査結果。

当委員会に付託されました議案第13号、第14号及び第15号の審査結果は、次のとおりです。

議案第13号 令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ262万3,000円減額し、総額を5億2,386万3,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金647万6,000円、諸収入157万2,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金1,000万円、県支出金17万1,000円、町債50万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費を870万1,000円増額し、事業費を1,132万4,000円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号 令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ371万1,000円減額し、総額を2億3,071万1,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金321万1,000円、町債50万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費70万円、事業費301万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号 令和4年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億1,600万円とし、併せて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであります。令和3年度当初予算と比較して6.8%の増であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第13号 令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和4年度矢吹町一般会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案及び議員発議がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を11時45分から、そして引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するために、暫時休議をいたします。

（午前 11時41分）

○議長（角田秀明君） 再開をいたします。

（午後 零時01分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

ご報告いたします。

会期中に、町長から提出のありました同意1件、諮問1件、議案1件及び議員から選任3件の追加議案が提出されました。

企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第5、同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。

本案は、令和4年3月24日をもって鈴木教育長が退任されることから、新たに矢吹町八幡町330番地18、大杉和規氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

大杉氏は、現在、白河市立表郷小学校長を務められており、明朗快活で高潔な人格を有する方であります。現職については、本年3月31日をもって、任期満了により退職されますが、教員生活36年のうち、教諭として9年、教頭として6年、県南教育事務所指導主事として約3年務められた後、泉崎第一小学校長を経て平成21年からは白河市教育委員会学校教育課にて、主幹兼課長補佐兼指導係長として市内の生徒指導を担当され、さらに、平成23年からは学校教育課長として、東日本大震災からの復興に向け指揮を執られるなど、教育現場と教育行政の両面に精通されております。

大杉氏は、再任用期間を含めるとおよそ通算11年間の長きにわたり校長職を務められており、その間、東西しらかわ小学校長会会長、福島県校長会副会長等を歴任され、平成30年には福島県学校教育功労者表彰を受賞されるなど、県南地方の各小学校に在職する間、児童の学力向上はもとより、学校における体験活動の充実、教員の心の支援に取り組みれるとともに、児童の文化活動、スポーツにおいても、数々の指導力を発揮され、県南地方教育行政の振興発展に尽力されてまいりました。

このようなことから、今後は本町の教育長として豊富な識見と卓越した手腕にて、町教育行政の進展に寄与していただきたいと考え、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立により行います。

同意第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） 起立多数でございます。ご苦労さまです。

よって、同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました大杉和規様を紹介するため、暫時休議をいたします。

(午後 零時07分)

○議長（角田秀明君） それでは、ご紹介を申し上げます。

教育委員会教育長に同意されました教育長大杉和規様であります。

大杉様におかれましては、健康に留意され、教育委員会教育長としてご活躍されることをご期待申し上げます。

続きまして、本人からご挨拶をいただきたいと思っております。大杉様、よろしくお願いいたします。

○教育長（大杉和規君） ただいまご紹介いただきました大杉和規でございます。

矢吹町の教育長を拝命し、大変その重責に心引き締まる思いがしております。

4月からは、矢吹町の子供たちの健康を第一に、そしてまた矢吹町の子供たちの夢と希望が花開くよう、そして矢吹町にお住まいの方々の生涯にわたる学びが充実するよう全力で取り組んでまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、紹介を終わります。

大変ご苦労さまでございました。

4月からよろしくお願いいたします。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは、再開申し上げます。

(午後 零時09分)

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、令和4年6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町中沖17番地、小針啓幸氏を再度、同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

小針氏は、平成31年4月より人権擁護委員を務められており、人権相談や人権啓蒙活動に積極的に取り組まれ、人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、再任にふさわしい方であることから、提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。
この採決は起立により行います。

同意第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。
ここで、同意されました小針啓幸様を紹介するため、暫時休議をいたします。

（午後 零時11分）

○議長（角田秀明君） それでは、ご紹介を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につき同意されました小針啓幸様であります。

小針様におかれましては、健康に留意され、人権擁護委員として活躍されることをご期待申し上げます。

続きまして、小針様からご挨拶をいただきたいと思います。

○人権擁護委員（小針啓幸君） 小針です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） ありがとうございました。以上で、ご紹介を終わります。

それでは、再開をいたします。

（午後 零時13分）

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより議案第22号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第12号）を議題
といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第7、議案第22号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第12号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,838万1,000円を追加し、総額を87億7,595万2,000円とするとともに、繰越明許費の補正を行うものであります。

歳入予算の内容は、繰入金3,755万9,000円、諸収入82万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出予算の内容は、衛生費が地震災害に係る水道事業会計への負担金により800万円の増額、災害復旧費を地震災害に係る土木施設災害復旧工事等により3,038万1,000円増額するものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、土木施設災害復旧事業等の7事業について、年度内完了が困難なことから総額3,838万1,000円を設定するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

お諮りをいたします。議案第22号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第12号）を採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより議案第23号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第8、議案第23号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、収益的収入につきまして、既定の額に800万円を増額し、収入予算総額4億1,790万9,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に800万円を増額し、支出予算総額4億3,957万1,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、営業外収益800万円を増額し、支出の内容につきましては、営業費用800万円を増額するものであります。

それでは、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

お諮りをいたします。議案第23号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）を採決をいたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上で終りたいと思います。

昼食のため、ここで1時半まで暫時休議をしたいと思います。よろしく申し上げます。

（午後 零時18分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（角田秀明君） 初めに、私事から議事の都合により、議長職を副議長に交代をさせていただきます。

ここで、暫時休議をいたします。

（午後 1時30分）

○副議長（安井敬博君） それでは、再開いたします。

（午後 1時30分）

◎日程の追加

○副議長（安井敬博君） 議長に代わりまして、副議長の私が議長席に着かせていただきます。

ただいま議長角田秀明君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井敬博君） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は、順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎議長辞職の件

○副議長（安井敬博君） 日程第9、これより、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、角田秀明君の退場を求めます。

〔14番 角田秀明君退場〕

○副議長（安井敬博君） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（安井敬博君） お諮りいたします。角田秀明君の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井敬博君） ご異議なしと認めます。

よって、角田秀明君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、14番、角田秀明君の除斥を解きます。

〔14番 角田秀明君入場〕

〔「議長、運営について意見を述べます。発言を許してください」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井敬博君） 青山君。

○11番（青山英樹君） 一応、議事日程上を、執行の方はもういないので、通常であればこの議会を見ても町執行関係の方々は席を外していただくということがあるんですけども、そのように今回、この議場においても行ってもよろしいんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○副議長（安井敬博君） それでは、ちょっと暫時休議させていただきます。

（午後 1時32分）

○副議長（安井敬博君） 再開いたします。

（午後 1時33分）

○副議長（安井敬博君） 本会議でありますので、執行部方側、このまま出席していただいても問題はありませぬので、続けさせていただきたいと思います。

それでは、議長辞職を許可されました角田秀明君より、議会運営に関する基準第131項の規定によりご挨拶があります。

14番、角田秀明君。

〔14番 角田秀明君登壇〕

○14番（角田秀明君） 皆さん、こんにちは。

私ごとで申し訳ないのですが、こんなことになりまして、すみませんでした。

申合せ事項というようなことで、今までの議会運営規定の中で2年交代というようなことがありましたので、今まで、今日の3月の執行部側からの提出された原案を全部、皆さんにお世話になり可決決定をいただいたというようなことでありましたので、お昼休みに副議長と私と一緒に辞表を出させていただきました。

私も本来ですと、4年間やるべきではと思ったのですが、やはり議会の混乱を避けるためには、ここで一旦議長を辞職、そしてまた再審査していただいて、もし角田秀明がこの後の2年間に議会に戻していただくことができれば、また議長というようなことで大役を果たしていく決意でございますが、何分これも皆さん議会の決め手でございます。そんなことで、2年間のお世話になったときに辞表を出させていただきました。

私の議長就任は波乱万丈の議長でありました。

2年前の4月3日に皆さんにお世話になり、議長としてならせていただいたその夜に矢吹町のコロナ第1号が出まして、町長が記者会見するなど、それからここ丸2年、いろんな面でコロナ、それから台風の被害、そ

して地震、昨年も2月13日に地震がありまして、ちょうど11年前の東日本大震災から数えて10年目というよう
なことで、新たな地震がありました。そしてまた今回、3月16日に地震があったというようなことで、私も、
町長は無論でございますが、コロナと地震に泣かされている2年でありました。

そういった観点で、定例議会こそ、私は議長という立場で皆さんの前で議長役をやらせていただきましたが、
対外的には、全然議長の活躍もないというふうなことで、私も残念に思うところでございます。

しかし、ルールはルールでありますので、議長不信任案などが出されないうちに議長職を解きたいというよ
うなことで、今回出させていただきました。大変お世話になりましたが、また私の気持ちとしては、再度皆
さんにご支持をいただいて、議長にさせていただくのが願いでございますが、一応、退任の挨拶をさせていた
だきます。本当にありがとうございました。

◎日程の追加

○副議長（安井敬博君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井敬博君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

なお、以下の日程は、順次繰り下げますのでご了承願います。

◎選挙第1号 議長選挙

○副議長（安井敬博君） 日程第10、これより選挙第1号 議長選挙を行います。

投票に先立ちまして、議長選挙に関し所信表明を行うため、暫時休議いたします。

（午後 1時38分）

○副議長（安井敬博君） それでは、再開いたします。

（午後 2時00分）

○副議長（安井敬博君） 立候補者2名でございます。

〔「議会基本条例第3条2項を朗読していただきたいんですが」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井敬博君） すみません、青山議員、2項でよろしいでしょうか。

○11番（青山英樹君） 第3条2項で立候補しようという者は目指す議会像を明確にするため、所信表明をし
なければならない。立候補しようとする者は所信表明を行わなければならないというふうに書いてあります。

○副議長（安井敬博君） では、朗読をいたします。

議会基本条例第3条2項、議長及び副議長の選挙に立候補しようとする者は目指す議会像を明確にするため、
所信表明を行わなければならない。

以上です。

〔「立候補者は2名なら2名が所信表明をしなければいけない」と呼ぶ者あり〕

〔「過去にはやらないで、立候補者はたくさんいらっしゃるの、別に問題ないだろうと思います」と呼ぶ者あり〕

〔「条例違反は駄目です」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井敬博君） 熊田議員、発言は指名してから行ってください。

今、発言ではないですね。

○12番（熊田 宏君） 発言ではありません、すみません。

○副議長（安井敬博君） では、事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（氏家康孝君） 失礼いたしました。

それでは、立候補もう1人いらっしゃいます。14番、角田秀明議員であります。よろしくお願いいたしますます。

（午後 2時02分）

○副議長（安井敬博君） それでは、再開いたします。

（午後 2時19分）

○副議長（安井敬博君） これから投票になりますけれども、その前に、先ほど11番、青山議員からご指摘がありました執行部の退室の件でありますけれども、議長のほうで執行部のほうは説明のために招集しているということでありまして、私先ほど、本会議であるから退室の必要はないと申し上げましたが、その点は間違いでありましたので、そこは訂正させていただきます。

議長のほうで退室、それから招集、そういった判断のほうはするということであります。そのことは、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、このまま続けたいと思います。

選挙は、投票で行います。

議場の封鎖を命じます。

〔議場封鎖〕

○副議長（安井敬博君） それでは、ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番、芳賀慎也君及び2番、関根貴将君を指名いたします。

失礼します、ちょっとマスクを外させていただきます。失礼いたしました。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（安井敬博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井敬博君） それでは、配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（安井敬博君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長氏名点呼、投票〕

○副議長（安井敬博君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井敬博君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票は終了いたします。

これより開票を行います。

1番、芳賀慎也君及び2番、関根貴将君は、開票の立会いをお願いいたします。前にお進みください。

事務局職員に開票を命じます。

〔開 票〕

○副議長（安井敬博君） それでは、これより開票結果を報告いたします。

投 票 総 数	1 4 票	
有 効 投 票	1 2 票	
無 効 投 票	2 票	
有効投票のうち	角 田 秀 明 君	7 票
	三 村 正 一 君	4 票
	青 山 英 樹 君	1 票

以上のとおりであります。

なお、法定投票数は4票であります。

よって、角田秀明君が議長に当選されました。

議場の封鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（安井敬博君） ただいま議長に当選されました角田秀明君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎議長就任の承諾及び挨拶

○副議長（安井敬博君） 次に、議長に当選されました角田秀明君から挨拶をいただきたいと思います。

〔1 4 番 角田秀明君登壇〕

○議長（角田秀明君） また改めまして、皆さん、大変ありがとうございます。

先ほど、三村さんと私と何か青山さんも出てきたんですが、そんなことで3人の戦いだったのかなというようなことで、今、思えば皆さんにお世話になりながら2年間やってきました。そしてまた、この後の2年間もまた皆さんと執行側の間に入って、そして一生懸命やれというような激励だと思っております。

また、先ほどもありましたように、一般質問の中でも出過ぎたのではないかなというような声もありましたが、それもやはりこれから私も議員の皆さんと話をしながら、執行側との中との対等に立って、そして皆さんのために、そして執行側のために一生懸命頑張るつもりでございます。

浅学非才ではございますが、角田秀明をこれからもよろしくお願ひしたいと思います。本当にありがとうございます。

○副議長（安井敬博君） これをもって、議長と交代します。皆様のご協力、誠にありがとうございました。これで暫時休議をいたします。

（午後 2時32分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時33分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） ただいま副議長安井敬博君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了解願ひしたいと思います。

◎副議長辞職の件

○議長（角田秀明君） 日程第11、これより副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番、安井敬博君の退場を求めます。

〔13番 安井敬博君退場〕

○議長（角田秀明君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。安井敬博君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、安井敬博君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、13番、安井敬博君の除斥を解きます。

〔13番 安井敬博君入場〕

○議長（角田秀明君） 副議長辞職の許可されました安井敬博君より、議会運営に関する基準第131項の規定によりご挨拶があります。

13番、安井敬博君。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

ただいま議長より報告がありましたとおり、私安井敬博は、議会での申合せ事項に基づきまして、2年での辞職をさせていただきたいと思っております。

これまで、議長に事故があるときには、副議長の私が議長の職を代表して行う、そういったことでありまして、これまで緊張感を持ちながら議会の運営等の規則に対しても常に勉強してまいりましたが、まだまだ至らないところがございます。これからは新しい議長、また副議長、そして議会の皆様と一緒に切磋琢磨していきたいと思っておりますので、副議長の辞職のご同意をお願いいたしたいと思っております。

ありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りをいたします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は、順次繰り下げますので、ご了解願いたいと思っております。

◎選挙第2号 副議長選挙

○議長（角田秀明君） 日程第12、これより選挙第2号 副議長選挙を行います。

投票に先立ち、副議長選挙に関し所信表明を行うため、暫時休議をいたします。

（午後 2時38分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 3時04分）

○議長（角田秀明君） 選挙は、投票で行います。

議場の封鎖を命じます。

〔議場封鎖〕

○議長（角田秀明君） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、芳賀慎也君及び2番、関根貴将君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○議長（角田秀明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（角田秀明君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼、投票〕

○議長（角田秀明君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票は終了いたします。

これより開票を行います。

1番、芳賀慎也君及び2番、関根貴将君、開票の立会いをお願いします。前にお進みください。

事務局職員に開票を命じます。

〔開 票〕

○議長（角田秀明君） これより開票結果を報告いたします。

投 票 総 数 14票

有 効 投 票 14票

無 効 投 票 0票

有効投票のうち 富永創造君 9票

三村正一君 5票

以上のとおりであります。

なお、法定投票数は4票であります。

よって、富永創造君が副議長に当選されました。

議場の封鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（角田秀明君） ただいま副議長に当選されました富永創造君が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長就任の承諾及び挨拶

○議長（角田秀明君） 次に、副議長に当選されました富永創造君から挨拶をいただきたいと思います。
7番、富永創造君。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） ただいま、矢吹町議会副議長に選任されました富永創造であります。

9票という得票をいただきありがとうございます。また、5票というほかの候補者にあげられた皆さん、それは私にとっては、叱咤であり、これからしっかりせいと、そういう励ましの言葉と受け止め、今後、議長を支えながら、しっかりとこの2年間、副議長の責務を果たしたいと思っております。

今後とも皆さんのパイプとなって頑張りますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） ここで、議事調整のため3時30分から全員協議会を開催するため、暫時休議をいたします。よろしくお祈りいたします。

（午後 3時14分）

○議長（角田秀明君） 再開をします。

（午後 3時37分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更をしたいと思います。

議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了解いただきたいと思っております。

◎議席の一部変更

○議長（角田秀明君） これより議席の一部変更を議題といたします。

その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（氏家康孝君） それでは、朗読いたします。

議席番号1番、芳賀慎也議員。2番、関根貴将議員。3番、高久美秋議員。4番、藤井源喜議員。5番、堀井成人議員。6番、鈴木浩一議員。7番、三村正一議員。8番、安井敬博議員。9番、加藤宏樹議員。10番、鈴木隆司議員。11番、青山英樹議員。12番、熊田宏議員。13番、副議長富永創造議員。14番、議長角田秀明議員です。

以上です。

○議長（角田秀明君） ただいま事務局長朗読のとおり議席の一部を変更させていただきます。

なお、議席替えにつきましては、氏名表及び電光掲示板の修正もありますので、本定例会終了までは、現在の議席でお願いします。

◎選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（角田秀明君） 日程第14、これより選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

矢吹町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（氏家康孝君） それでは、朗読いたします。

総務教育常任委員会委員。

芳賀慎也 議員 高久美秋 議員

鈴木浩一 議員 三村正一 議員

鈴木隆司 議員 熊田宏 議員

角田秀明 議長

産業民生常任委員会委員。

関根貴将 議員 藤井源喜 議員

堀井成人 議員 安井敬博 議員

加藤宏樹 議員 青山英樹 議員

富永創造 副議長

以上であります。

○議長（角田秀明君） ただいま事務局長朗読のとおり指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会は、事務局長朗読のとおり決しました。

ただいま各常任委員会委員が選任されましたので、直ちに各常任委員会を開き、正副委員長の互選と議会運営委員会委員及び議会広報編集委員会委員をそれぞれ3名ずつ選出していただきます。

総務教育常任委員会は第2会議室、産業民生常任委員会は第3会議室をお使いください。よろしく願い申し上げます。

ここで、暫時休議をいたします。

(午後 3時41分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午後 4時20分)

○議長（角田秀明君） ただいま、各常任委員会において正副委員長が決定いたしましたので、私から報告をいたします。

総務教育常任委員会委員長に芳賀慎也君、副委員長に鈴木浩一君、産業民生常任委員会委員長に堀井成人君、副委員長に藤井源喜君。

以上で報告を終わります。

◎選任第2号 議会運営委員会委員の選任について、選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について

○議長（角田秀明君） 日程第15、これより選任第2号 議会運営委員会委員の選任について及び選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（氏家康孝君） それでは朗読いたします。

順不同になることをご了承願います。

議会運営委員会委員。

熊田 宏 議員 鈴木 隆 司 議員

三村 正 一 議員 堀井 成 人 議員

青山 英 樹 議員 安井 敬 博 議員

議会広報編集委員会委員。

芳賀 慎 也 議員 高久 美 秋 議員

鈴木 浩 一 議員 関根 貴 将 議員

藤井 源 喜 議員 安井 敬 博 議員

以上であります。

○議長（角田秀明君） ただいま事務局長朗読のとおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員及び議会広報編集委員会委員は事務局長朗読のとおり決しました。

ただいま議会運営委員会委員及び議会広報編集委員会委員が選任されましたので、直ちに各委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたしたいと思ひます。

なお、議会広報編集委員会委員の皆さんには、本会議及び全員協議会終了後に第4会議室において委員会の開催をしたいと思いますので、お集まりをお願いいたします。

ここで、暫時休議をいたします。

(午後 4時22分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午後 4時32分)

○議長（角田秀明君） ただいま、議会運営委員会及び議会広報編集委員会が開催され、正副委員長が決まりましたので、私から報告をいたします。

議会運営委員会委員長に三村正一君、副委員長に青山英樹君、議会広報編集委員会委員長に関根貴将君、副委員長に藤井源喜君。

以上で報告を終わります。

ここで、暫時休議いたします。

(午後 4時33分)

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

(午後 4時34分)

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） ただいま、安井敬博君から、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了解願ひたいと思ひます。

◎白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件

○議長（角田秀明君） 日程第16、これより白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件を議題といたしま

す。

地方自治法第117条の規定により、13番、安井敬博君の退場を求めます。

〔13番 安井敬博君退場〕

○議長（角田秀明君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（角田秀明君） お諮りします。安井敬博君の白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、安井敬博君の白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、13番、安井敬博君の除斥を解きます。

〔13番 安井敬博君入場〕

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） ただいま白河地方広域市町村圏整備組合議会議員が欠けました。

お諮りをいたします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了解願いたいと思います。

◎選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙

○議長（角田秀明君） 日程第17、これより選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙を行います。

お諮りをいたします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

それでは、お諮りをいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に、副議長の富永創造君を指名します。

お諮りをいたします。ただいま私が指名した富永創造君を白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、私と私が指名した富永創造君が白河地方広域市町村圏整備組合議員に当選されました。

ただいま当選しました富永創造君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（角田秀明君） 日程第18、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、議会運営委員会委員長から継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

◎議員の派遣について

○議長（角田秀明君） 日程第19、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決まりました。

続きまして、私から、本定例会を最後に今月24日に退任されます鈴木健生教育長へ一言御礼の言葉を申し上げます。

鈴木健生教育長におかれましては、2年にわたり本町教育振興に多大なるご尽力をいただきました。また、議会運営に対しましてもご指導、ご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

今後は健康に留意され、これからの生活を十分に楽しんでいただきたいと思います。

今後とも、町政、議会活動に温かいご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。今日までのご労苦に対する深甚なる感謝の意を表したいと思っております。

鈴木教育長の益々のご多幸をご祈念申し上げます、私からの御礼の言葉といたしたいと思います。

最後に、鈴木教育長よりご挨拶をいただきたいと思います。

教育長、鈴木健生君。

○教育長（鈴木健生君） 短い期間ではありましたが、皆様には大変お世話になりました。

これまで、教員時代も含めると12年間、その12年間の長きにわたり矢吹町で勤めさせていただきました。

この12年間は、私にとって、また教員時代にとって、全てにとってとても重要な、とても大切なときとなりました。矢吹町は、本当に私にとってご縁の深い町になりました。

最後になりますが、矢吹町のますますのご発展をお祈り申し上げ、私の挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 続きまして、本定例会を最後に、この3月31日で退職される町管理職の方が議場におられますので、一言御礼を申し上げたいと思います。

総合窓口課長小針良光さん、保健福祉課長阿部正人さんにおかれましては、長年、町政の進展にご尽力されるとともに、議会運営及び審議に多大なるご協力、ご指導をいただき心から感謝を申し上げます。

また、退職後も長い行政経験を生かされ、町政、議会活動に、温かいご指導、ご協力をいただけますようお願い申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。長きにわたり、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き5時より議員控室において全員協議会を開催いたしますのでご協力願います。

これにて第432回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 4時43分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 4 年 6 月 8 日

議 長 角田秀明

副 議 長 富永創造

前 議 長 角田秀明

前 副 議 長 安井敬博

署 名 議 員 高久美秋

署 名 議 員 藤井源喜